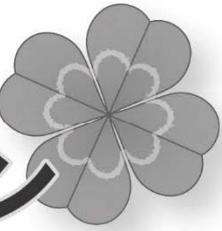


ふみ みやこ
「文の京」ハートフルプラン



文京区地域福祉保健計画

保健医療計画



令和6年度～令和11年度



文 京 区



「文の京」ハートフルプラン
文京区地域福祉保健計画

保健医療計画

令和6年度～令和11年度



文 京 区



もくじ

第1章 策定の考え方	3
1 計画の目的	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画改定の検討体制	5
4 計画の期間	6
5 計画の推進に向けて	7
(1) 地域の連携と支え合いによる地域福祉保健の推進	7
(2) 地域共生社会の実現に向けた方向性	8
(3) 推進体制	10
(4) 計画の周知	10
(5) 計画の評価	11
第2章 計画の基本理念・基本目標	15
1 基本理念	15
2 計画の基本目標	16
第3章 保健医療を取り巻く現状と課題	19
1 区民の健康動向等	19
(1) 人口の状況	19
(2) 出生及び死亡の状況	23
(3) 寿命	26
(4) 健診等の状況	28
(5) こころの病気と自殺に関する統計	30
(6) 健康安全に関する統計	31
(7) 地域保健医療施設	33
(8) 健康に関するニーズ調査	34
(9) 高齢者等実態調査結果	65
2 保健医療の現状	70
(1) 健康づくりの推進	70
(2) 地域医療の連携と療養支援	72
(3) 健康安全の確保	73
3 保健医療の課題	75
(1) 健康づくりの推進	75
(2) 地域医療の連携と療養支援	77
(3) 健康安全の確保	78

第4章 目標と計画事業 83

1 主要項目及びその方向性.....	83
(1) 健康づくりの推進.....	83
(2) 地域医療の連携と療養支援.....	85
(3) 健康安全の確保.....	86
2 計画の体系.....	87
3 計画事業.....	92
(1) 健康づくりの推進.....	92
1－1 健康的な生活習慣の確立.....	92
1－2 健康的な栄養・食生活の推進.....	95
1－3 こころの健康づくりの推進.....	97
1－4 女性の健康づくりの推進.....	98
1－5 歯と口腔の健康づくりの推進.....	100
1－6 がん対策の推進.....	103
1－7 妊娠・出産・子育てへの切れ目ない支援.....	105
1－8 高齢者の健康づくり	109
1－9 食育の推進（文京区食育推進計画）	112
(2) 地域医療の連携と療養支援.....	115
2－1 地域医療連携の推進	115
2－2 災害時医療の確保	118
2－3 精神保健医療対策	120
2－4 在宅療養患者等の支援	123
(3) 健康安全の確保	125
3－1 健康危機管理体制の強化	125
3－2 感染症対策	126
3－3 医療安全の推進と医務薬事	128
3－4 食品衛生の推進	129
3－5 環境衛生の推進	130
3－6 動物衛生の推進	131

資料編

	135
1 行動目標の把握方法.....	135
2 文京区地域福祉推進協議会設置要綱.....	138
3 文京区地域福祉推進協議会委員名簿.....	144
4 保健部会部会員名簿.....	146
5 文京区地域福祉推進本部設置要綱.....	148
6 文京区地域福祉推進本部名簿.....	150
7 文京区地域福祉推進本部幹事会名簿.....	151
8 幹事会・推進本部・地域福祉推進協議会の開催状況.....	152
9 保健部会の開催状況.....	154
10 「中間のまとめ」に対する区民意見.....	155



第 **1** 章

策定の考え方



第1章 策定の考え方

1 計画の目的

健康をめぐる社会環境をみると、我が国においては、世界有数の長寿国であり、文京区（以下「本区」という。）の高齢化率は今後も上昇することが見込まれており、高齢者が自分らしくいきいきと生活し、住み慣れた地域で安心して暮らすための支援として、在宅療養体制の構築や認知症の対策が重要となります。

また、疾病全体に占める悪性新生物（がん）、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病を抱える人が20世紀後半から増加しています。本区の区民の主要死因も生活習慣に起因する疾患が半数以上となっています。このため今後、さらに高齢化が進み、生活習慣病患者の増加により、医療や介護にかかる負担が年々増加していくことが予測されており、国の「健康日本21」において、平均寿命だけでなく、健康で自立した生活ができる健康寿命の延伸が求められています。

一方で、世帯の小規模化、核家族化に伴い、子育てに戸惑いや不安を感じる保護者は少なくない状況です。このような中、妊娠から出産、子育て期にわたり、切れ目のない支援を行い、安心して子どもを産み、健やかに育てるための家庭や地域の環境づくりが引き続き重要となります。

さらに、感染症や食中毒の予防など、日々の生活を送る上での安全・安心の確保を図ることも重要です。

このような課題に的確に対応するため、「健康づくりの推進」、「地域医療の連携と療養支援」、「健康安全の確保」を柱とした保健医療施策全般にわたる総合的な計画として「保健医療計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

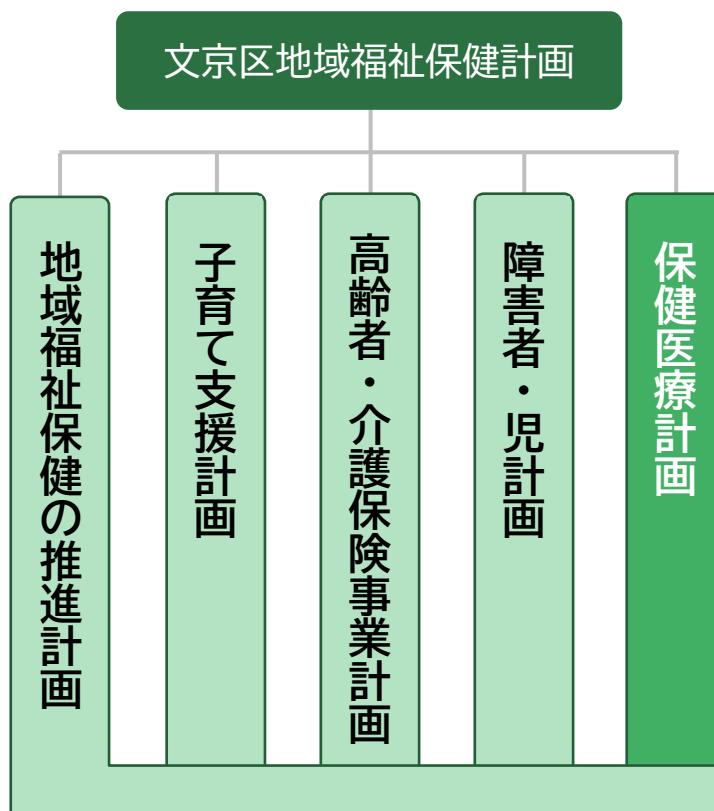
保健医療計画は、全ての区民等を対象とする計画として、健康増進法に基づく「市町村健康増進計画」及び食育基本法に基づく「市町村食育推進計画」を一体的に策定するものです。

■計画名と根拠法令

法律に基づく計画名	根拠法令	本区における計画名
健康増進計画	健康増進法第8条第2項	保健医療計画
食育推進計画	食育基本法第18条第1項	

また、区の基本構想に掲げる将来都市像の実現に向け、その基本理念、将来像等を踏まえて策定する、本区の福祉保健施策を推進するための基本となる総合計画である文京区地域福祉保健計画の分野別計画の1つです。

さらに、国の「健康日本21(第三次)」の地方計画の性格を有するものとして、都の「東京都健康増進プラン21(第三次)」を、国の「第4次食育推進基本計画」の地方計画の性格を有するものとして、都の「東京都食育推進計画」を踏まえるとともに、医療法に基づく都の「東京都保健医療計画」とも調和・整合を図って策定したものです。



3 計画改定の検討体制

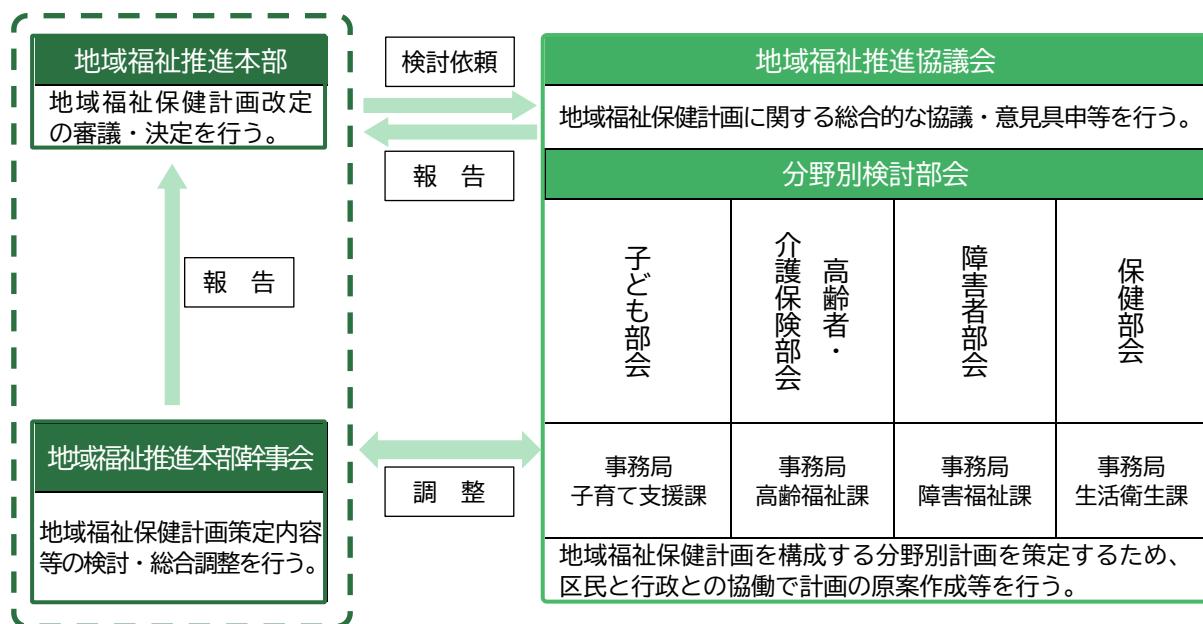
本計画の改定に当たっては、学識経験者、福祉保健関係団体の代表者、公募区民等で構成する地域福祉推進協議会及びその検討部会である地域福祉推進協議会保健部会における検討を踏まえて、改定を行いました。

なお、これらの会議は全て公開とし、広く区民に開かれた審議を行いました。

計画の検討経過については、ホームページで公表するとともに、パブリックコメント（区民意見公募）の実施や区民説明会の開催により、区民の意見・要望を十分に把握し、計画への反映を図りました。

また、区の庁内組織である地域福祉推進本部及び地域福祉推進本部幹事会において、福祉保健に関連する部署間の緊密な連絡調整等を図り、計画の組織横断的な検討・総合調整を行いました。

■計画改定の検討体制



4 計画の期間

本計画は令和6年度から令和11年度までの6年を計画期間とします。

区分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
総合戦略「文の京」									
福祉保健計画文京区地域									
医療計画文京区保健									

本表は、各計画の策定期間を示すもので、実際の実施期間は各計画書に記載されています。

「文の京」総合戦略の策定期間は、令和6年度～令和11年度（2024年～2029年）です。

文京区地域福祉保健計画の策定期間は、令和6年度～令和11年度（2024年～2029年）です。

文京区保健医療計画の策定期間は、令和6年度～令和11年度（2024年～2029年）です。

5 計画の推進に向けて

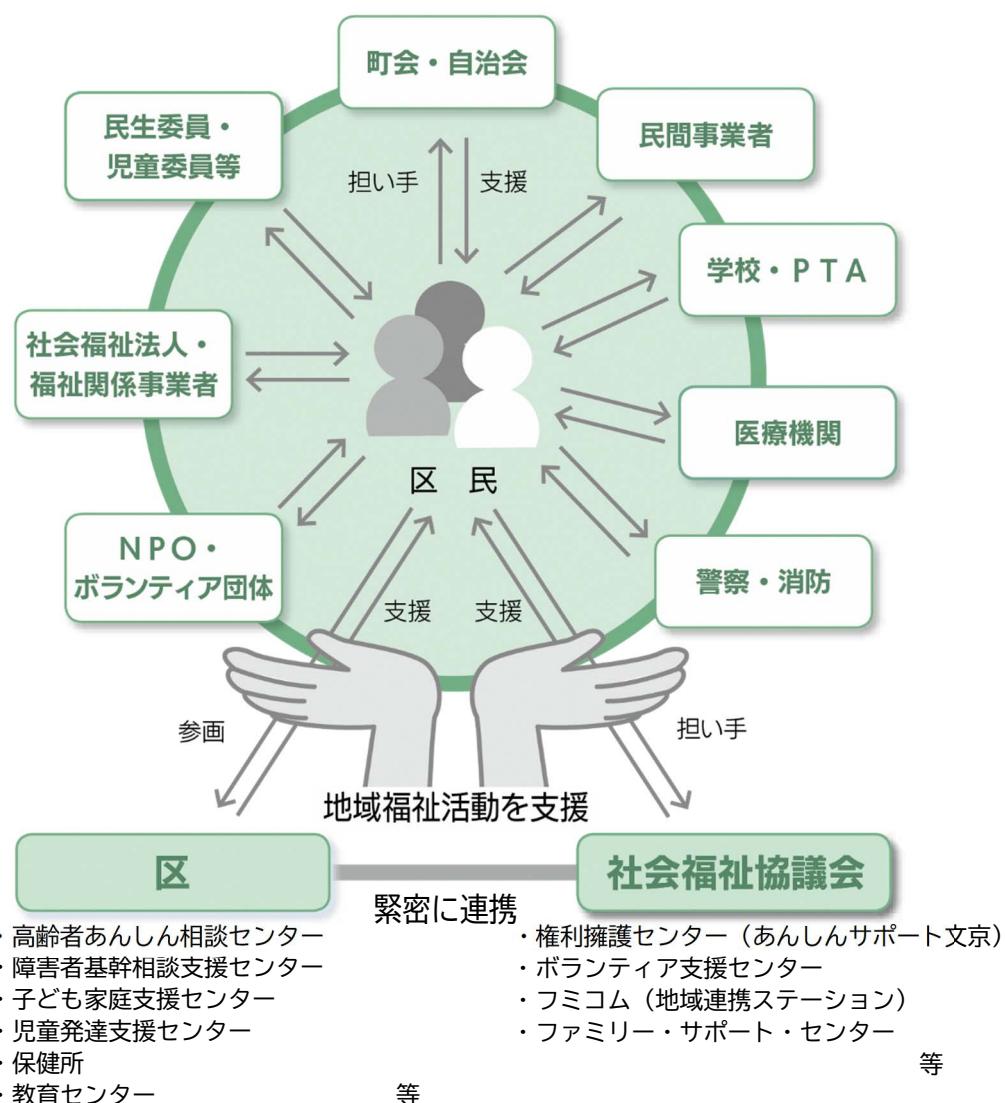
(1) 地域の連携と支え合いによる地域福祉保健の推進

地域では、区民、町会・自治会、民生委員・児童委員、福祉関係事業者、医療機関、NPO、ボランティア団体など様々な主体が地域福祉保健の推進のために、日々主体的に活動しています。

本計画を推進していく上では、こうした地域による主体的な活動の裾野をさらに広げ、様々な主体間の連携を強化するとともに、支援される人たちが時には支援する担い手として活躍するような地域ぐるみの支え合いを推進していくことが大切です。

区は、制度的に位置づけられた公的な福祉保健サービスを適切に提供するとともに、地域福祉の推進を担う社会福祉協議会と緊密に連携し、地域の主体的な活動への積極的な支援や様々な主体間の連携を図ることを通して、各主体と協働して地域ぐるみの支え合いを推進します。

主体間の連携を強化し地域ぐるみの支え合いを推進



(2) 地域共生社会の実現に向けた方向性

区ではこれまで、地域共生社会^{※1}の実現に向けて、「必要な支援を包括的に提供する」考え方を各分野に普遍化していくことを目指して、全区民を対象とした文京区における地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいりました。あわせて、包括的な相談支援を進めるため、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、生活困窮などの各社会保障制度に基づく専門的支援について、組織間や地域との連携強化を図ることで、子どもの貧困対策、医療的ケア児の支援、ひきこもり支援などの多分野にわたる課題に対応してまいりました。

しかしながら、進行する少子高齢化や、血縁・地縁・社縁による共同体機能の脆弱化など社会構造が変化しており、新たな生活課題が制度の狭間に陥りやすいリスクが生じています。このような必要な支援が届きにくく、孤立化するリスクが高い事例において、課題や分野ごとの支援体制では対応が困難なケースが増加しており、一つの世帯に複数の課題が存在している状態も見受けられるようになりました。

区では、こうした複雑化・複合化した課題や制度の狭間にあるニーズにも対応できるよう、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業を文京区における地域包括ケアシステムに取り入れ、分野横断的に多機関が連携した重層的なセーフティーネットの構築を目指してまいります。また、重層的支援体制の3つの支援（相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援）を一体的に実施できるよう、関係部署、機関、団体等と協議を重ねながら連携を図り、適切な支援につなげ、家族全体の支援を行うことができる体制整備を進めてまいります。

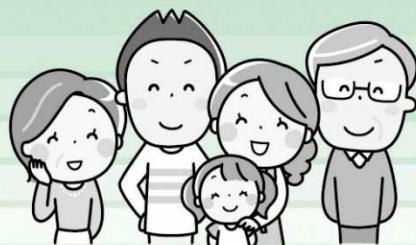
同時に、都市部である本区において、社会経済活動の変化や、人口減少・少子高齢化に伴う地域の生活課題の複雑化・個別化から生じる「2040年問題」^{※2}も見据え、地域課題の解決を試みる仕組みに全区民が主体的に参加しやすくなるよう、地域の再構築を進めていく必要があります。

引き続き、文京区における地域包括ケアシステムを推進しながら、世代や年齢、障害の有無等に関わらずに参加できる多世代交流（ごちゃまぜ）の場を通じて、多様な主体が合意形成を図りながら、緩やかなつながりをもって参画することで、区民一人ひとりが生きがいや役割を持ちつつ、支え合い、助け合いながら暮らせる地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を図ってまいります。

※1 地域共生社会：制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

※2 2040年問題：少子化による急速な人口減少と高齢者人口がピークに達することで、日本が2040年に直面すると考えられている問題の総称。

地域共生社会の実現



様々な社会課題や人口構造の変化からくる
2040年問題も見据え、
地域の再構築を進めていく



各分野の支援機関が連携して一つのチームとなり、地域資源やネットワークを重ね合わせることで、本人やその世帯が有する地域生活課題や希望に応じた多様かつ柔軟な支援ができる体制を構築し、孤立させない地域づくりを目指します。

最終目標

令和6年度～令和8年度

現状

文京区における地域包括ケアシステムの
重層的支援体制整備事業を活用
更なる進化・発展のために

重層的支援体制整備事業

相談支援

属性、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行う

参加支援

本人や世帯が地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出すために多様な接点を確保する

地域づくりに 向けた支援

世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備をする

区の日常生活圏域のそれぞれの地域特性を十分に踏まえ、区と社会福祉協議会が緊密に連携を図り、多様な主体間の連携を強化し、協働することで、高齢者・障害者・子ども等、だれもが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるための仕組み

ダブルケア 孤独・孤立 ヤングケアラー

制度の狭間

従来の制度や分野ごとの縦割りの支援体制では対応が困難なケースの増加

8050

...

「必要な支援を包括的に提供する」という考え方を普遍化してきた

高齢福祉

障害福祉

児童福祉

生活困窮

文京区における地域包括ケアシステム

(3) 推進体制

本計画は、「健康増進計画」と「食育推進計画」を一体的に策定しており、保健、福祉、介護、教育など多岐にわたる関係各部署が、情報の共有と連携を深めて、ともに実施することによって推進していきます。

また、「計画事業」を着実に推進するため、区民主体による健康づくりの実践と併せ、区民、関係団体、行政が一体となって取り組みます。

(4) 計画の周知

本計画は、だれもが気軽に閲覧できるよう、区のホームページに掲載し、区内の公共施設等に設置します。

また、計画事業等についての具体的な情報は、区報、インターネット、ソーシャルメディアの活用や、対象者への個別通知等を行うほか、関係団体等の多様な経路を用いて幅広く周知を進めています。

(5) 計画の評価

本計画を着実かつ効果的に実施し、総合的な事業の点検・評価を行うため、進行管理対象事業及び行動目標を掲げています。

また、区民、学識経験者等で構成する地域福祉推進協議会において、区民等の意見を検討・反映させながら、進行管理を行っていきます。

●進行管理対象事業

本計画において、区が取り組むべき特に重要な事業については、計画目標を掲げ進行管理を行っていきます。

また、計画期間が令和6年度から令和11年度であるため、進行管理対象事業の計画内容は令和11年度末に設定しています。

●行動目標

本計画では、進行管理対象事業のほかに、健康づくりの分野において行動目標を掲げています。

健康づくりの推進は、区民の意識と行動の変容が必要であることから、望ましい状態を行動目標として設定し、区民に周知するとともに、区民の主体的な健康づくりの取組を支援していくものです。

また、行動目標の評価及び次期計画の策定資料とするため、健康に関するニーズ調査を令和10年度に実施します。そのため、行動目標は令和10年度に設定しています。

●府内体制

本計画の推進に当たっては、区の府内組織である地域福祉推進本部において計画の進捗状況を集約し、総合的及び体系的に推進していきます。

第 2 章

計画の基本理念・ 基本目標

第2章 計画の基本理念・基本目標

1 基本理念

区の基本構想に掲げる将来都市像の実現に向け、次の基本理念及び基本目標に基づいて地域福祉保健を推進していきます。

○人間性の尊重

だれもが、個人として尊ばれ、人間性が生かされるとともに、人権が尊重される地域社会を目指します。

○自立の支援

だれもが、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう支援します。

○支え合い認め合う地域社会の実現

ノーマライゼーション^{※3}やソーシャルインクルージョン^{※4}の理念に基づき、だれもが、主体的に社会参加でき、相互に人格と個性を尊重し、支え合い、ダイバーシティ^{※5}を推進する地域社会の実現を目指します。

○健康の保持・増進

だれもが、健康で安全な生活を享受でき、生涯を通じて健康を保持・増進することができる地域社会を目指します。

○協働による地域共生社会の実現

だれもが、地域の課題を把握し、解決するための活動に、当事者意識をもって、主体的に参画・協働し、分野を超えてつながる地域づくりを推進します。

○男女平等参画の推進

一人ひとりが互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮していきいきと暮らせる地域社会を目指します。

※3 ノーマライゼーション (normalization)：障害のある人もない人も、子どもも高齢者も、だれもが地域で普通（ノーマル）の生活を送ることを当然とし、ともに支え合って普通の生活ができる社会を創造すること。また、その考え方をいう。

※4 ソーシャルインクルージョン (social inclusion)：すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるように、社会の構成員として包み支え合うという理念をいう。

※5 ダイバーシティ (diversity&inclusion)：性別（性自認及び性的指向を含む。）、人種、国籍、宗教、経歴、障害の有無など人それぞれの「違い」を「多様性」として認め合い、互いを尊重し、だれもが暮らしやすい社会の実現を目指す考え方をいう。

2 計画の基本目標

- だれもが、いきいきと自分らしく、健康で自立した生活を営める地域社会を目指します。
- だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な福祉保健サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え合う地域社会を目指します。
- だれもが、地域、暮らし、生きがいをともに創り、互いに高め合い、役割を持つことができる地域社会を目指します。

第 3 章

保健医療を 取り巻く現状と 課題

第3章 保健医療を取り巻く現状と課題

1 区民の健康動向等

統計数値を記述するにあたり、割での表記を用いている場合があります。その際の目安は、おおむね以下のとおりとしています。また、状況に応じて、○割台、○割以上、○割前後などとまとめている場合もあります。

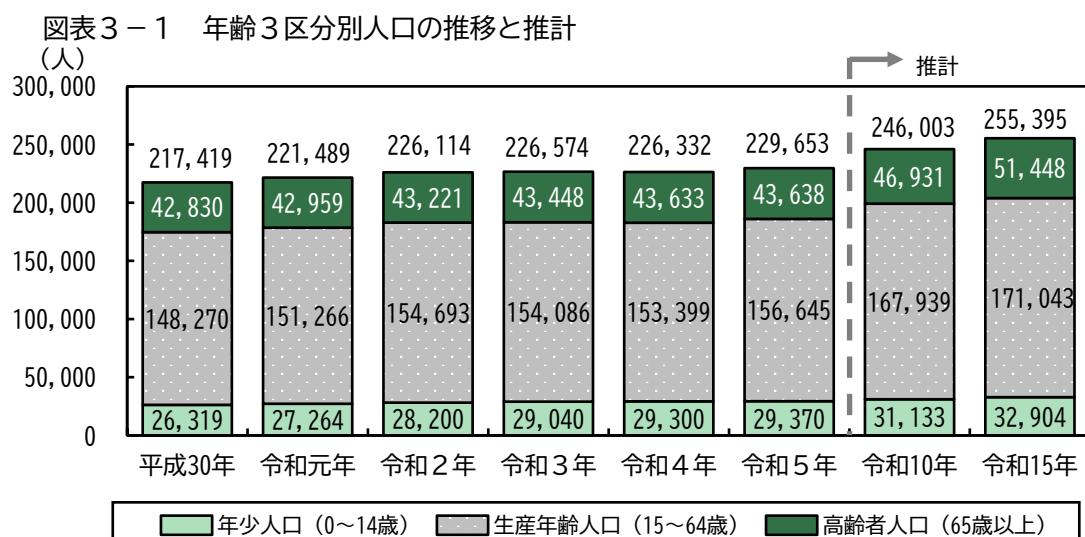
例	表現	例	表現
17.0～19.9%	約2割	23.0～26.9%	2割台半ば
20.0～20.9%	2割	27.0～29.9%	約3割
21.0～22.9%	2割を超える		

(1) 人口の状況

① 人口の推移と推計

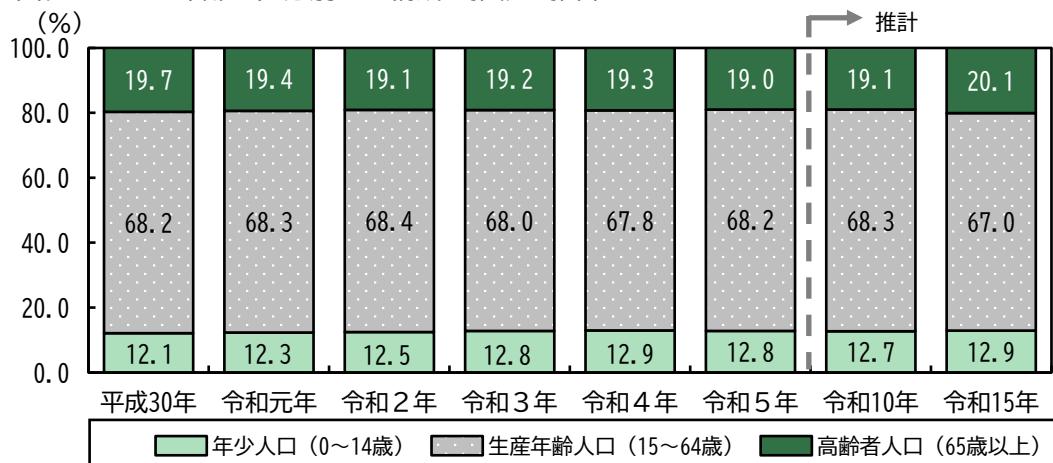
区の人口は年々増加しており、令和5年1月1日現在で22万9,653人となっています。年齢3区分別の人口は、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、高齢者人口（65歳以上）のいずれも横ばいで推移しています。

今後も人口は増加するとともに、高齢化率が上昇し、令和15年には高齢者人口の割合が2割に達すると推計されています。



第3章 保健医療を取り巻く現状と課題

図表3－2 年齢3区分別人口構成の推移と推計

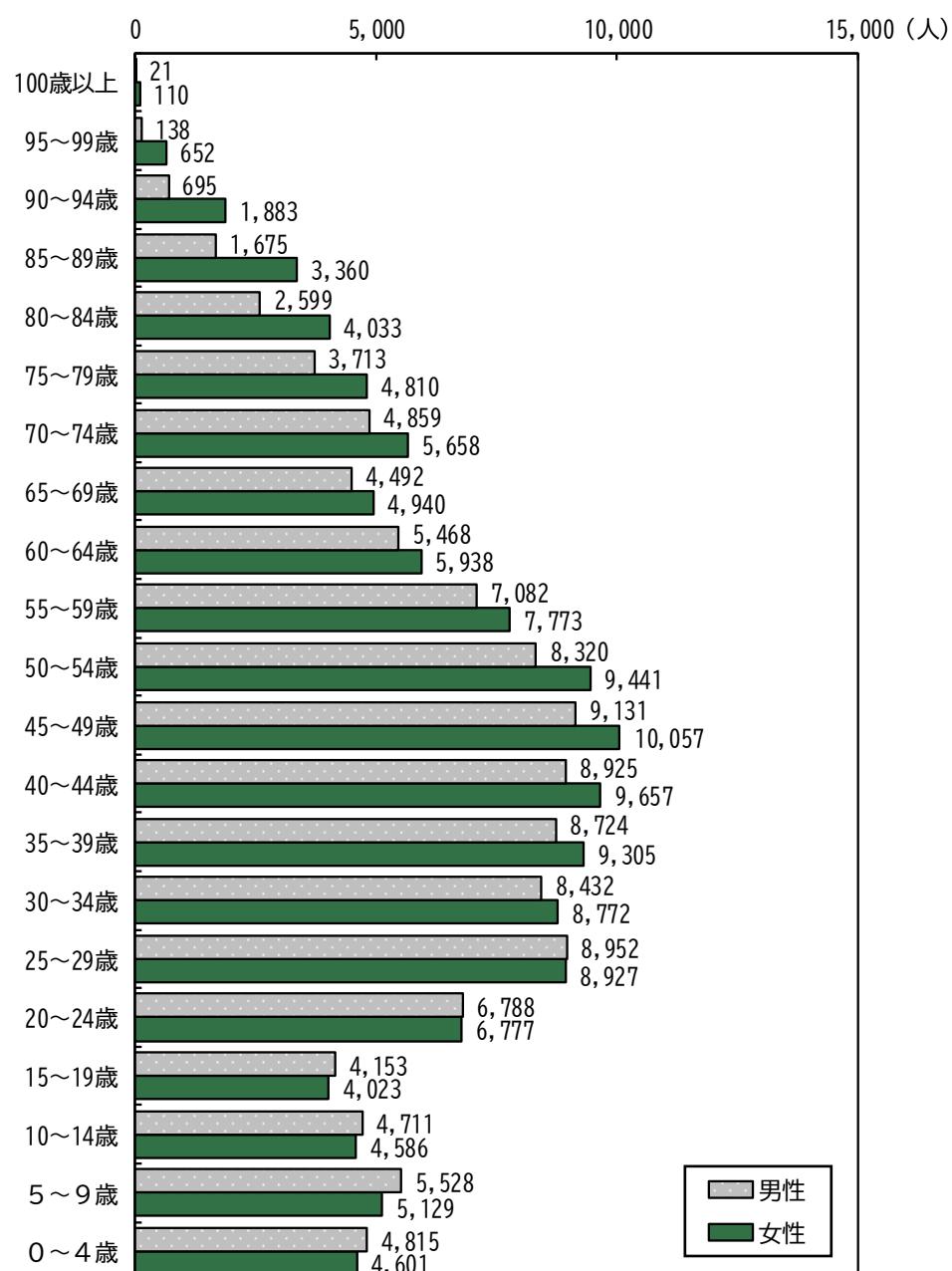


資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

令和10年以降は「文の京」総合戦略（令和6年3月）の推計方法に基づき算出

5歳階級別的人口構成では、30歳代後半から40歳代後半にかけての人口が多く、また65歳以上の高齢者では、女性人口が男性を大きく上回っています。

図表3－3 5歳階級別的人口構成



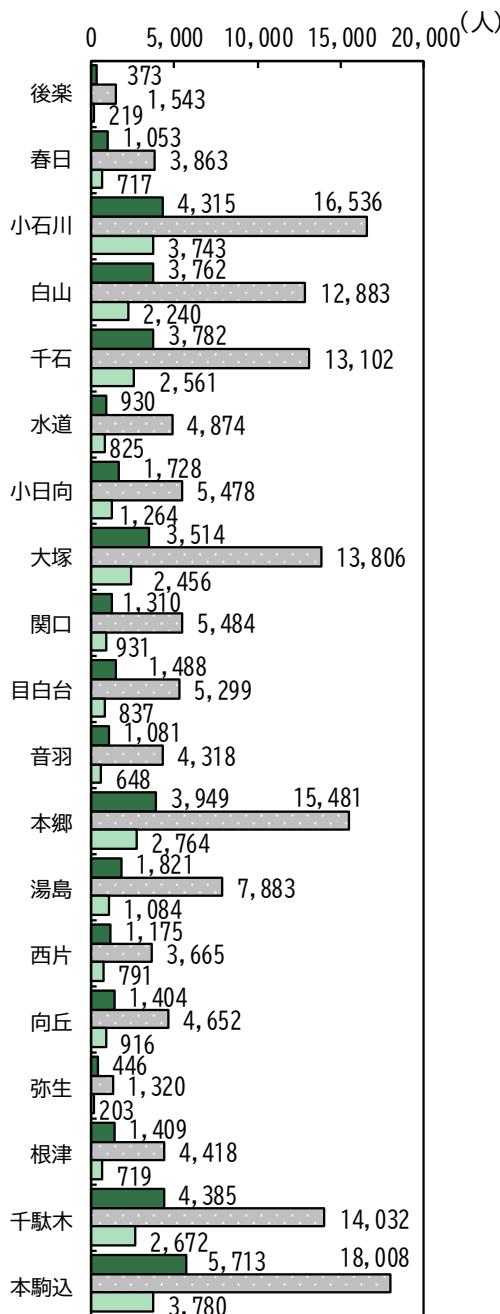
資料：住民基本台帳（令和5年1月1日現在）

第3章 保健医療を取り巻く現状と課題

年齢3区分別人口を町名別にみると、高齢者人口の割合が、水道、湯島では1割半ば程度であるのに対し、根津、弥生では2割を超えています。

また、小石川、千石、小日向、西片、向丘、本駒込では年少人口の割合が1割半ばとなっています。

図表3-4 町別年齢3区分人口



図表3-5 町別年齢3区分人口比



■ 年少人口(0~14歳) ■ 生産年齢人口(15~64歳) ■ 高齢者人口(65歳以上)

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため
各数値の合計が100%にならない場合があります。

資料：住民基本台帳（令和5年1月1日現在）

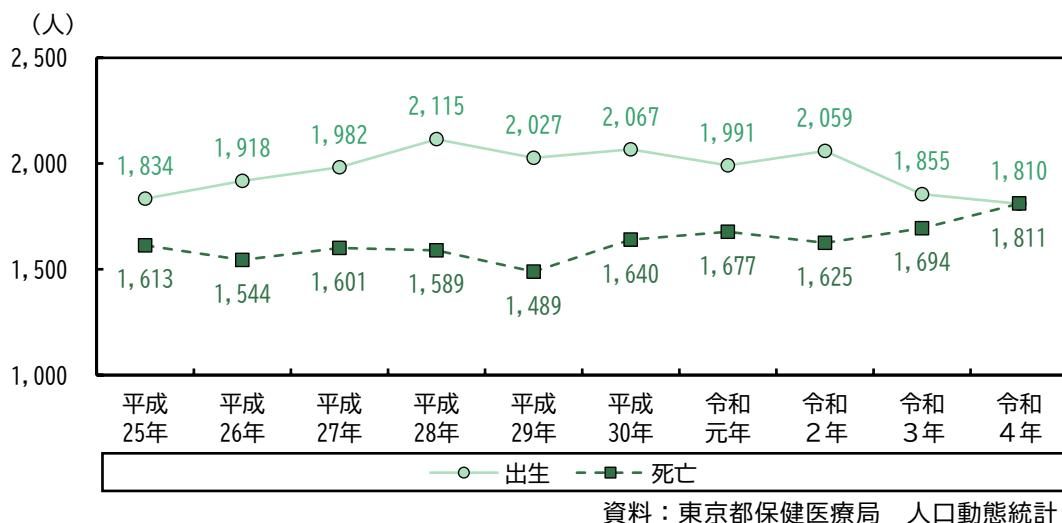
(2) 出生及び死亡の状況

① 出生数及び死亡数の推移

出生数は、平成28年の2,115人をピークに増減を繰り返しながら推移していましたが、令和3年以降は減少に転じ、令和4年は1,810人となっています。

また、死亡数は平成22年以降おむね横ばいで推移していますが、平成30年以降は、1,600人を超える状況が続いている。

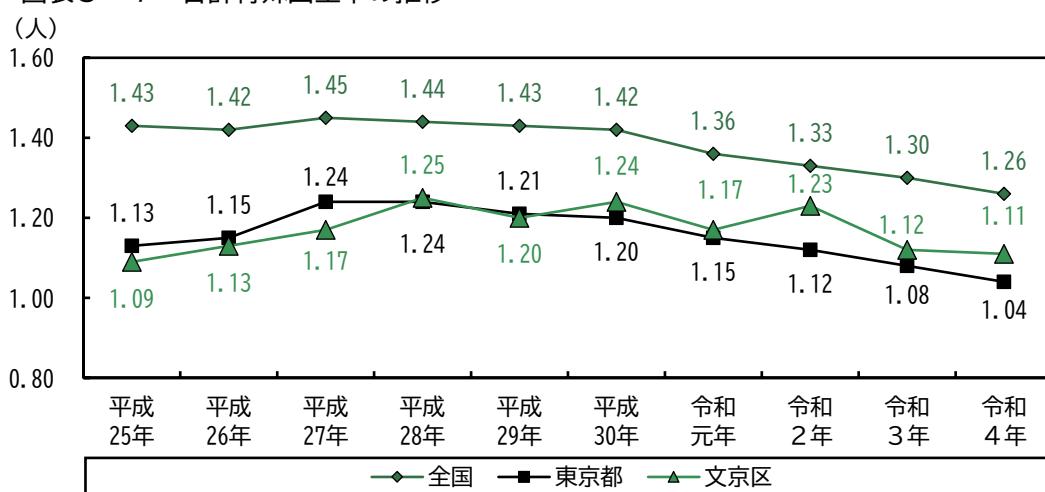
図表3-6 出生数及び死亡数の推移



② 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率^{※6}は、平成28年に1.25人と東京都を上回って以降、おむね東京都を上回る水準で推移しています。

図表3-7 合計特殊出生率の推移



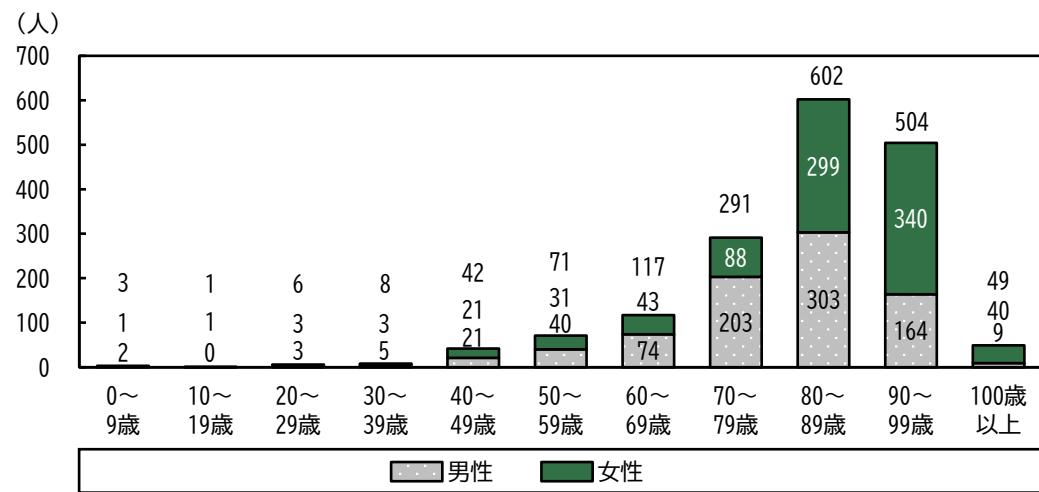
※6 合計特殊出生率：出産可能年齢（15～49歳）の女性に限定し、年齢ごとの出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯、何人の子どもを産むのかを推計したもの。

③ 死亡の状況

令和3年の区の死亡数を10歳階級別にみると、80～89歳での死亡が最も多くなっています。また、60歳代から70歳代にかけては、男性の死亡が女性の死亡を大きく上回っています。

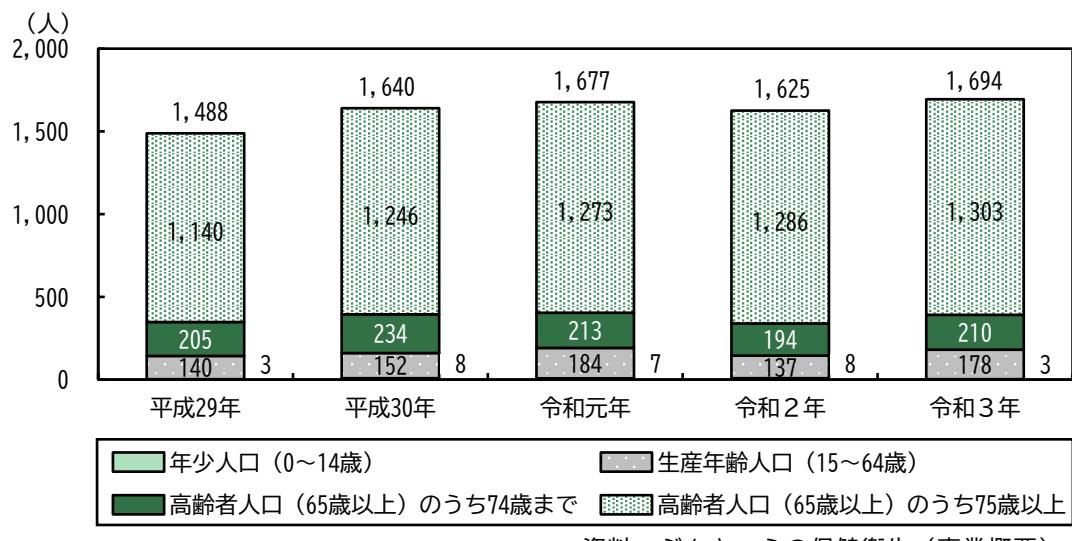
年齢区分別の死者数の推移では、いずれの区分もおおむね横ばいで推移しており、令和2年では、高齢者人口（65歳以上）のうち75歳以上が約8割を占めています。

図表3－8 10歳階級別の死亡の状況（令和3年）



資料：ぶんきょうの保健衛生（事業概要）

図表3－9 年齢区分別の死者数の推移



資料：ぶんきょうの保健衛生（事業概要）

④ 主要死因別死亡の状況

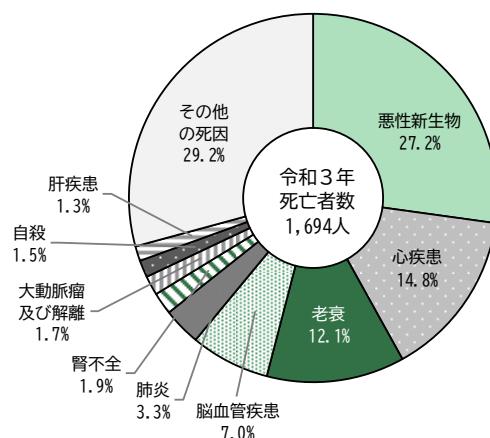
令和3年の区の死亡者総数は1,694人でした。

主要死因では、第1位が悪性新生物で27.2%、第2位が心疾患で14.8%となっています。その後には、高齢化の進展に伴う特徴と考えられる老衰が12.1%で第3位と続いている。

悪性新生物、心疾患、脳血管疾患を合わせた、いわゆる三大生活習慣病の割合は、49.0%です。

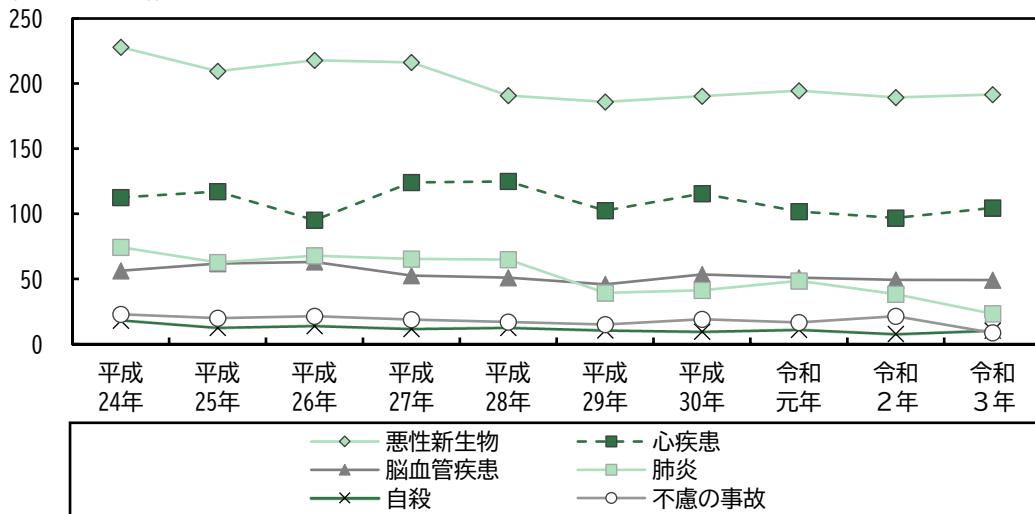
人口10万人対の主要死因別死亡率をみると、第1位の悪性新生物は平成28年以降は横ばいとなっています。

図表3-10 年齢区分別の死者数の推移



図表3-11 主要死因別死亡率の推移

(人口10万人対)



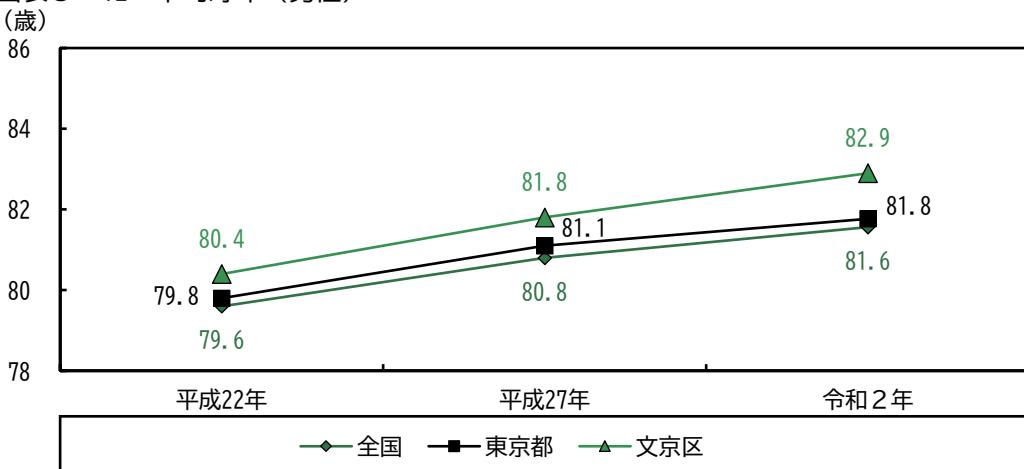
資料：ぶんきょうの保健衛生（事業概要）

(3) 寿命

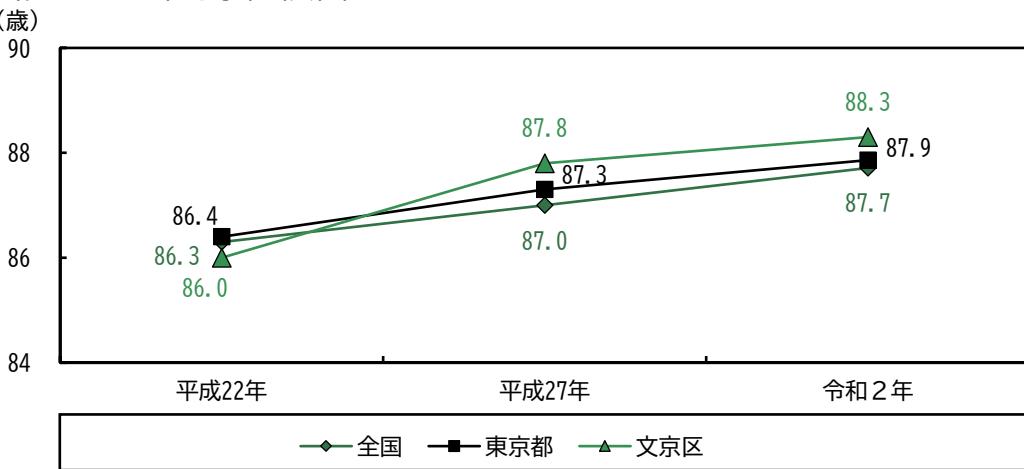
① 平均寿命

令和2年の生命表が全国・東京都と比較できる平均寿命※7の最新データです。区の平均寿命を全国・東京都と比較してみると、平成22年の女性を除き、全国・東京都よりも高くなっています。また、男女とも平均寿命は伸びていく傾向がみられます。

図表3-12 平均寿命（男性）



図表3-13 平均寿命（女性）



資料：全 国／厚生労働省「第23回 生命表」

東京都／厚生労働省「令和2年都道府県別生命表の概況」

文京区／厚生労働省「令和2年市区町村別生命表の概況」

※7 平均寿命：その人口集団の死亡状況が今後変化しないと仮定したときに、0歳の者が平均してあと何年生きられるかという期待値を表したもの。

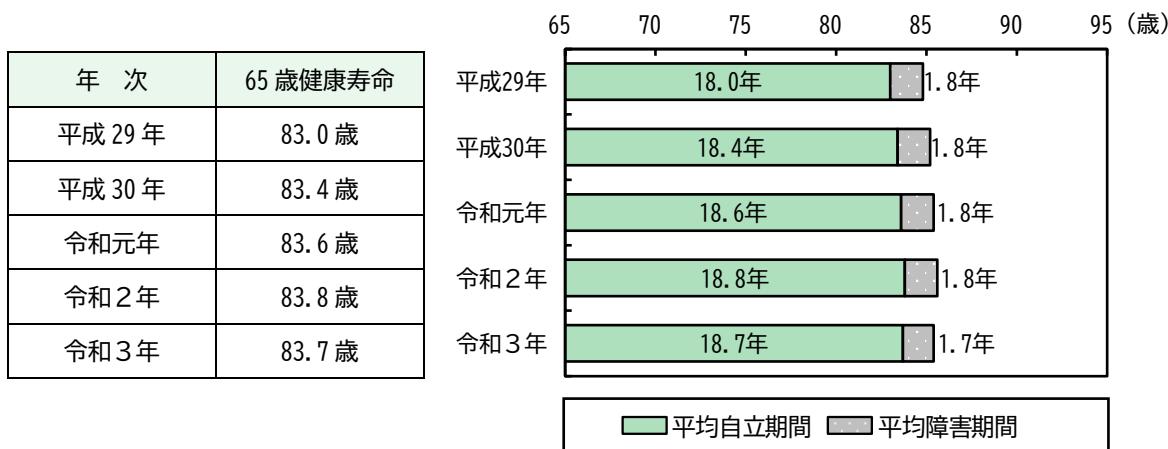
② 65歳健康寿命

健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間をいいます。

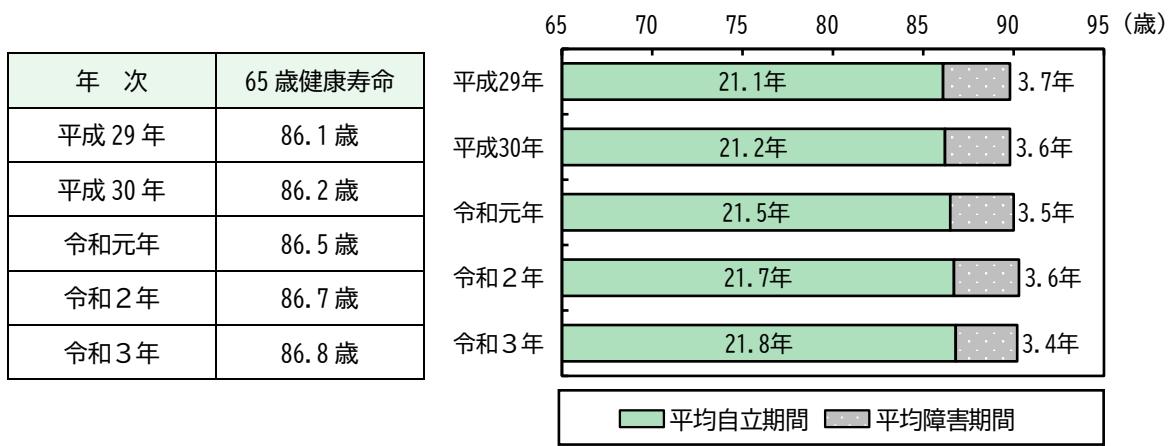
東京保健所長会方式では、65歳の人が、何らかの障害のために要介護認定（ここでは要介護2以上の認定）を受けるまでを健康な状態と考え、要介護認定を受けるまでの平均期間（平均自立期間）を加えたものを65歳健康寿命としています。

令和3年の区民の65歳健康寿命は男性が83.7歳、女性が86.8歳とゆるやかに延伸しています。

図表3-14 65歳健康寿命（男性）



図表3-15 65歳健康寿命（女性）



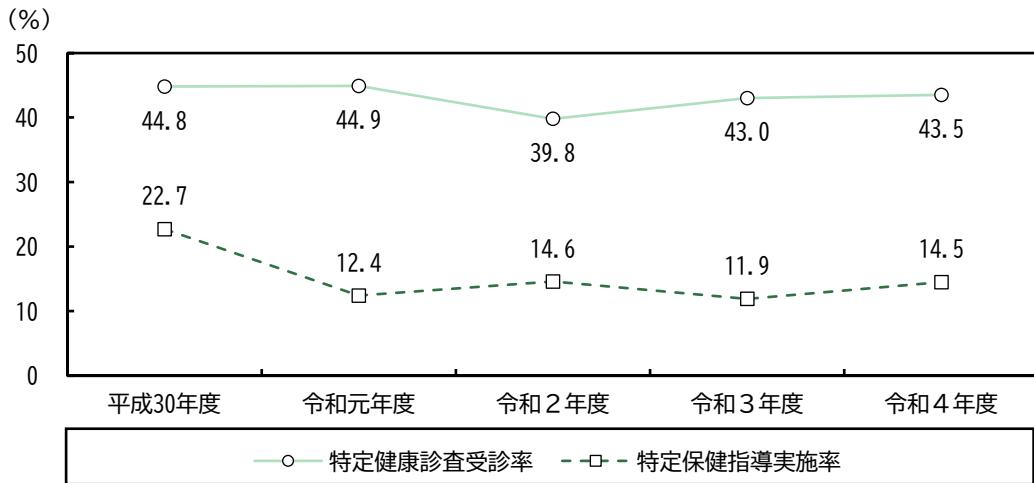
資料：ぶんきょうの保健衛生（事業概要）

(4) 健診等の状況

① 特定健康診査

令和4年度の特定健康診査^{※8}受診率は43.5%で、令和3年度から増加しています。特定保健指導^{※9}実施率は令和元年度以降は横ばい傾向にあります。

図表3-16 特定健康診査・特定保健指導の推移

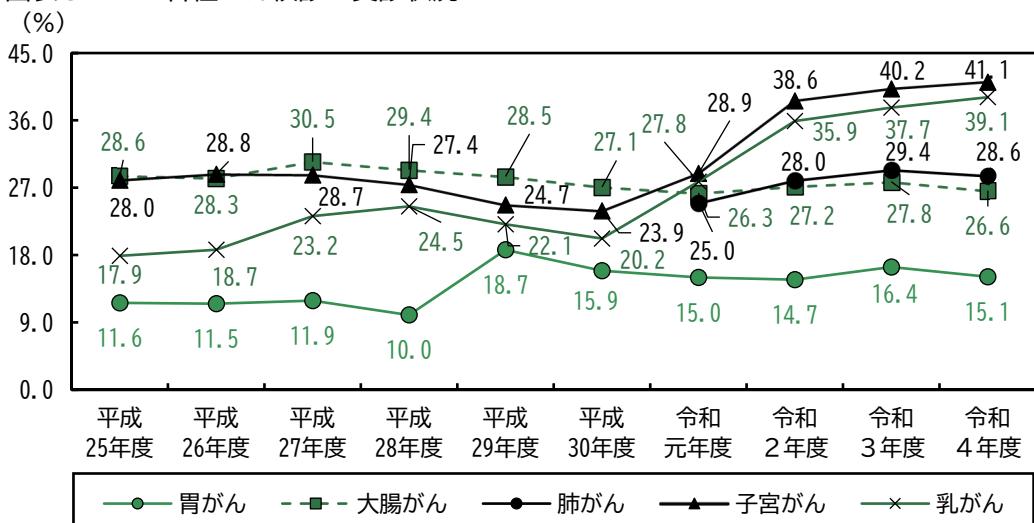


資料：保健衛生部・文京保健所健康推進課

② がん検診の受診状況

各種がん検診の受診状況は、子宮がん検診、乳がん検診で増加傾向がみられます。また、胃がん検診は平成29年度に上昇したものの、以降は減少したのち横ばいで推移しています。

図表3-17 各種がん検診の受診状況



※肺がん検診は、令和元年度から実施。

※受診率については、平成28年度より国報告においては、住民全体を対象とすることに変更されたが、本計画においては、都において採用されている対象人口率を用いて算出している。

資料：保健衛生部・文京保健所健康推進課

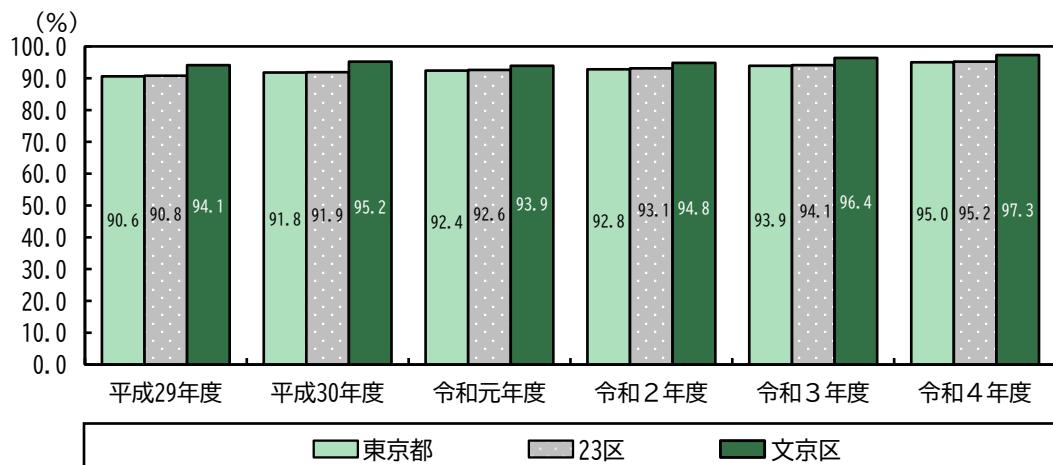
※8 特定健康診査：2008年4月より開始された、40～74歳の医療保険加入者を対象に実施するメタボリックシンドロームに着目した健康診査のこと。

※9 特定保健指導：特定健康診査の結果、メタボリックシンドロームのリスクの高い人を対象に実施する保健指導のこと。

③ 3歳児でむし歯のない児の割合

3歳児でむし歯のない児の割合の推移は、東京都・23区・区のいずれも緩やかな増加傾向にあります。その中でも、区は東京都・23区よりも高く推移し、令和4年度で97.3%となっています。

図表3-18 3歳児でむし歯のない児の割合の推移

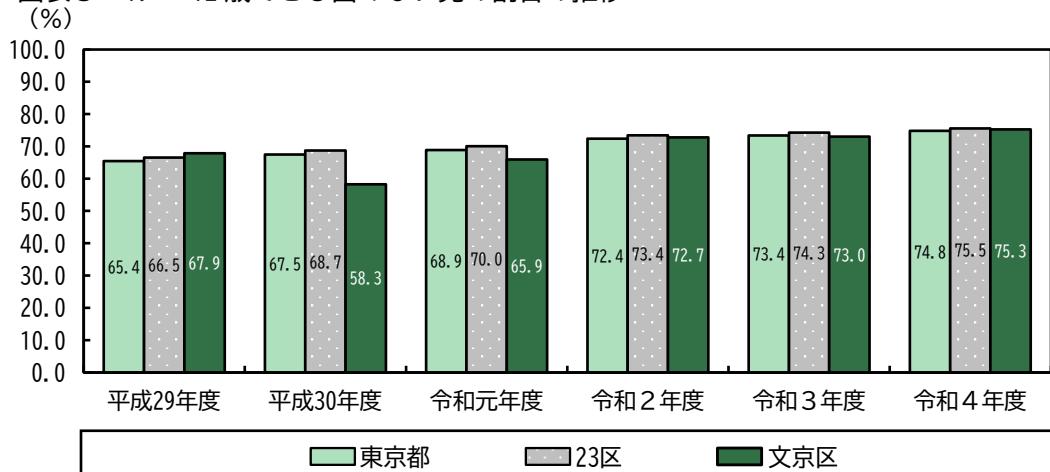


資料：東京都保健医療局 福祉・衛生行政統計年報

④ 12歳児でむし歯のない児の割合

12歳児でむし歯のない児の割合の推移は、東京都と23区は増加傾向にあります。区も平成30年度以降は増加傾向にあり、令和4年度は東京都よりも高くなっています。

図表3-19 12歳でむし歯のない児の割合の推移



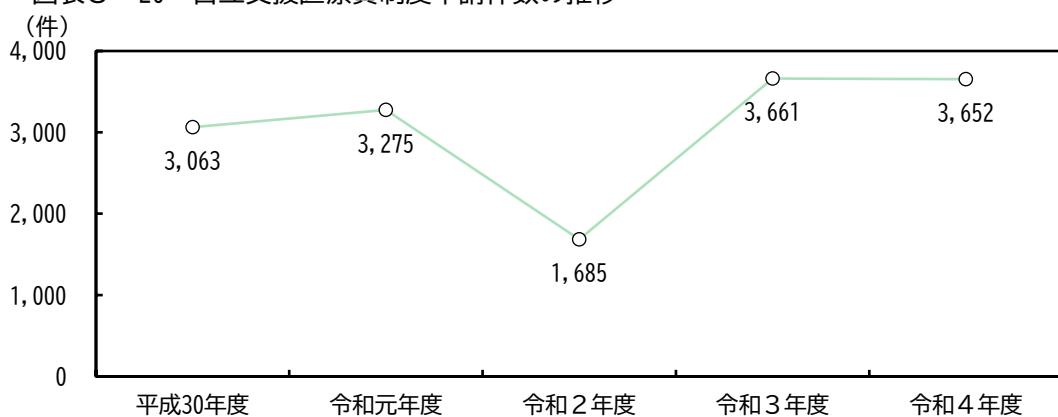
資料：東京都の学校保健統計書

(5) こころの病気と自殺に関する統計

① 自立支援医療費制度（精神通院医療）

こころの病気で医療機関へ通院する場合に支給される自立支援医療（精神通院医療）の申請件数は、令和2年度は新型コロナウィルス感染症の発生の状況等により、支給認定の有効期間を1年延長する改正省令の公布があり1,685件と減少したものの、令和3年度には3,661件と再び増加傾向となっています。

図表3-20 自立支援医療費制度申請件数の推移

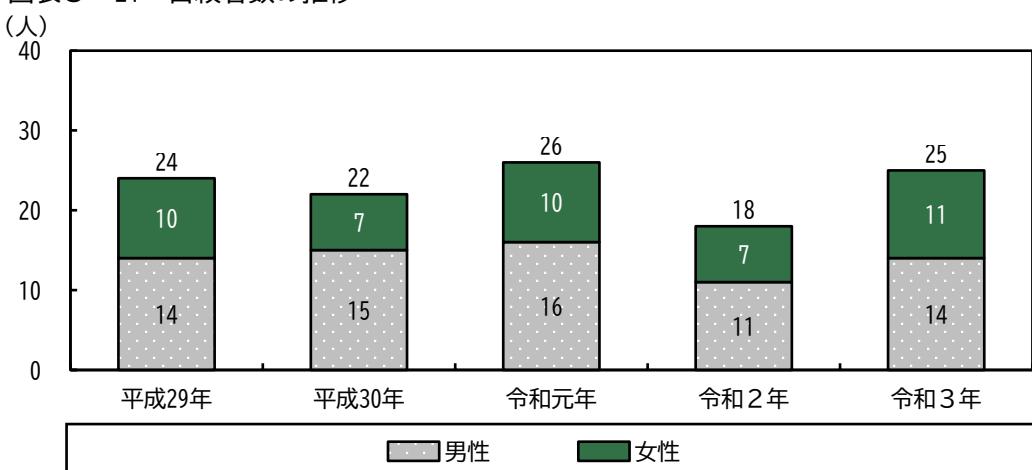


資料：ぶんきょうの保健衛生（事業概要）

② 自殺者数

区の自殺者数は、平成29年以降おおむね20人前後で推移しており、男性の方が女性よりも多い傾向が続いている。

図表3-21 自殺者数の推移



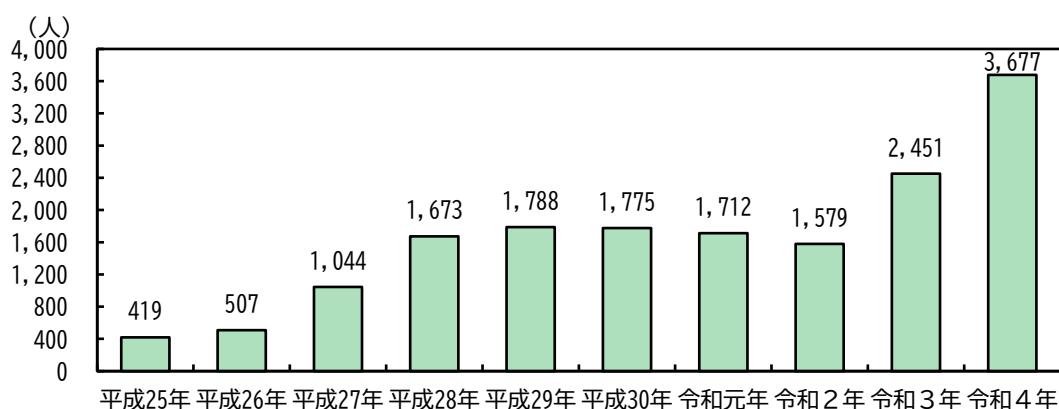
資料：ぶんきょうの保健衛生（事業概要）

(6) 健康安全に関する統計

① 梅毒報告数の推移

都内の梅毒報告数は年々増加傾向にありました。令和3年から急激に増加し、令和4年には3,677人となっています。

図表3-22 東京都内における梅毒報告数の推移



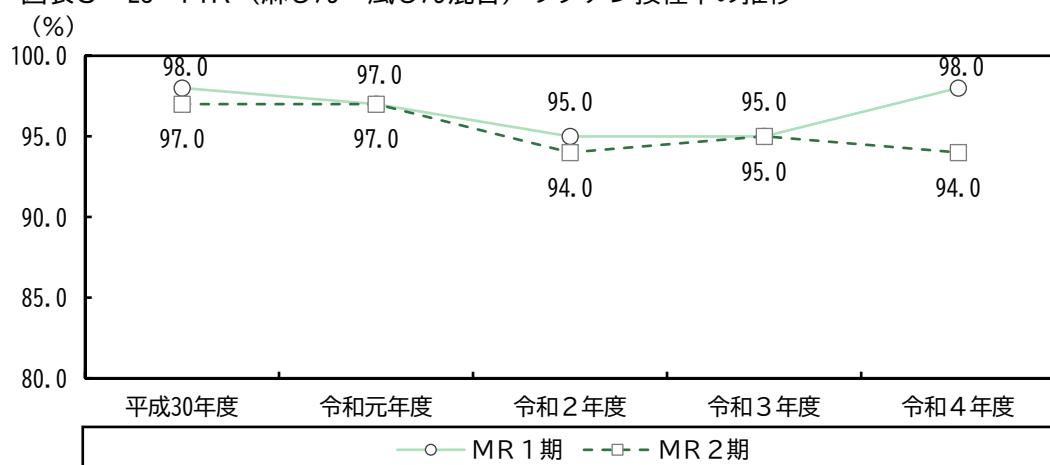
資料：東京都感染症情報センターホームページ

② MR（麻しん・風しん混合）ワクチン接種率

集団の中に感染者が出ても流行が阻止されるために必要な集団免疫率は、麻しんでは95%といわれており、厚生労働省は麻しんの予防接種において、MR 1期（生後12月から生後24月に至るまで）及びMR 2期（5歳から7歳未満で小学校就学前1年間）の目標接種率を95%以上と定めています。

区の接種率は、MR 1期は95%以上で推移していますが、MR 2期では95%に至らない年度があります。

図表3-23 MR（麻しん・風しん混合）ワクチン接種率の推移

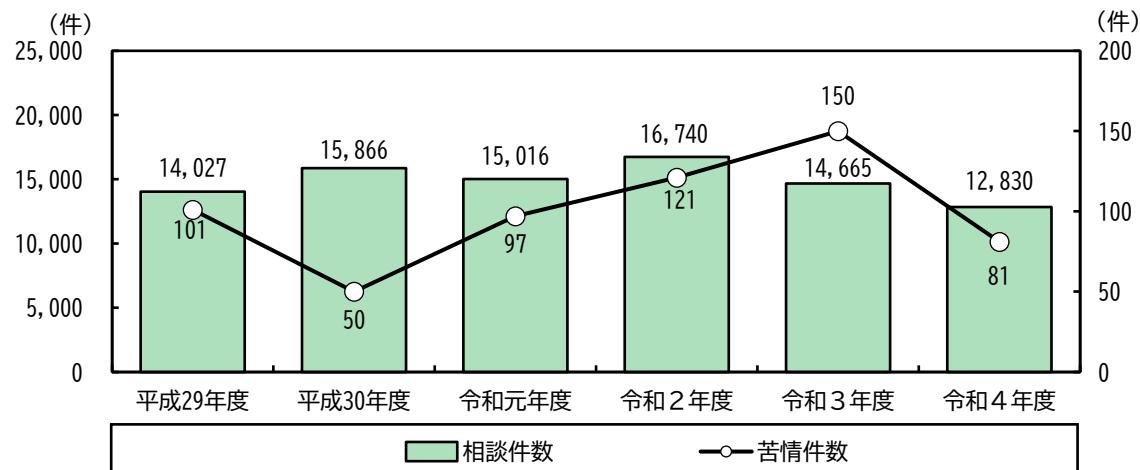


資料：保健衛生部・文京保健所予防対策課

③ 食品の安全に関する相談・苦情件数

食品の安全に関する相談件数は、令和3年度には14,665件でしたが、令和4年度は12,830件に減少しています。一方、苦情件数は、平成30年度以降増加を続けていましたが、令和4年度には81件に減少しています。

図表3-24 食品の安全に関する相談・苦情件数の推移



資料：ぶんきょうの保健衛生（事業概要）

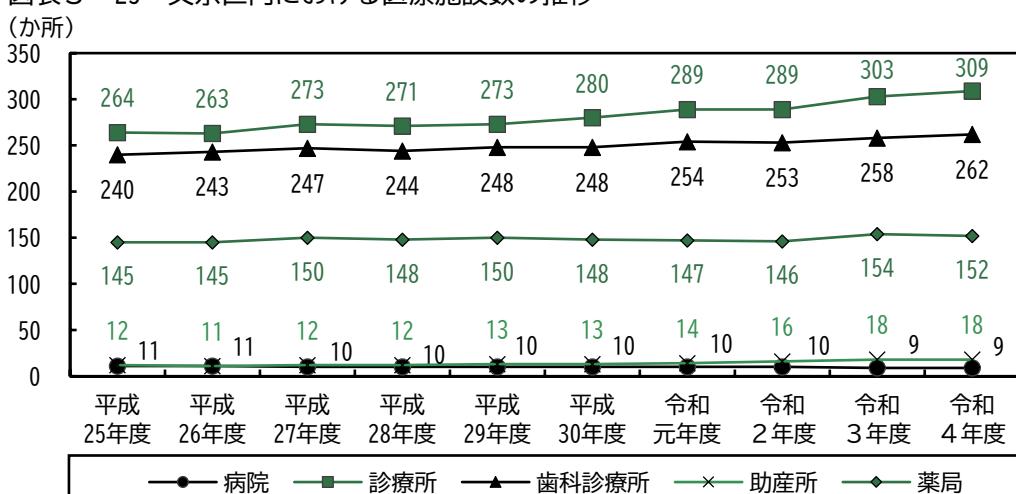
(7) 地域保健医療施設

① 医療施設の概況

ア 医療施設数の推移

区内の医療施設数は、令和3年度以降、病院は9か所となっています。また、診療所は増加傾向で令和3年度以降300か所を超えていました。歯科診療所は令和4年度には262か所で微増、薬局は152か所で横ばいとなっています。

図表3-25 文京区内における医療施設数の推移



資料：ぶんきょうの保健衛生（事業概要）

イ 病院

図表3-26 病院数

病院施設数	9
救急医療機関：入院治療を必要とする救急患者の医療を担当する医療機関	7
東京都指定二次救急医療機関： 救急医療機関のうち、入院・手術等の専門的な診療を行う医療機関	5
救急救命センター（三次救急医療機関）： 二次救急医療機関のうち、生命の危険を伴う重症、重篤な救急患者に対し、高度な医療を総合的に提供する医療機関	3
災害拠点病院：災害時に重症者の収容・治療を行う医療機関	5

資料：東京都保健医療局（令和5年4月1日現在）

図表3-27 病床数と種類

一般病床	療養病床	精神病床	感染症病床	結核病床
4,913	118	131	30	0

資料：東京都保健医療局（令和5年4月1日現在）

(8) 健康に関するニーズ調査

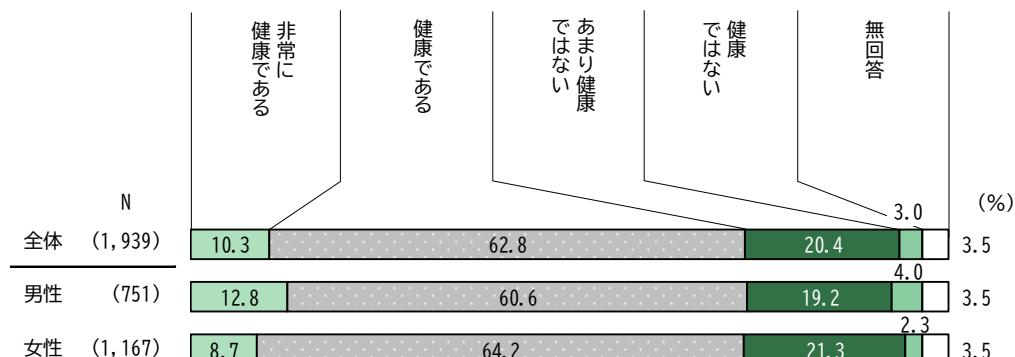
本計画の改定に先立ち、令和4年度に、区民の健康状態や健康管理の方法、健康づくりに関する要望等を把握するための調査を実施しました。調査の対象は、18歳以上89歳以下の文京区在住者4,800人で、有効回答数は1,939、有効回答率は40.4%となっています。以下に主な調査結果について示します。

※前回調査（平成28年度）との比較については、前回調査の対象が20歳以上89歳以下であったため、今回調査（令和4年度）の結果も同じ年齢層に絞った値で比較しています。

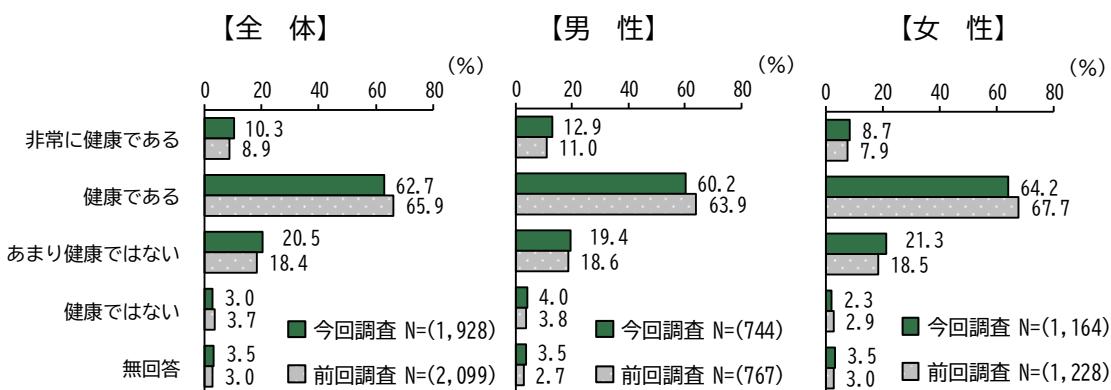
① 健康意識について

健康感について、全体では、「非常に健康である」(10.3%)と「健康である」(62.8%)を合わせて、《健康である》は73.1%となっています。健康に気をつけている状況についても、全体では、「気をつけている」が83.2%となっています。どちらの項目も高い水準となっています。健康に「気をつけている」と回答した人に、その具体的な内容をたずねたところ、全体では、「食事・栄養に気を配る」が76.0%で最も高くなっています。

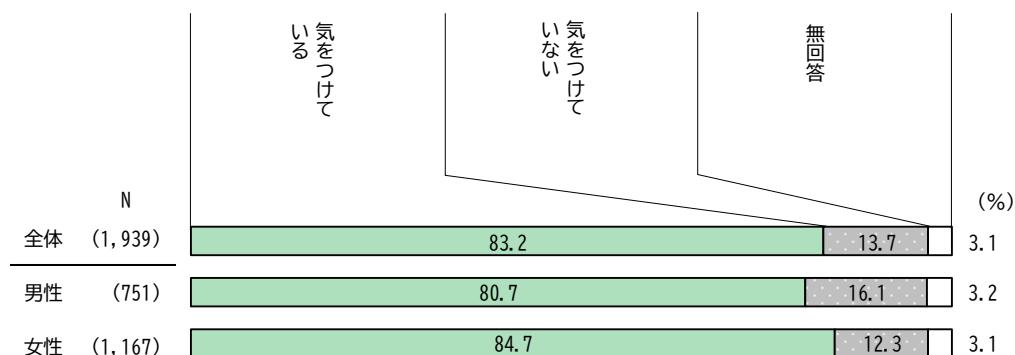
図表3-28 健康感



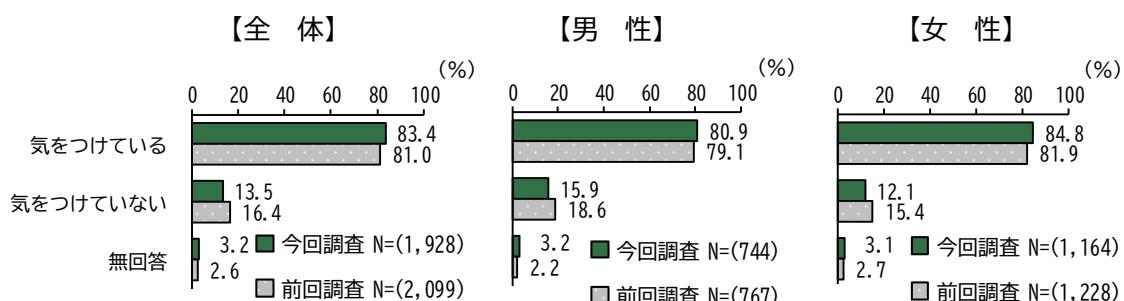
図表3-29 健康感 前回調査（平成28年度）との比較



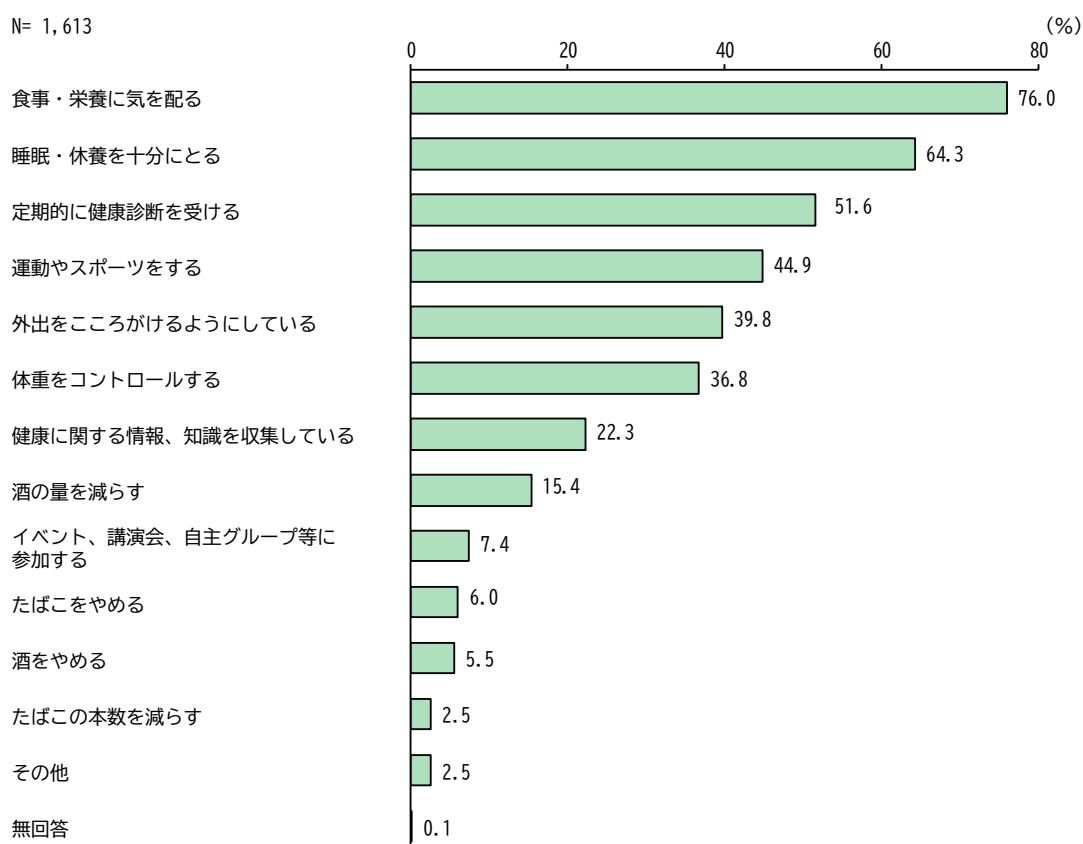
図表3-30 健康に気をつけている状況



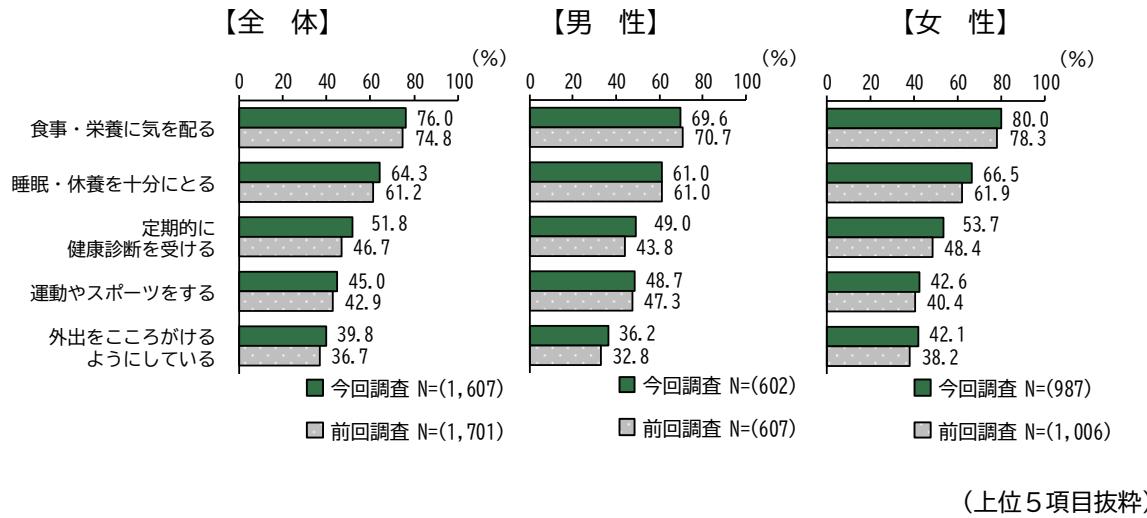
図表3-31 健康に気をつけている状況 前回調査（平成28年度）との比較



図表3-32 健康に気をつけている具体的な内容



図表3-33 健康に気をつけている具体的な内容 前回調査（平成28年度）との比較

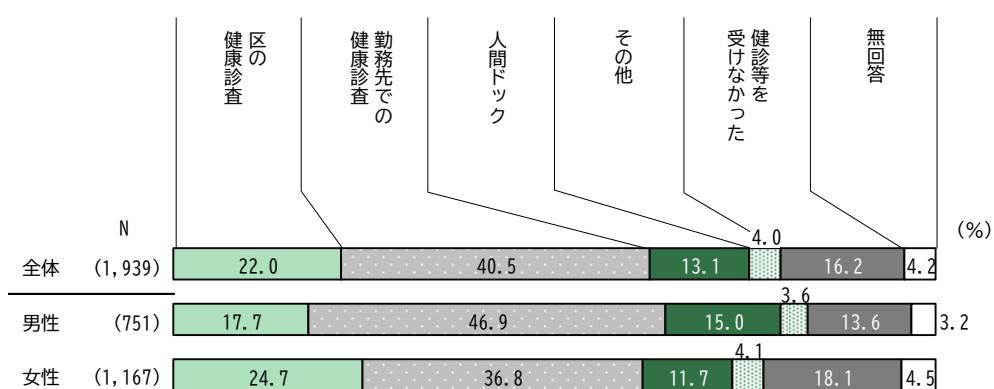


② 健康管理について

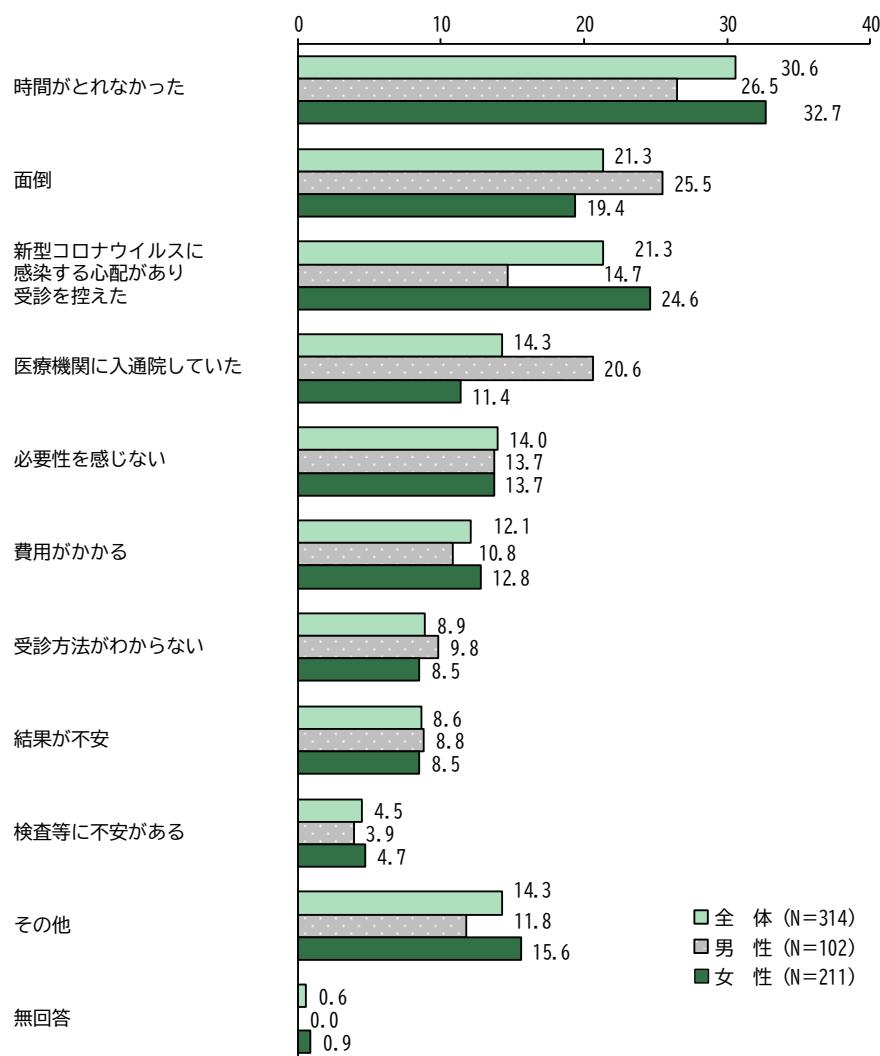
生活習慣病の健診等の受診状況については、全体では、「区の健康診査」(22.0%)、「勤務先での健康診査」(40.5%)、「人間ドック」(13.1%)、「その他」(4.0%)を合わせて、『健診等を受けた』は79.6%となっています。

『健診等を受けなかった』と回答した人に、その理由をたずねたところ、全体では、「時間がとれなかった」が30.6%で最も高くなっています。

図表3-34 生活習慣病の健診等の受診状況



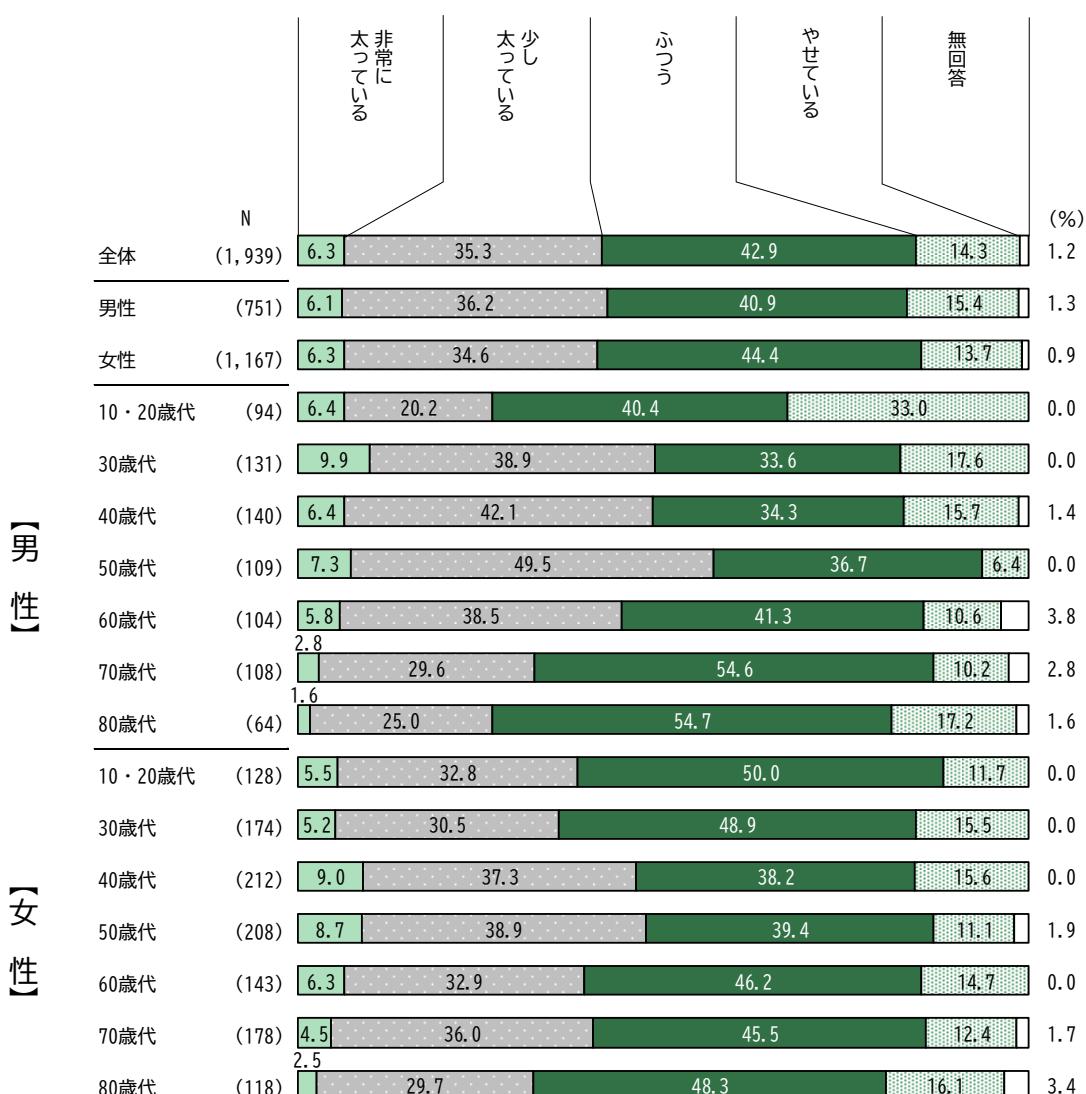
図表3-35 健診等を受けなかった理由 (%)



③ 体重管理について

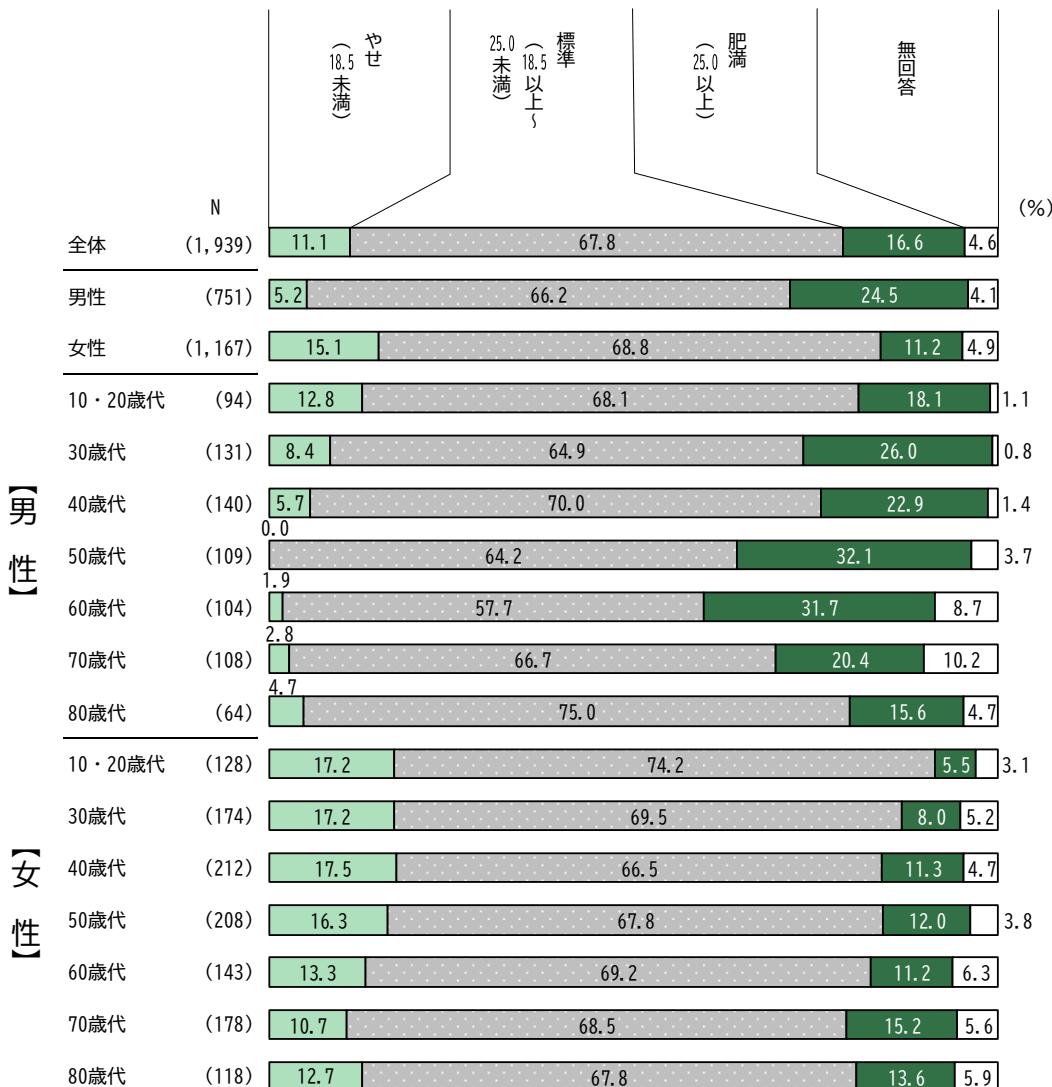
自分の体重に対する認識では、全体では、「非常に太っている」(6.3%)と「少し太っている」(35.3%)を合わせて、《太っている》が41.6%となっており、「ふつう」が42.9%と、おおむね並んでいます。

図表3-36 自分の体重に対する認識



身長と体重の関係から算出するBMIについては、全体では、「標準（18.5以上～25.0未満）」が67.8%で最も高くなっています。

図表3-37 BMI



【BMI（ボディ・マス・インデックス）】

肥満度を表す国際的な指標。次の式で導くことができ、「22」が基準とされています。

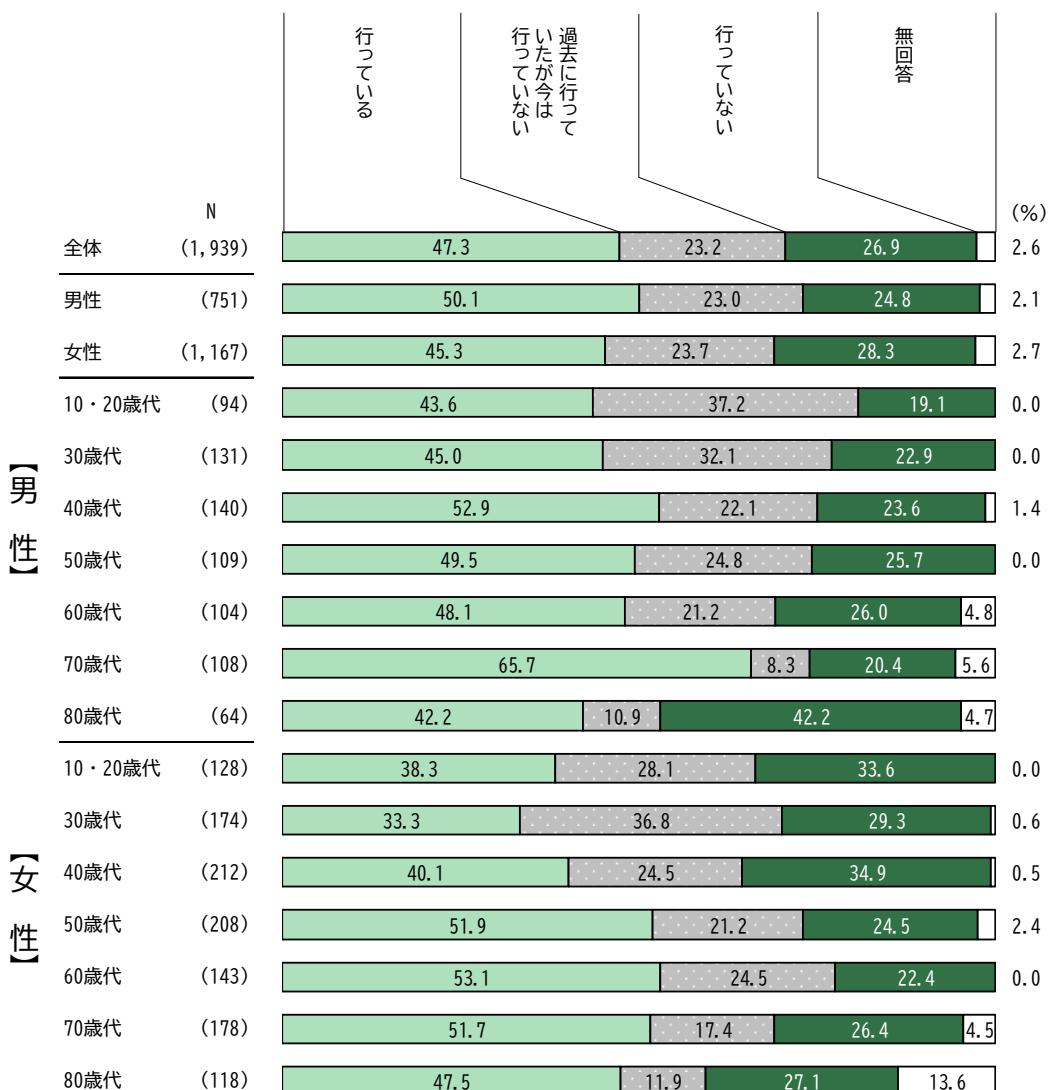
$$\text{BMI} = \text{体重 (kg)} \div \text{身長 (m)}^2$$

判定基準は、18.5未満は「やせ」、18.5～25.0未満は「標準」、25.0以上は「肥満」と定められています。

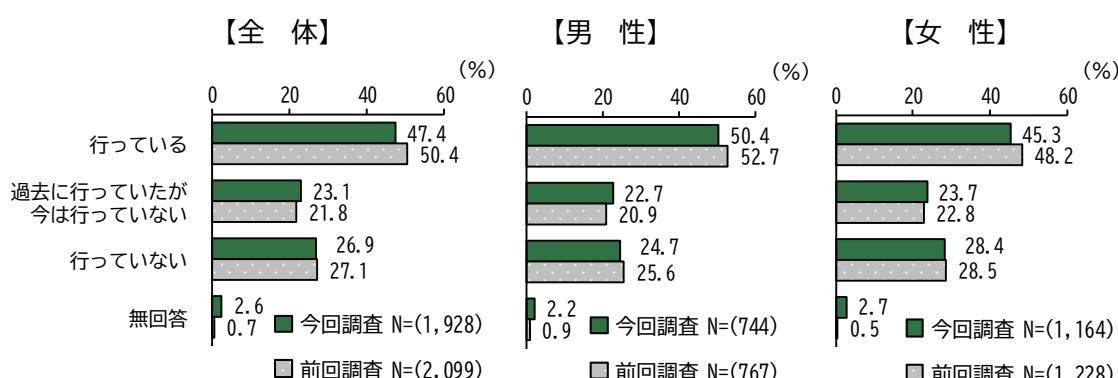
④ 運動について

運動の実施状況については、全体では、「行っている」が47.3%となってています。一方、「過去に行っていたが今は行っていない」(23.2%)と「行っていない」(26.9%)を合わせて、《現在は行っていない》は50.1%です。

図表3-38 運動の実施状況



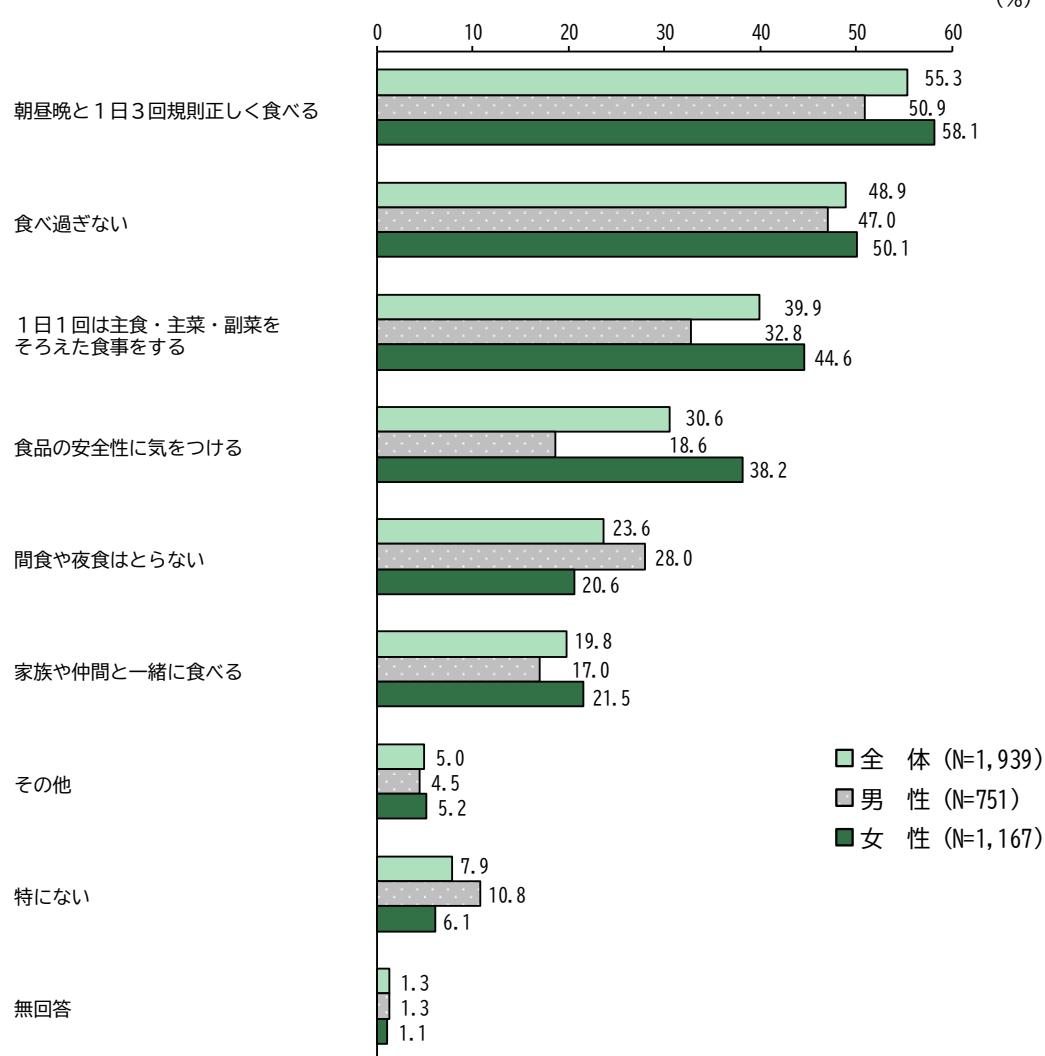
図表3-39 運動の実施状況 前回調査（平成28年度）との比較



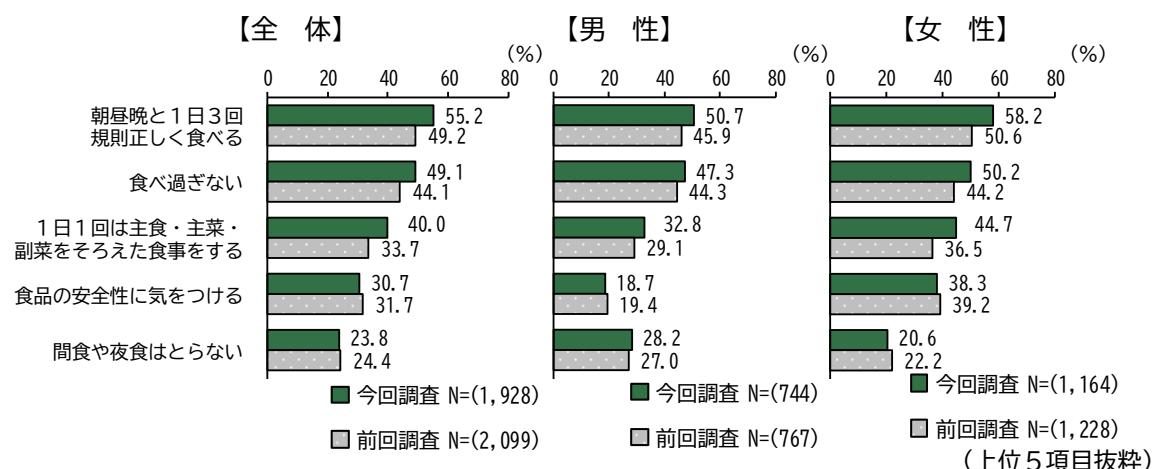
⑤ 食生活・食育について

健康のために食生活で実践していることについては、全体では、「朝日晚と1日3回規則正しく食べる」が55.3%で最も高くなっています。

図表3-40 健康のために食生活で実践していること

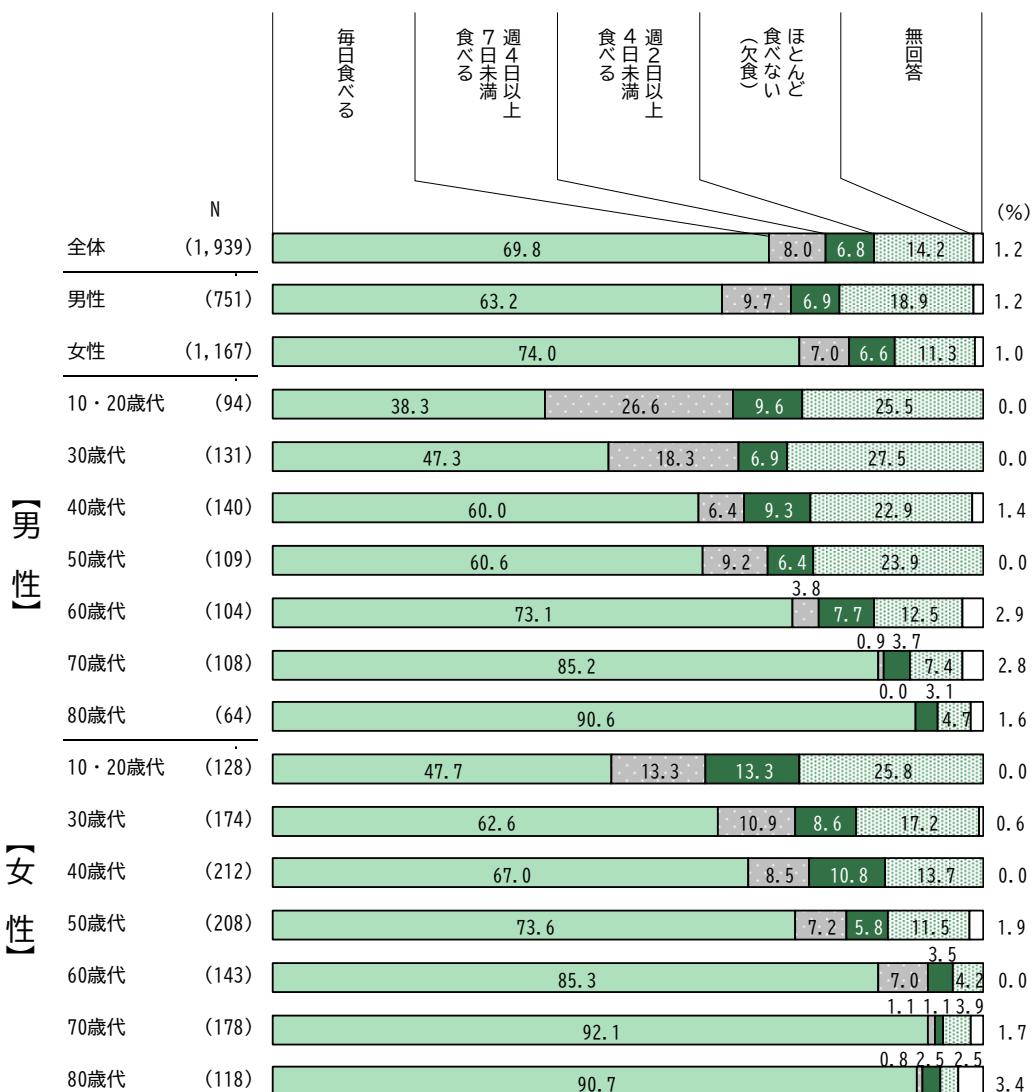


図表3-41 健康のために食生活で実践していること 前回調査（平成28年度）との比較

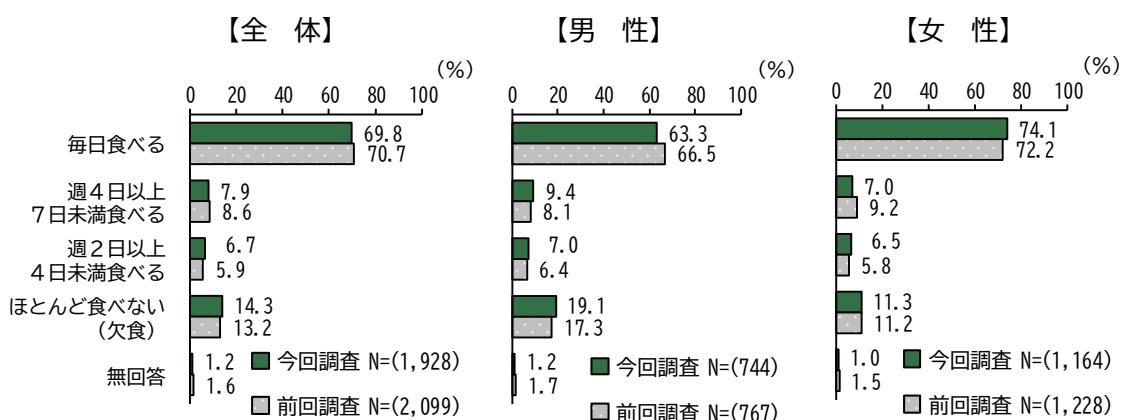


朝食の摂取頻度については、全体では、「毎日食べる」が69.8%となっています。一方、「ほとんど食べない（欠食）」は14.2%です。

図表3-42 朝食の摂取頻度

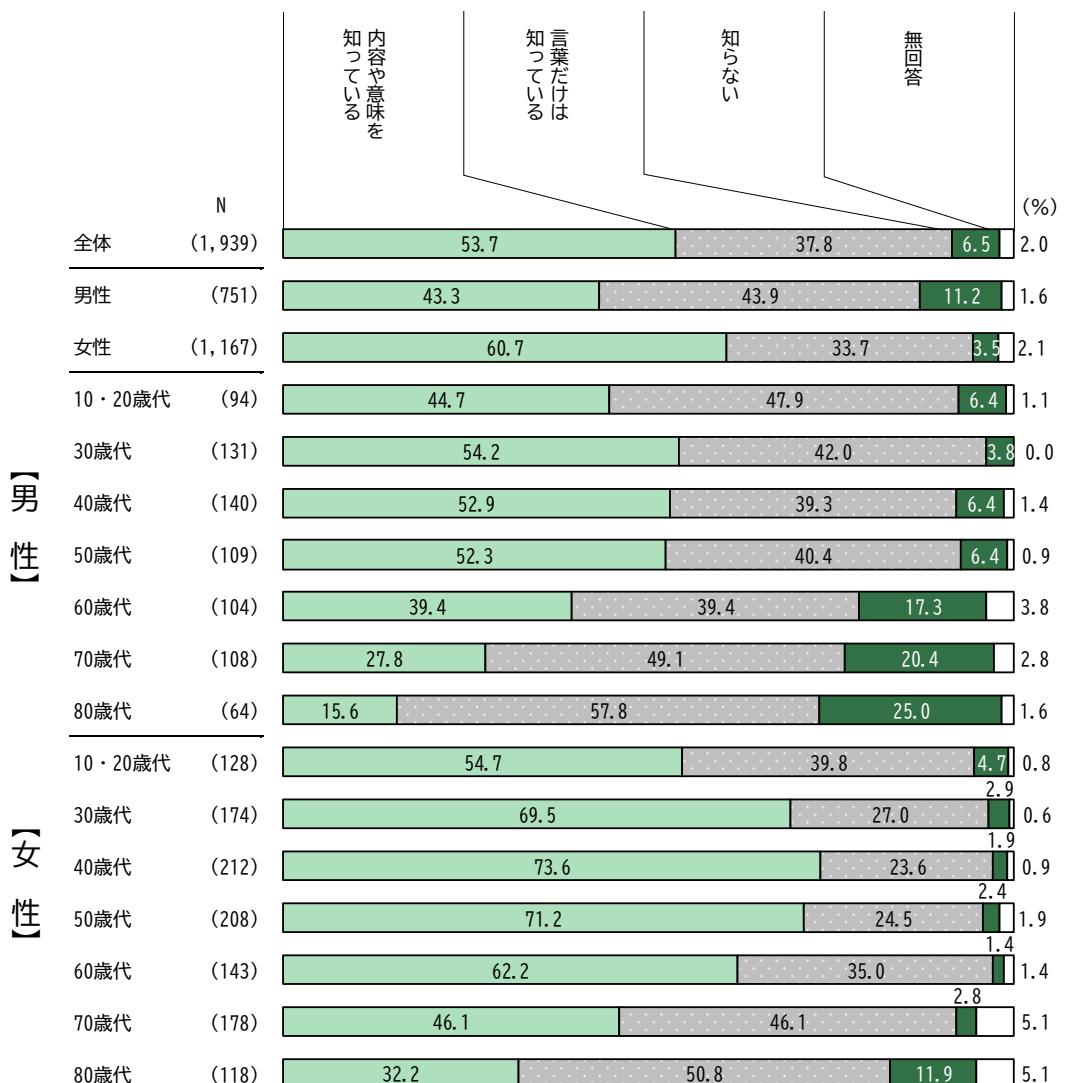


図表3-43 朝食の摂取頻度 前回調査（平成28年度）との比較

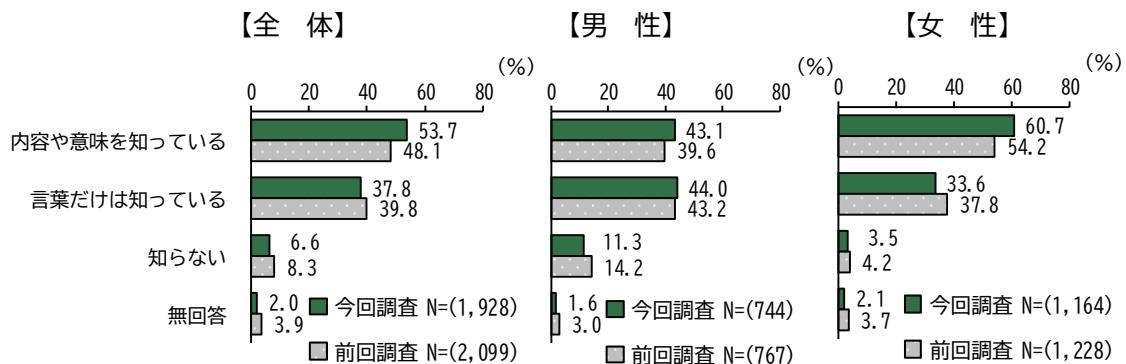


食育の認知度については、全体では、「内容や意味を知っている」が53.7%で最も高くなっています。

図表3-44 食育の認知度

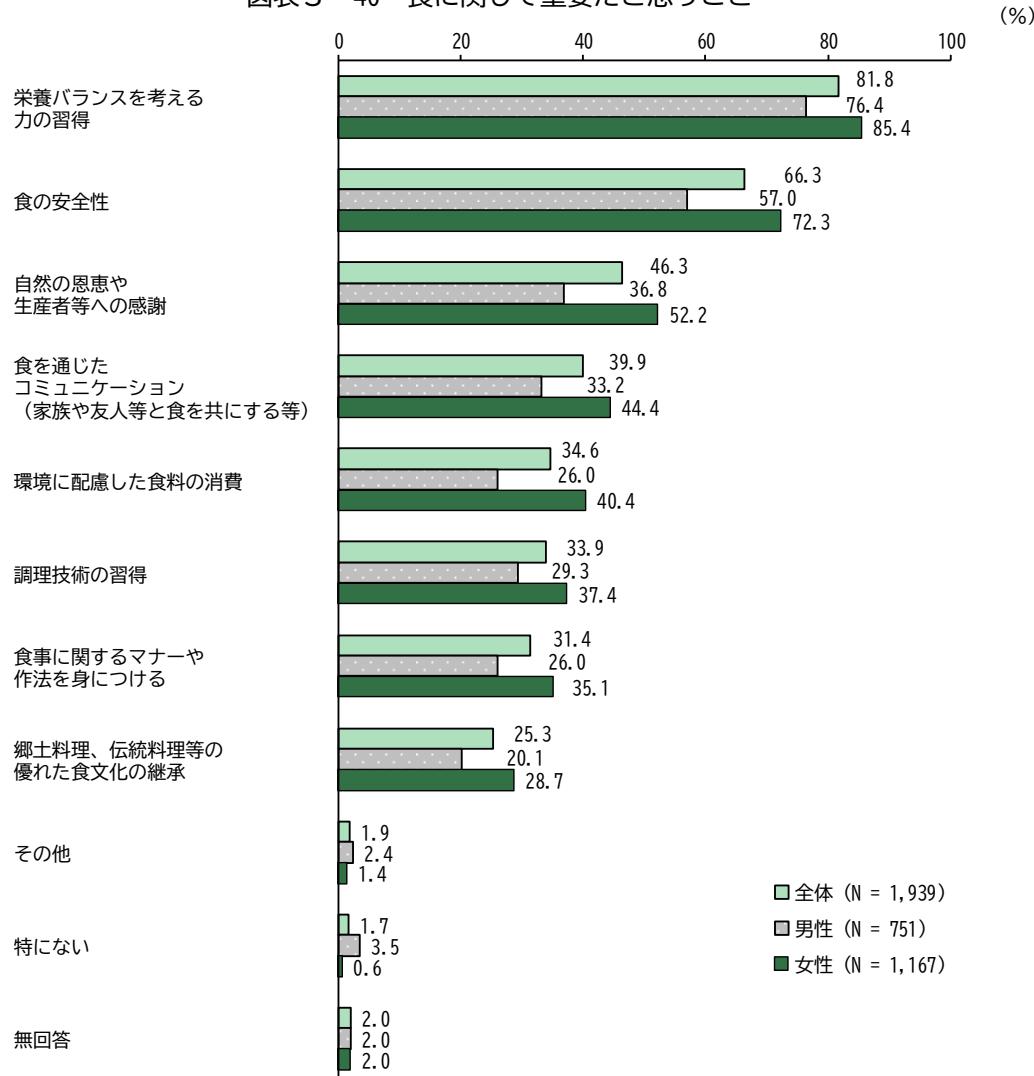


図表3-45 食育の認知度 前回調査（平成28年度）との比較

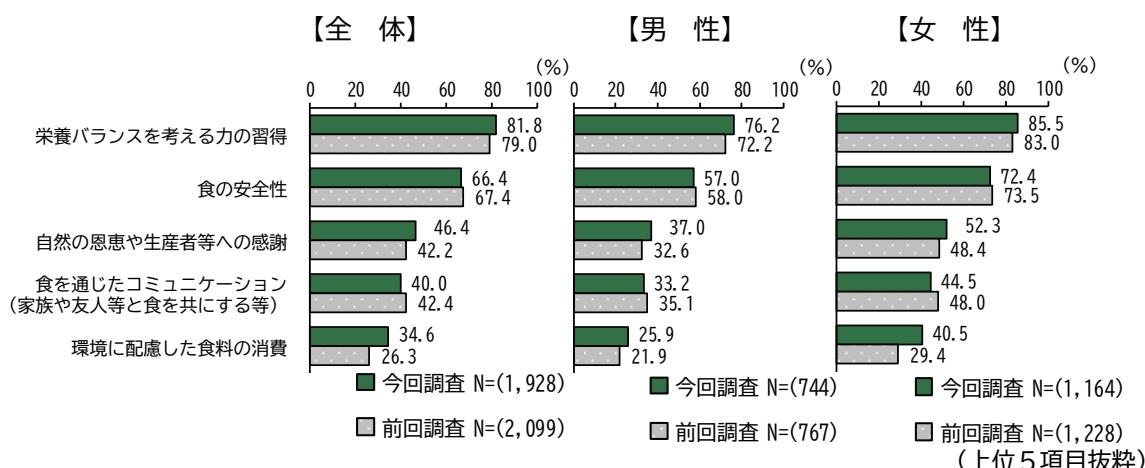


食に関して重要だと思うことでは、全体では、「栄養バランスを考える力の習得」が81.8%で最も高くなっています。

図表3-46 食に関して重要だと思うこと



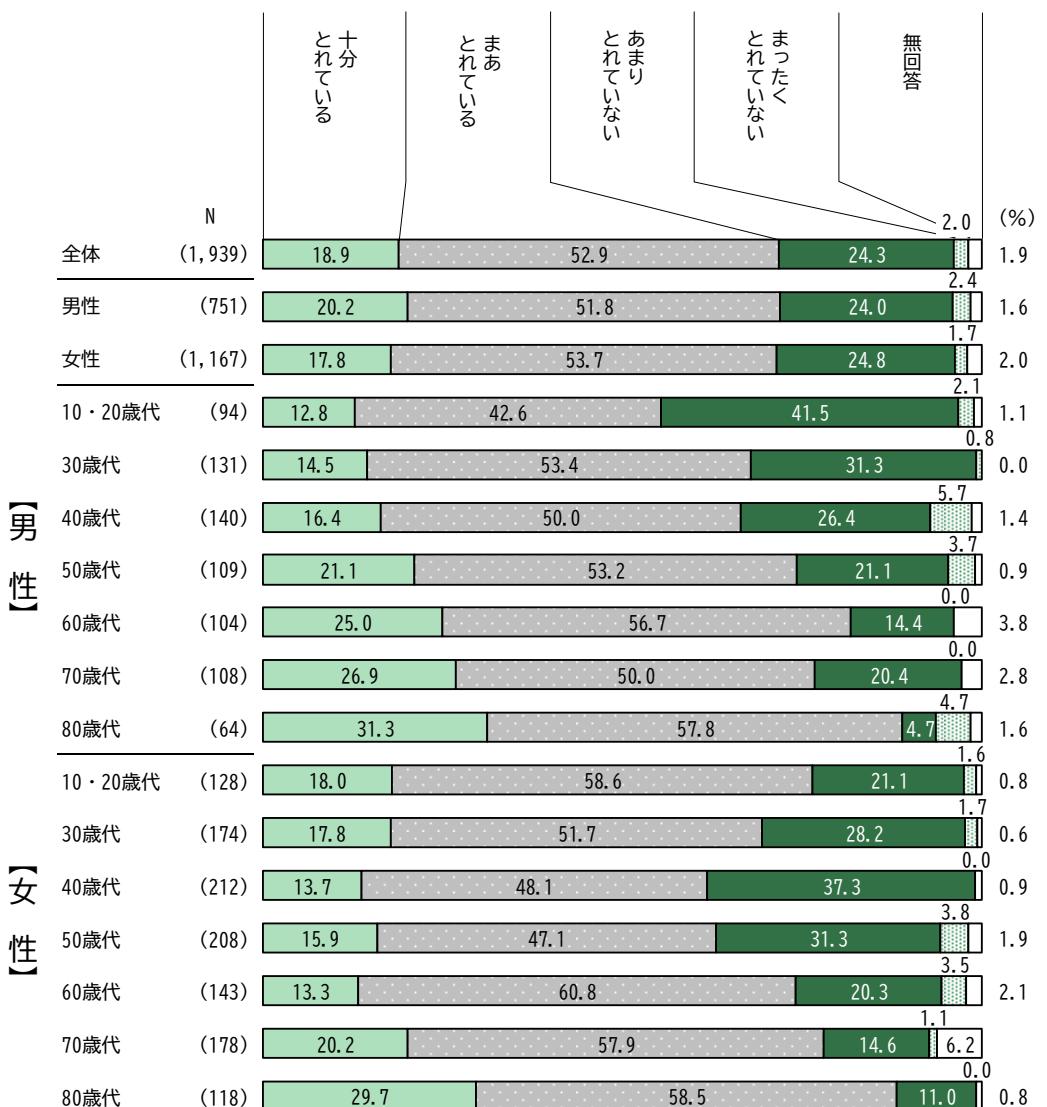
図表3-47 食に関して重要だと思うこと 前回調査（平成28年度）との比較



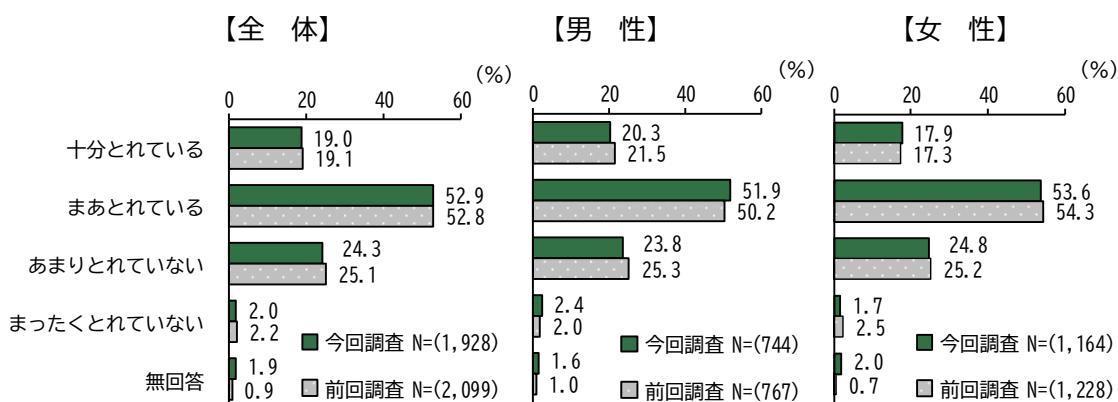
⑥ 睡眠・ストレスについて

睡眠による休養の充足感については、全体では、「十分とれている」(18.9%)と「まあとれている」(52.9%)を合わせて、《とれている》が71.8%となって います。

図表3-48 睡眠による休養の充足感

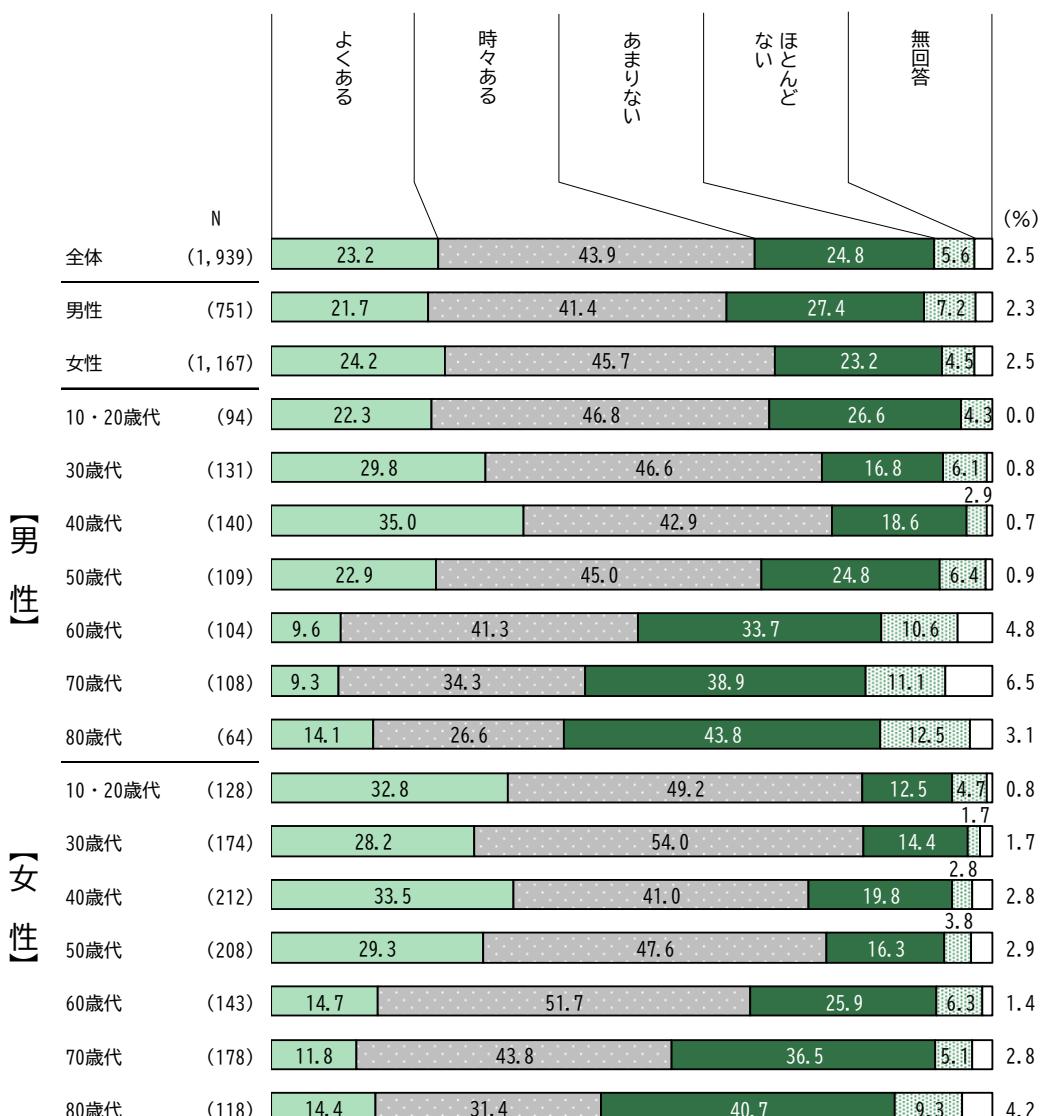


図表3-49 睡眠による休養の充足感 前回調査（平成28年度）との比較

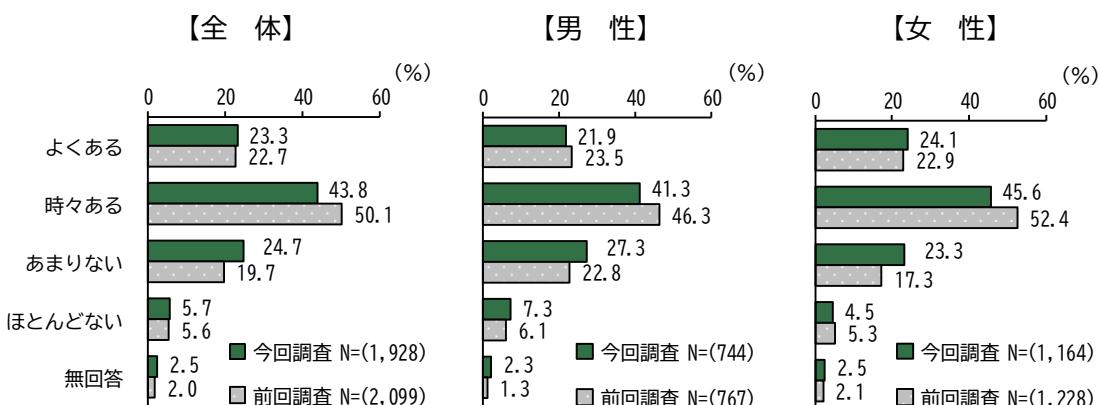


悩みやストレスの状況については、全体では、「よくある」(23.2%)と「時々ある」(43.9%)を合わせて、《ある》が67.1%となっています。

図表3-50 悩みやストレスの状況

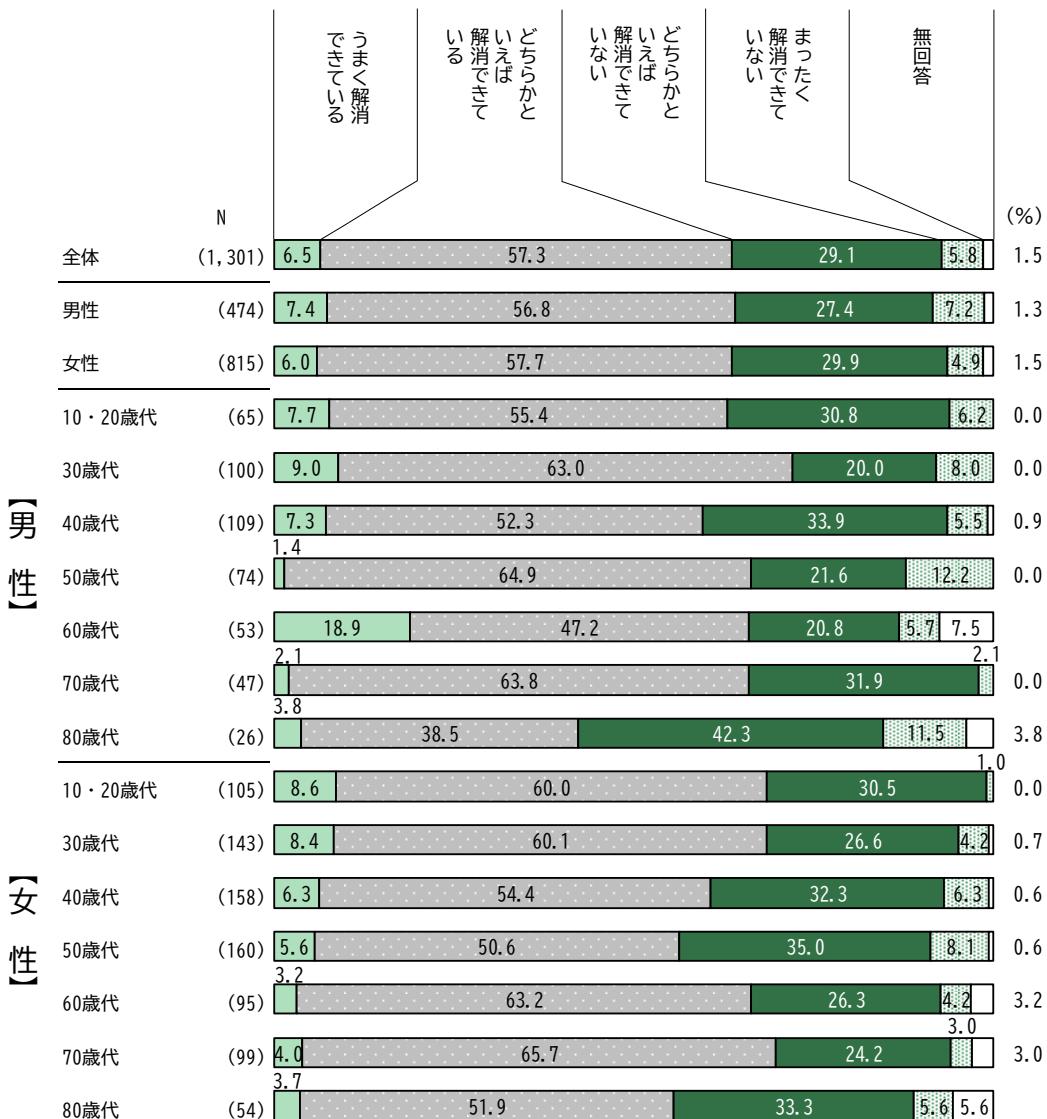


図表3-51 悩みやストレスの状況 前回調査（平成28年度）との比較



悩みやストレスが「ある」と回答した人に、その解消状況をたずねたところ、全体では、「どちらかといえば解消できている」が57.3%で最も高くなっています。

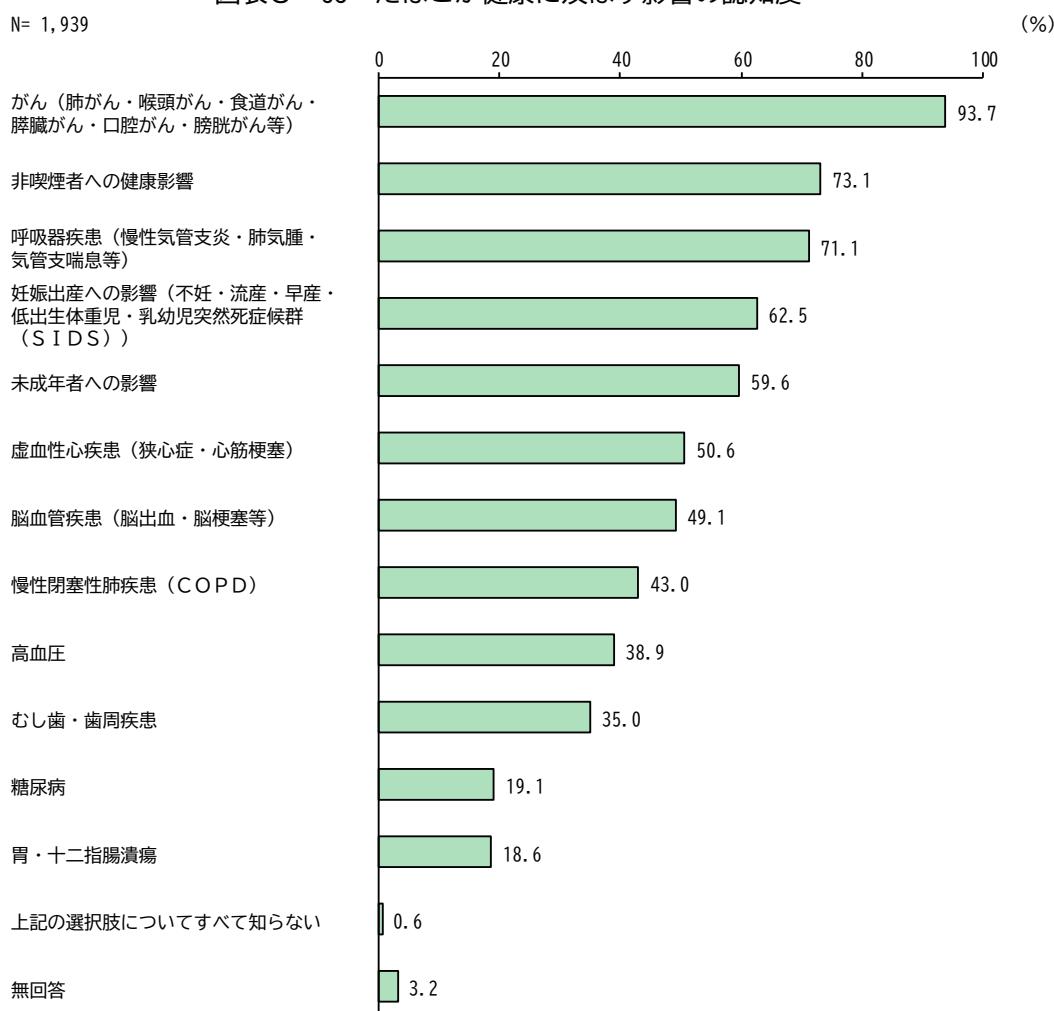
図表3-52 悩みやストレスの解消状況



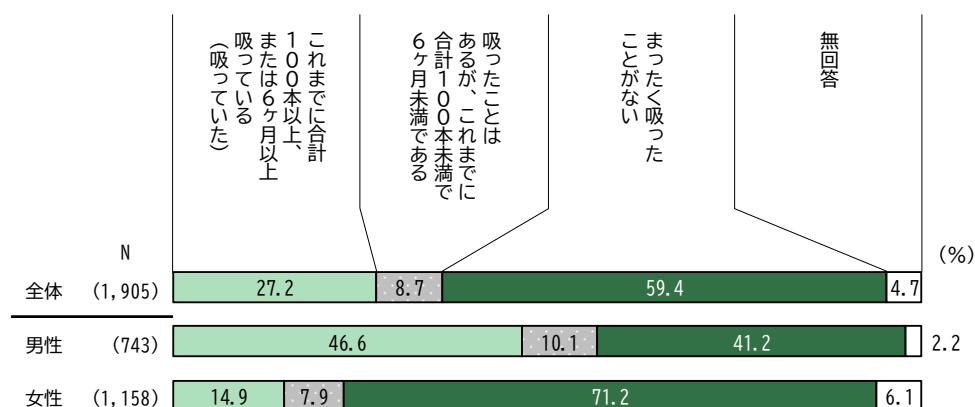
⑦ たばこについて

たばこが健康に及ぼす影響の認知度について、全体では、「がん（肺がん・喉頭がん・食道がん・膵臓がん・口腔がん・膀胱がん等）」が93.7%で最も高くなっています。喫煙経験について、全体では、「まったく吸ったことがない」が59.4%で最も高くなっています。

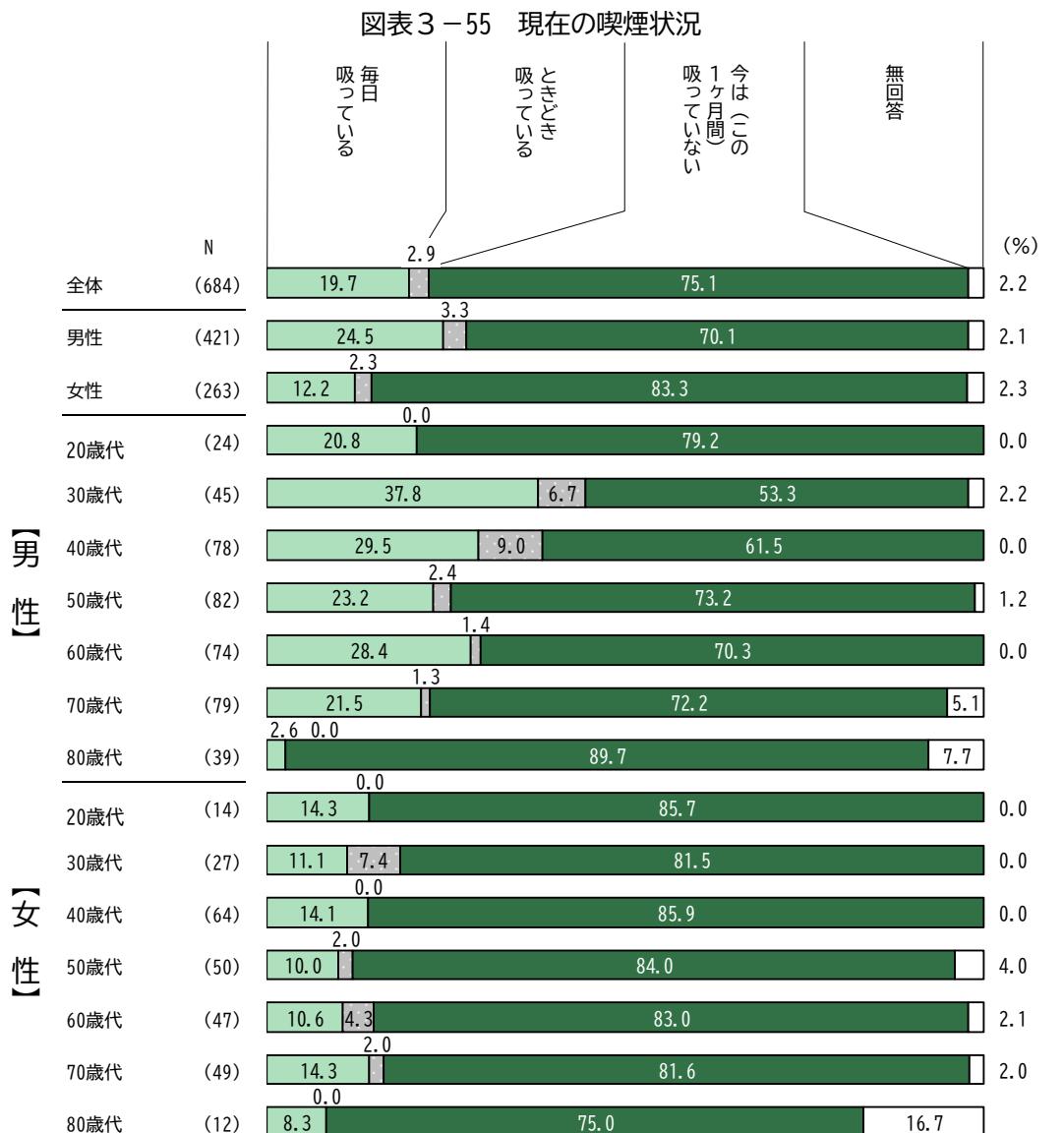
図表3-53 たばこが健康に及ぼす影響の認知度



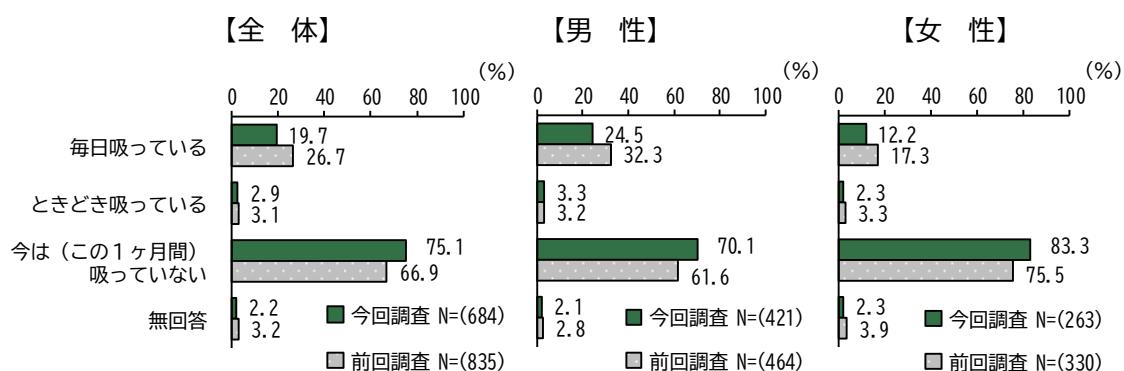
図表3-54 喫煙経験



現在の喫煙状況について、たばこを吸った経験のある人にたずねたところ、全体では、「今は（この1ヶ月間）吸っていない」が75.1%で最も高くなっています。



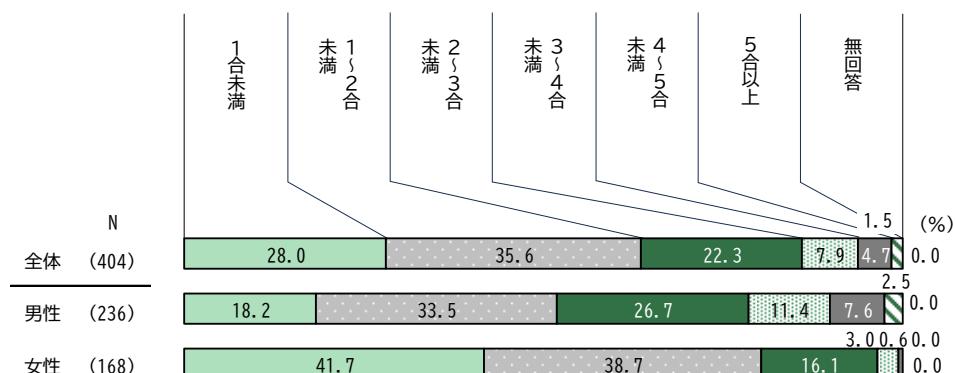
図表3-56 現在の喫煙状況 前回調査（平成28年度）との比較



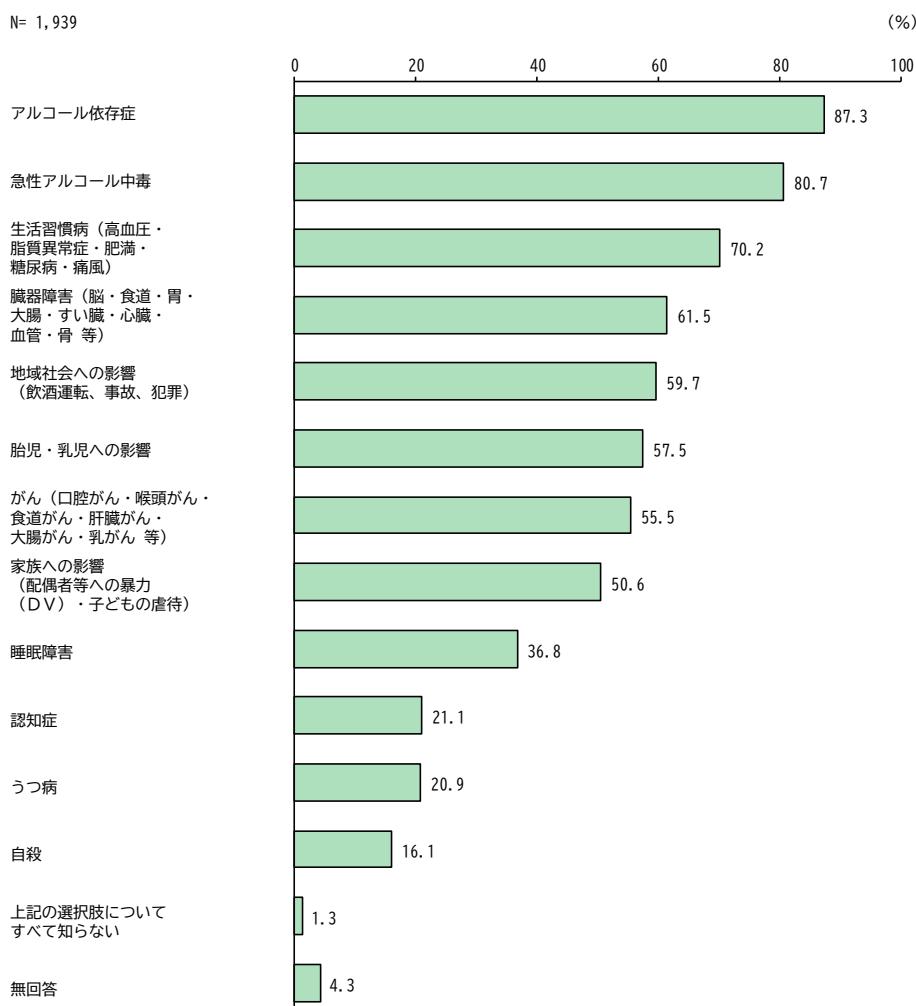
⑧ アルコールについて

週5日以上飲酒する人の1日あたりの飲酒量については、全体では、「1～2合未満」が35.6%で最も高くなっています。アルコールの過剰摂取による健康障害、社会問題の認知度について、全体では、「アルコール依存症」が87.3%で最も高くなっています。

図表3-57 週5日以上飲酒する人の1日あたりの飲酒量



図表3-58 アルコールの過剰摂取による健康被害、社会問題の認知度

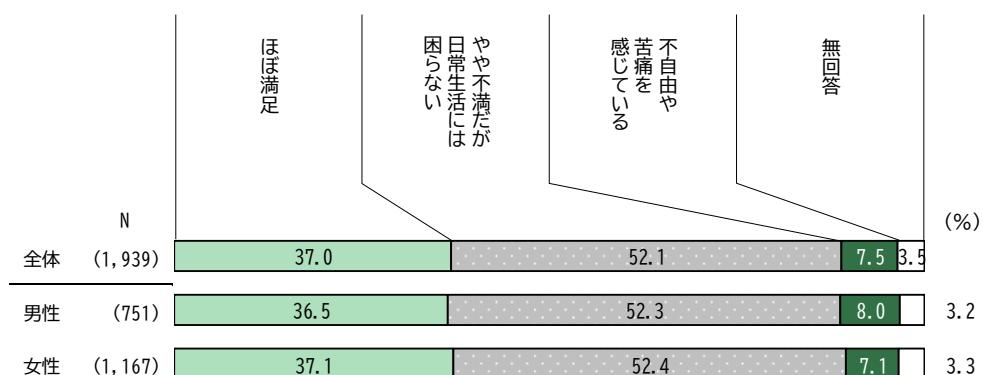


⑨ 歯と口腔について

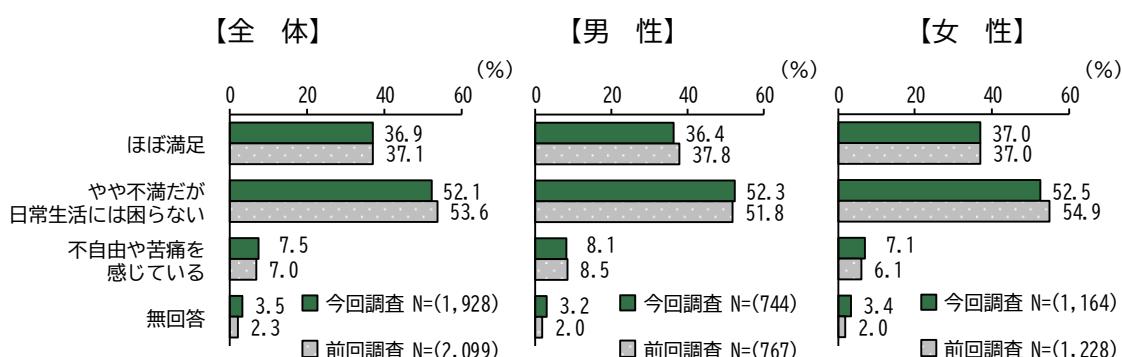
歯や歯肉、口腔状態の満足度について、全体では、「やや不満だが日常生活には困らない」が52.1%で最も高くなっています。

歯や歯肉、口腔の健康のために実践していることでは、全体では、「1日2回以上歯をみがく」が72.6%で最も高くなっています。

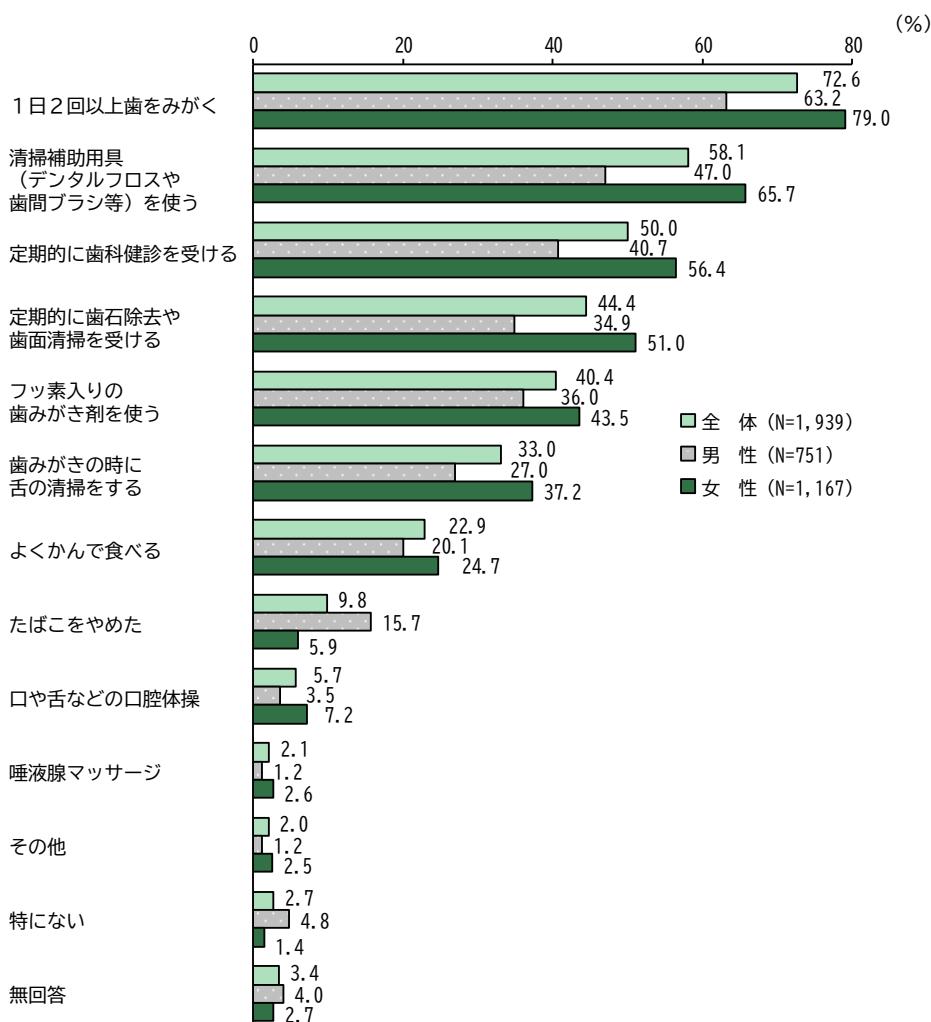
図表3-59 歯や歯肉、口腔状態の満足度



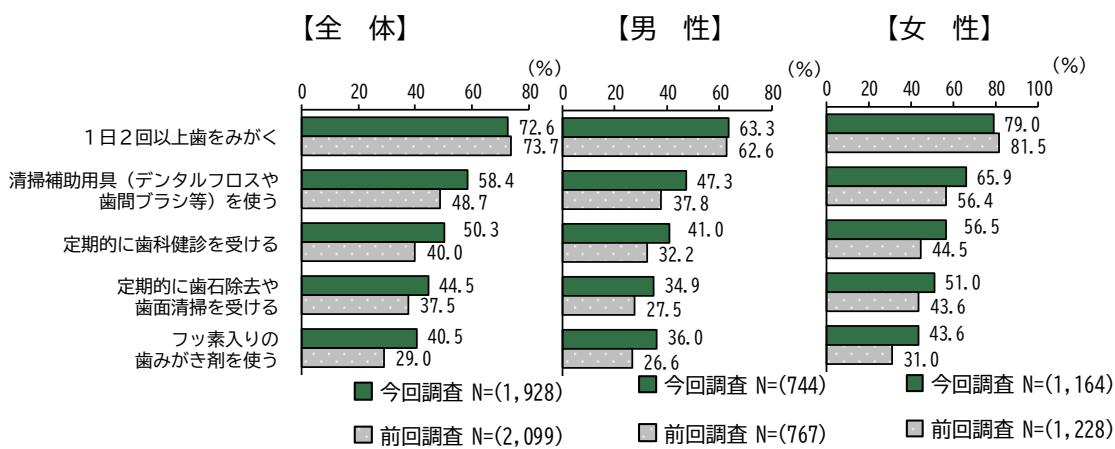
図表3-60 歯や歯肉、口腔状態の満足度 前回調査（平成28年度）との比較



図表3-61 歯や歯肉、口腔の健康のために実践していること



図表3-62 歯や歯肉、口腔の健康のために実践していること前回調査（平成28年度）との比較

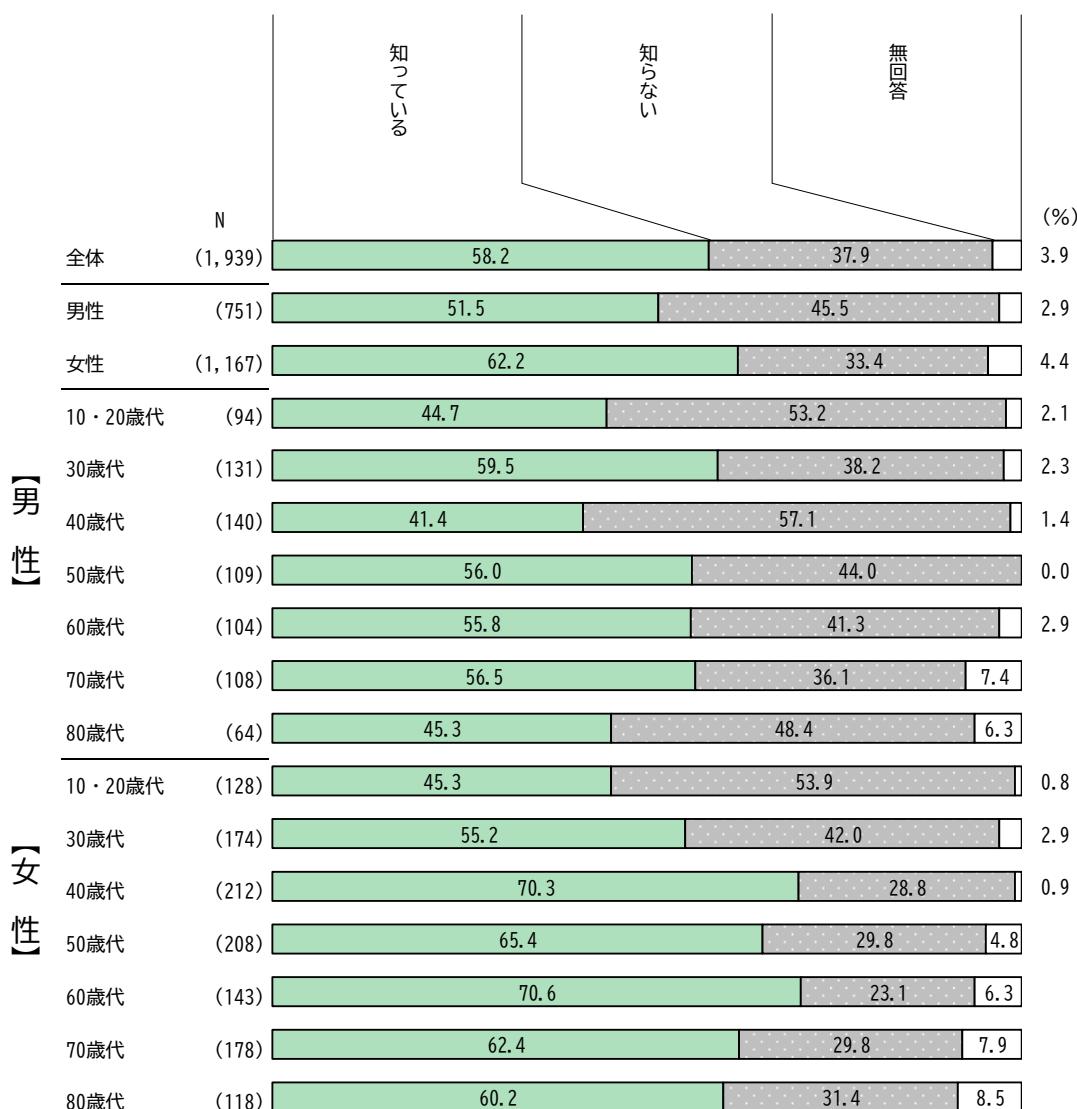


(上位5項目抜粋)

「むし歯や歯周病は糖尿病や心臓病と関連がある」ことについては、全体では、「知っている」が58.2%で最も高くなっています。

図表3-63 口腔の健康に関する認知度

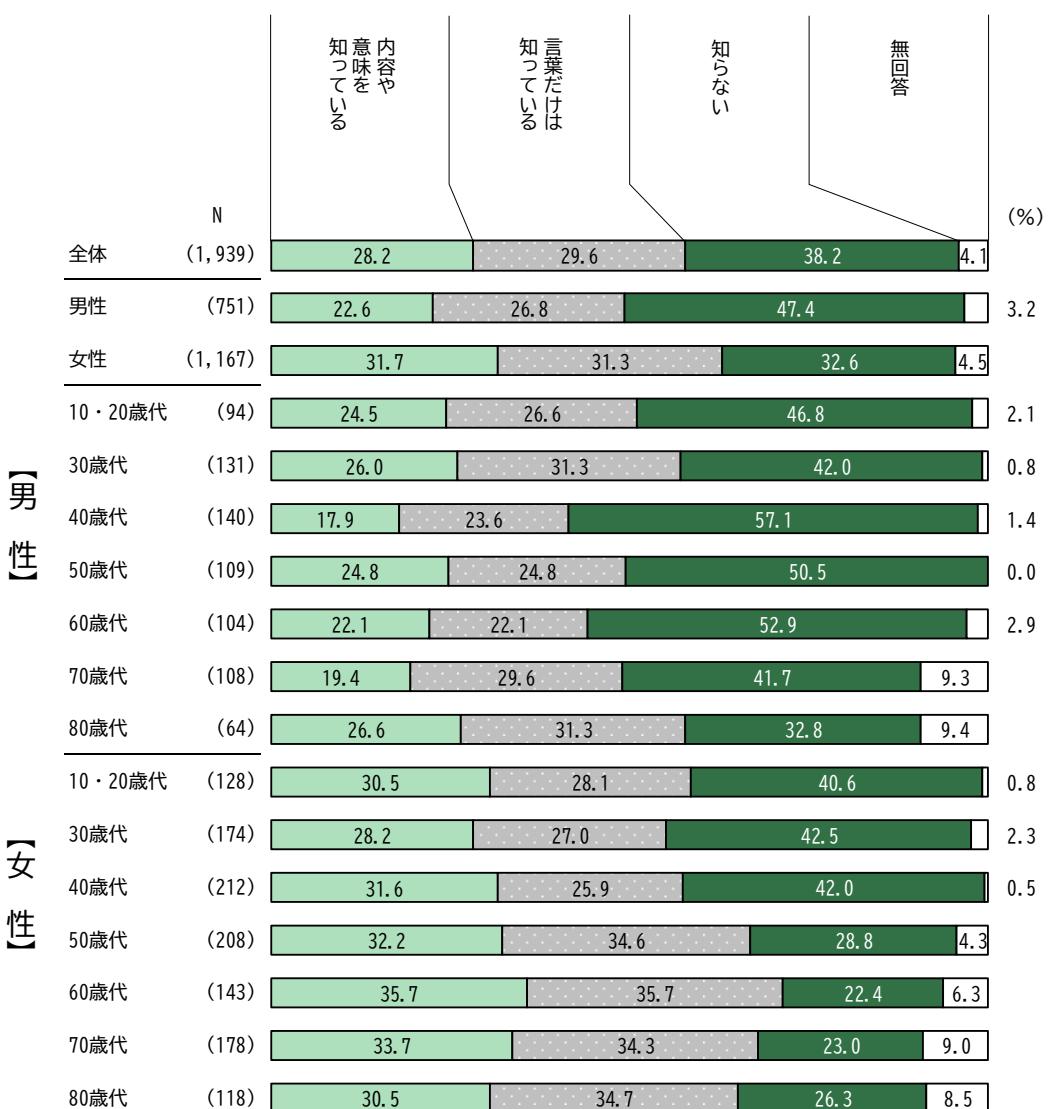
「むし歯や歯周病は糖尿病や心臓病と関連がある」



「口腔機能低下」については、全体では、「知らない」が38.2%で最も高くなっています。

図表3-64 口腔の健康に関する認知度

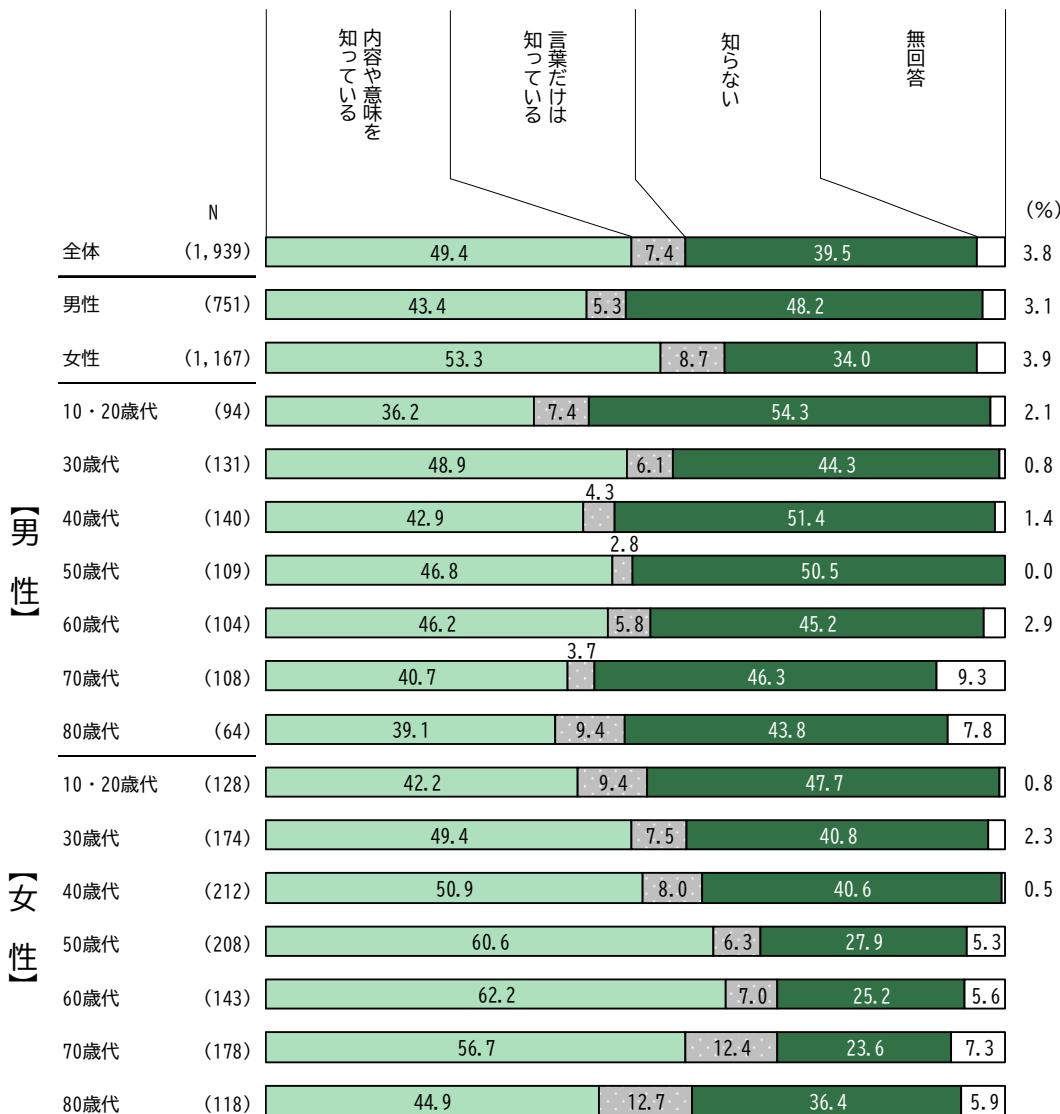
「口腔機能低下」



「8020運動」については、全体では、「内容や意味を知っている」が49.4%で最も高くなっています。

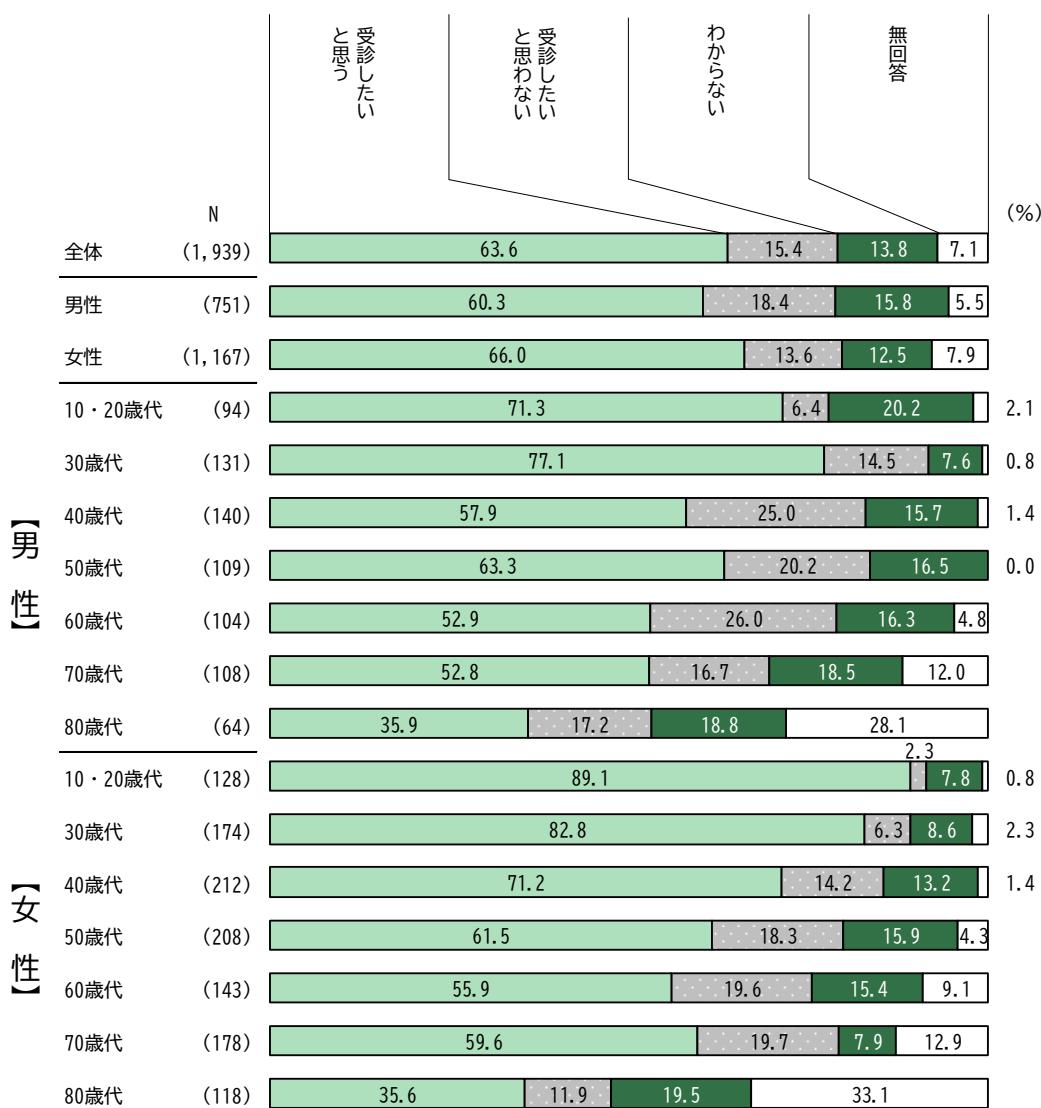
図表3-65 口腔の健康に関する認知度

「8020運動」



区の歯科健診の受診意向については、全体では、「受診したいと思う」が63.6%で最も高くなっています。

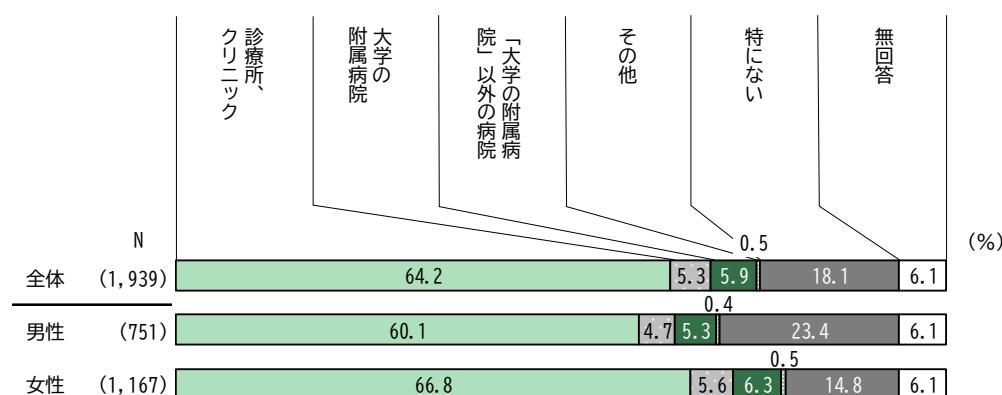
図表3-66 区の歯科健診の受診意向



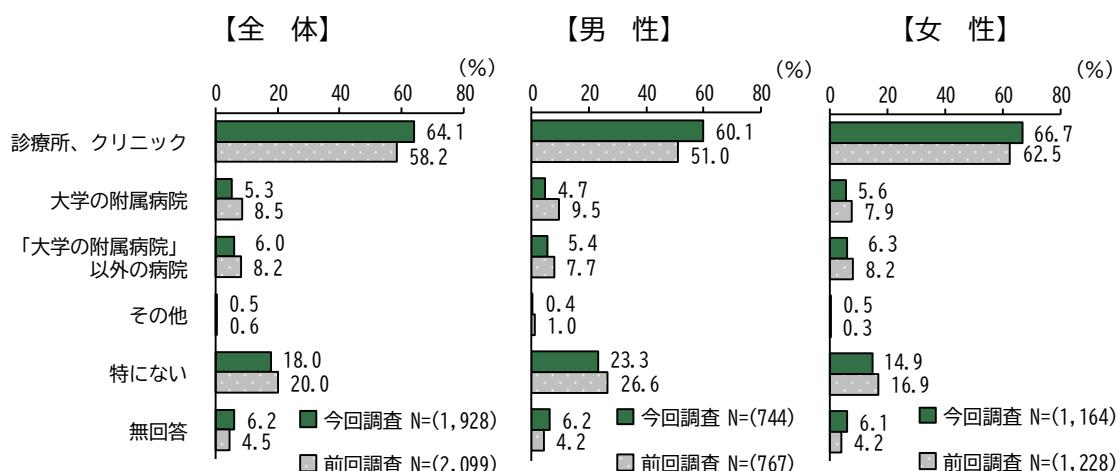
⑩ 受療行動について

かかりつけ医療機関の有無では、全体では、「診療所、クリニック」が64.2%で最も高くなっています。かかりつけ歯科医療機関の有無では、全体では、「歯科診療所、歯科クリニック」が75.0%で最も高くなっています。かかりつけ薬局の有無では、全体では、「ある」が48.4%、「ない」が48.2%と、ほぼ同率となっています。

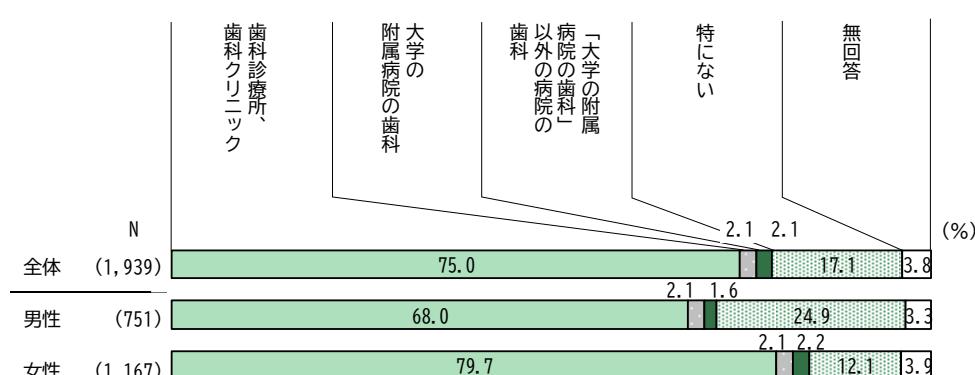
図表3-67 かかりつけ医療機関の有無



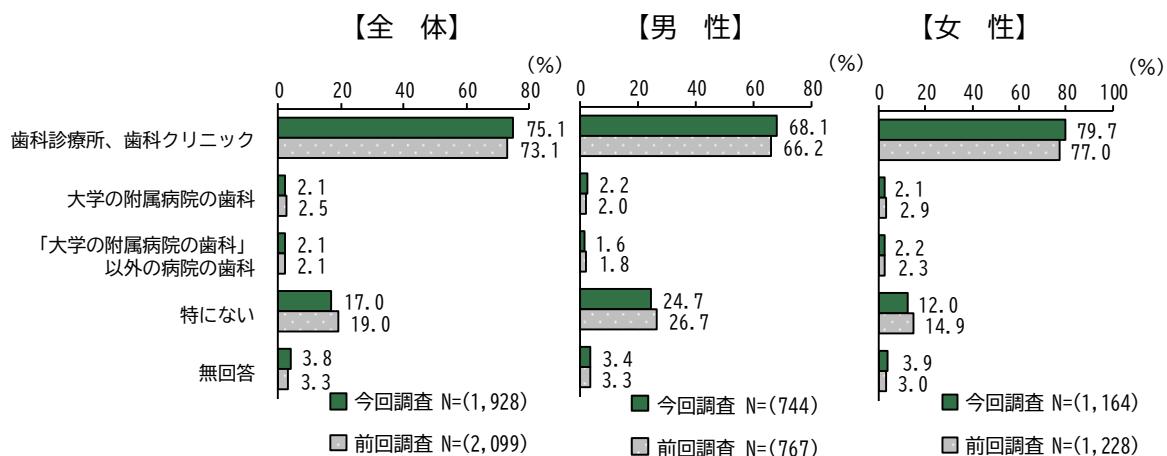
図表3-68 かかりつけ医療機関の有無 前回調査（平成28年度）との比較



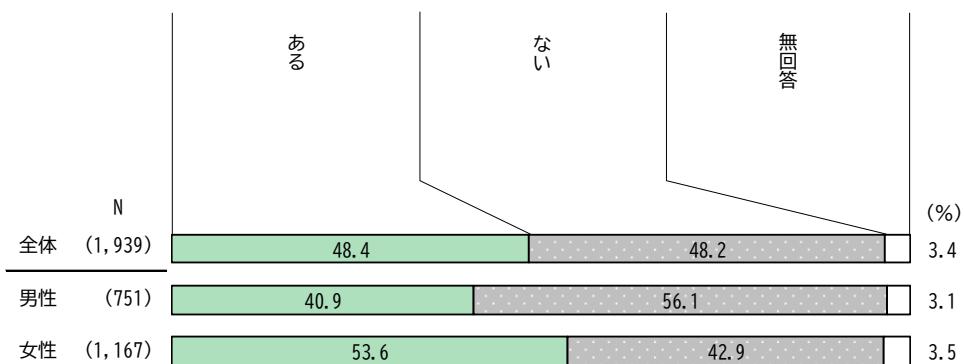
図表3-69 かかりつけ歯科医療機関の有無



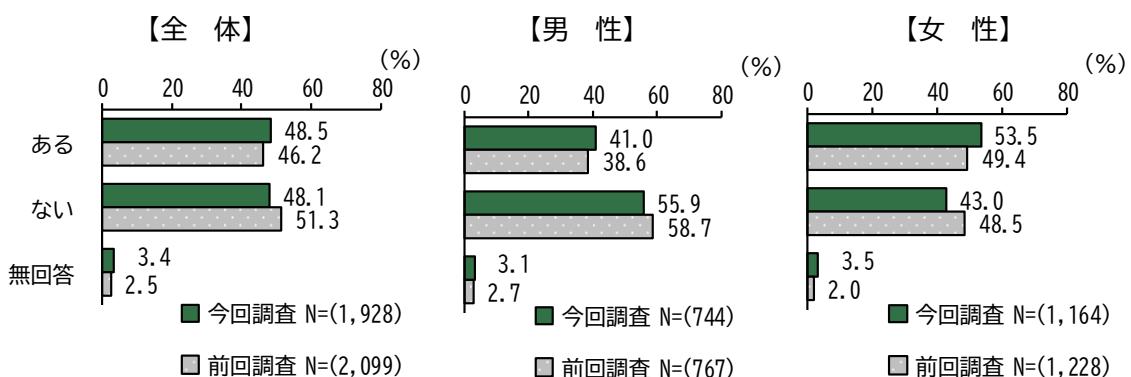
図表3-70 かかりつけ歯科機関の有無 前回調査（平成28年度）との比較



図表3-71 かかりつけ薬局の有無



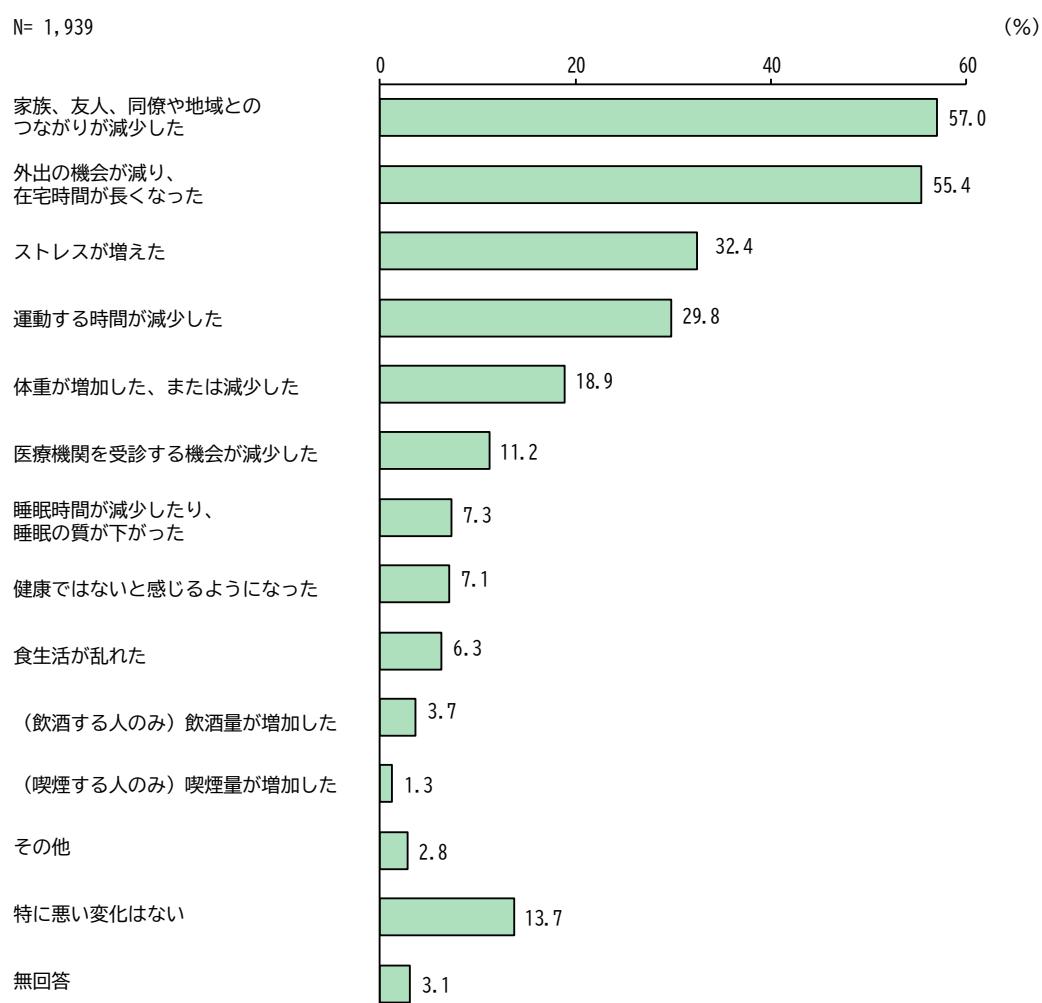
図表3-72 かかりつけ薬局の有無 前回調査（平成28年度）との比較



⑪ 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染拡大による健康や生活への悪影響については、「家族、友人、同僚や地域とのつながりが減少した」が57.0%で最も高くなっています。

図表3-73 新型コロナウイルス感染拡大による健康や生活への悪影響



新型コロナウイルス感染拡大に伴い、外出を避ける傾向が見受けられますが、各回答項目のうち「食生活に気を配る」が46人、「家の中でできる運動をする」が78人、「自宅でできる趣味をはじめた、楽しみを見つける」が19人となっており、自宅でも行える工夫を実施していることがわかります。

図表3-74 新型コロナウイルス感染拡大の中で健康や生活を改善するために工夫したこと

【記入人数】469人 【延べ件数】878件

◆情報の入手について	11
感染症に関する正しい情報を入手する	6
情報を見過ぎない、惑わされないようにした（不安を高めない）	5
◆三密の回避について	190
外出を控える、人混みを避ける、混雑時間を作る	71
外食を控える、なるべく自炊・テイクアウトする	33
公共交通機関をなるべく使わない（自転車・徒歩・車等を使う）	22
人との交流・接触・会話を控える、距離を空ける	15
三密（密閉・密集・密接）回避全般	14
大人数での会食を控える、食事は少人数にする	10
買い物はインターネットショッピング・宅配を利用する	6
テレワークをする	6
会議・診療・用事等はオンライン・電話を活用する	4
外食の場所を選ぶ（感染対策店・テラス席等）	2
買い物は短時間で済ませる	2
その他	5
◆マスクの着用について	46
マスクを着用する	44
家の中でもマスクを着用する	2
◆衛生面について	170
手洗いをする	57
消毒をする（手指・洋服・ドアノブ等）	43
うがいをする	33
手指以外を洗う（目・鼻・顔等）	7
帰宅後すぐに入浴する	6
喉のケア、乾燥対策・加湿	4
家族間でも共有を避ける（タオル・食事の配膳等）	4
手に触れるものに気を付ける（エレベーターボタン・ドアノブ等）	4
口腔ケア、口内を清潔にする	3
家の掃除をする	3
帰宅したらすぐに着替える	2
その他	4

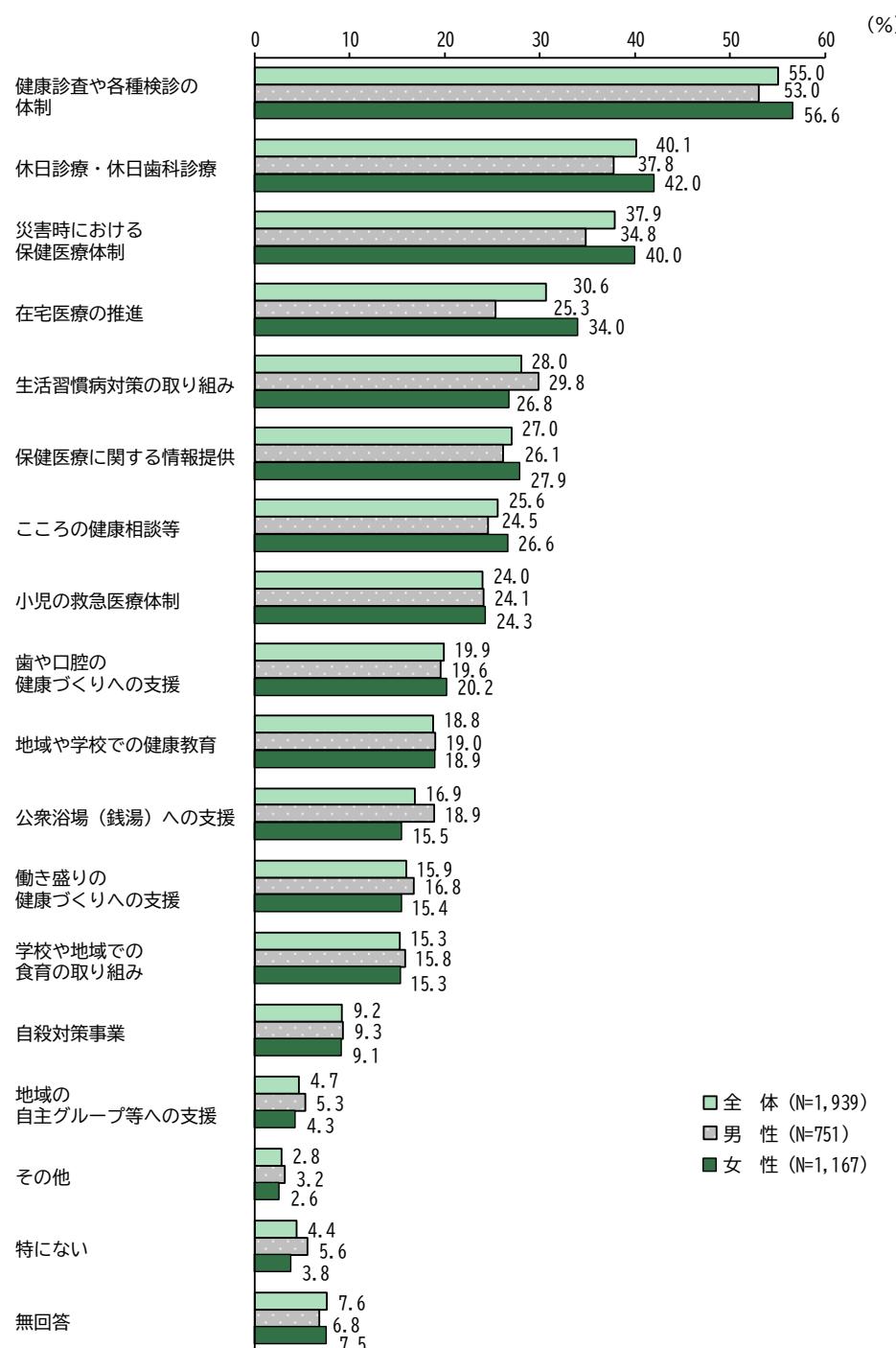
第3章 保健医療を取り巻く現状と課題

◆換気について	25
換気を行う	22
空気清浄機を使う	3
◆予防接種・検査について	18
ワクチンを接種する	13
PCR検査・抗原検査等を行う	3
毎日検温する	2
◆食生活について	65
食生活に気を配る（食事内容・量・栄養バランス・カロリー、食べ過ぎない等）	46
免疫力が上がる食材・食品を摂取する	8
アルコールを控える・減らす	3
その他	8
◆運動について	219
散歩（歩く）・ウォーキング・ジョギング	91
家の中でできる運動をする（体操・ラジオ体操・筋トレ・ストレッチ・ヨガ等）	78
運動をする（全般）、体を動かす、体力を維持する	24
意識的に外出する（感染予防をした上で）	12
ジム・スポーツクラブ等に通う	10
その他	4
◆人とのつながり・交流について	17
オンライン・電話等で人とコミュニケーションを取るようにした	9
人との親睦・交流を深める、人と話すようにした	8
◆趣味・楽しみ、住環境について	43
自宅でできる趣味をはじめた、楽しみを見つける、楽しめる工夫をした	19
家の中を快適な空間にする、住環境を充実させる	8
気分転換する、考えすぎない、前向きになる	7
外でできる趣味をはじめた、楽しみを見つける（感染予防をした上で）	6
その他	3
◆生活習慣・睡眠について	52
睡眠・休養をしっかり取る	23
規則正しい生活をする	13
普通の日常生活を送る、必要以上に制限しない	5
早寝早起きをする	2
体を冷やさない、体を温める	2
その他	7
◆その他	22
感染予防全般	14
その他	8

⑫ 区の施策について

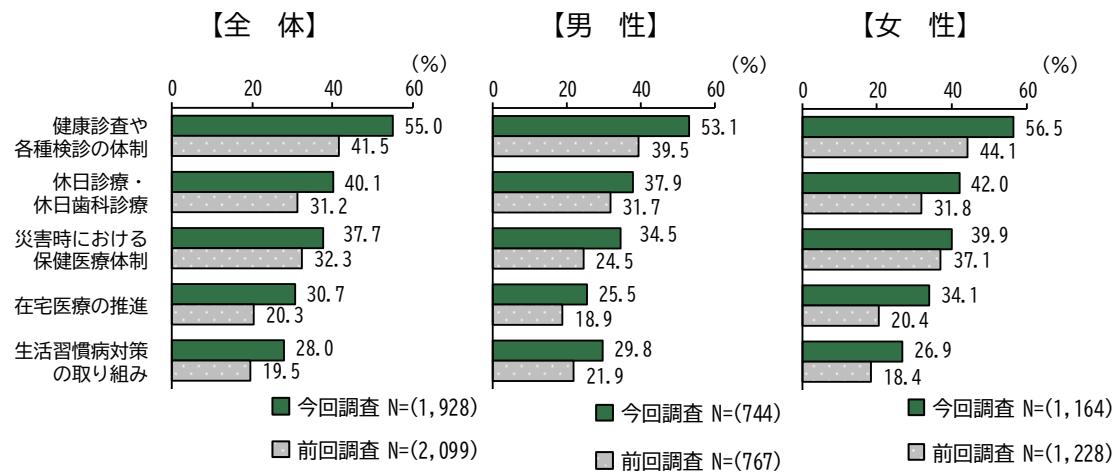
区が特に充実していくべきだと思う保健医療施策では、全体では、「健康診査や各種検診の体制」が55.0%で最も高くなっています。

図表3-75 区が特に充実していくべき保健医療施策



第3章 保健医療を取り巻く現状と課題

図表3-76 区が特に充実していくべき保健医療施策 前回調査（平成28年度）との比較



(9) 高齢者等実態調査結果

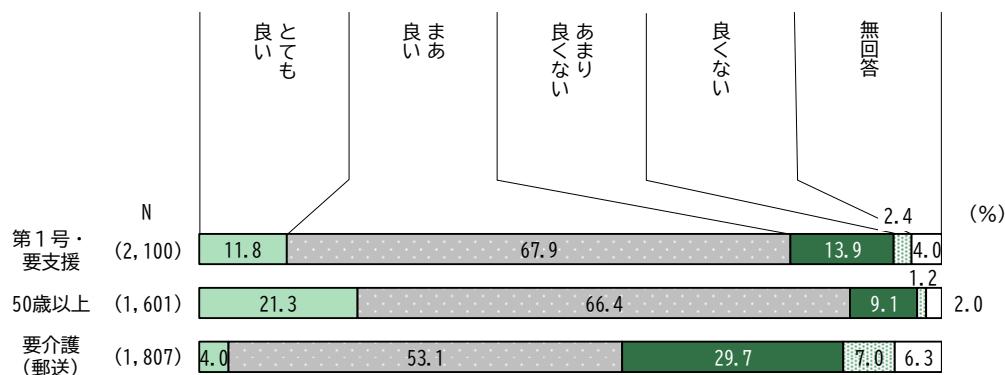
区では令和4年度に、高齢者の日常生活の実態、介護予防や健康への取組及び在宅生活の継続等を把握するため、要介護1～5以外の65歳以上の介護保険被保険者を対象とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、要介護認定を受けていない50～64歳の介護保険被保険者を対象とした「50歳以上の現役世代調査」、在宅の要介護認定者及びその家族を対象とした「在宅介護実態調査（郵送）」、在宅の要介護認定者（要介護4、5）及びその家族を対象とした「在宅介護実態調査（聞き取り）」を実施しており、その中から健康に関する結果を以下に示します。

なお、図表中において、〔第1号・要支援〕とは「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、〔50歳以上〕とは「50歳以上の現役世代調査」、〔要介護（郵送）〕とは「在宅介護実態調査（郵送）」を表しています。

① 健康意識について

健康意識については、いずれの対象者も「まあ良い」が最も高く、〔第1号・要支援〕が67.9%、〔50歳以上〕が66.4%、〔要介護（郵送）〕が53.1%となっています。

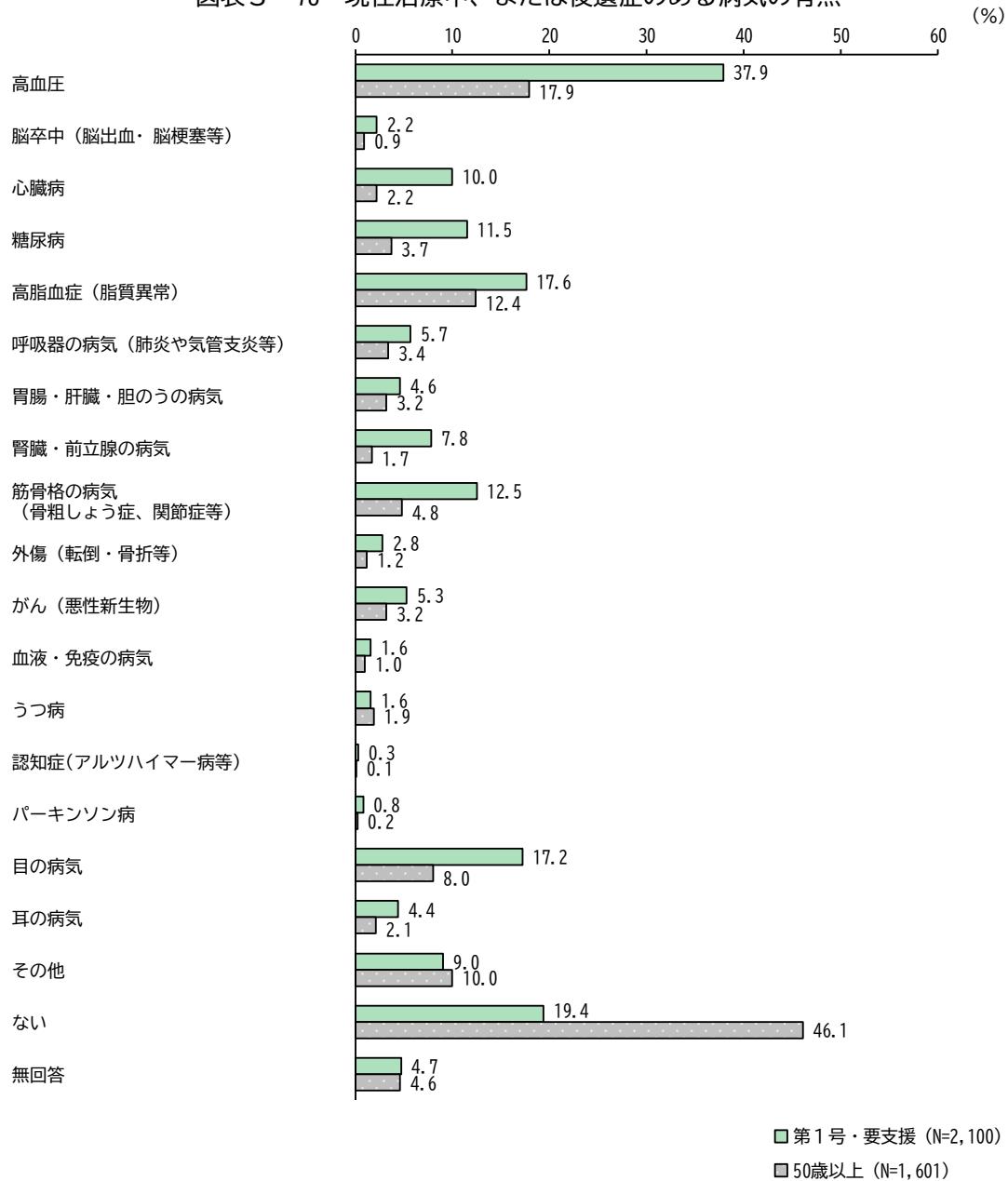
図表3-77 健康感



② 現在治療中の病気〔第1号・要支援、50歳以上〕について

現在治療中の病気については、〔第1号・要支援〕は「高血圧」が37.9%、〔50歳以上〕は、「ない」が46.1%で最も高くなっています。

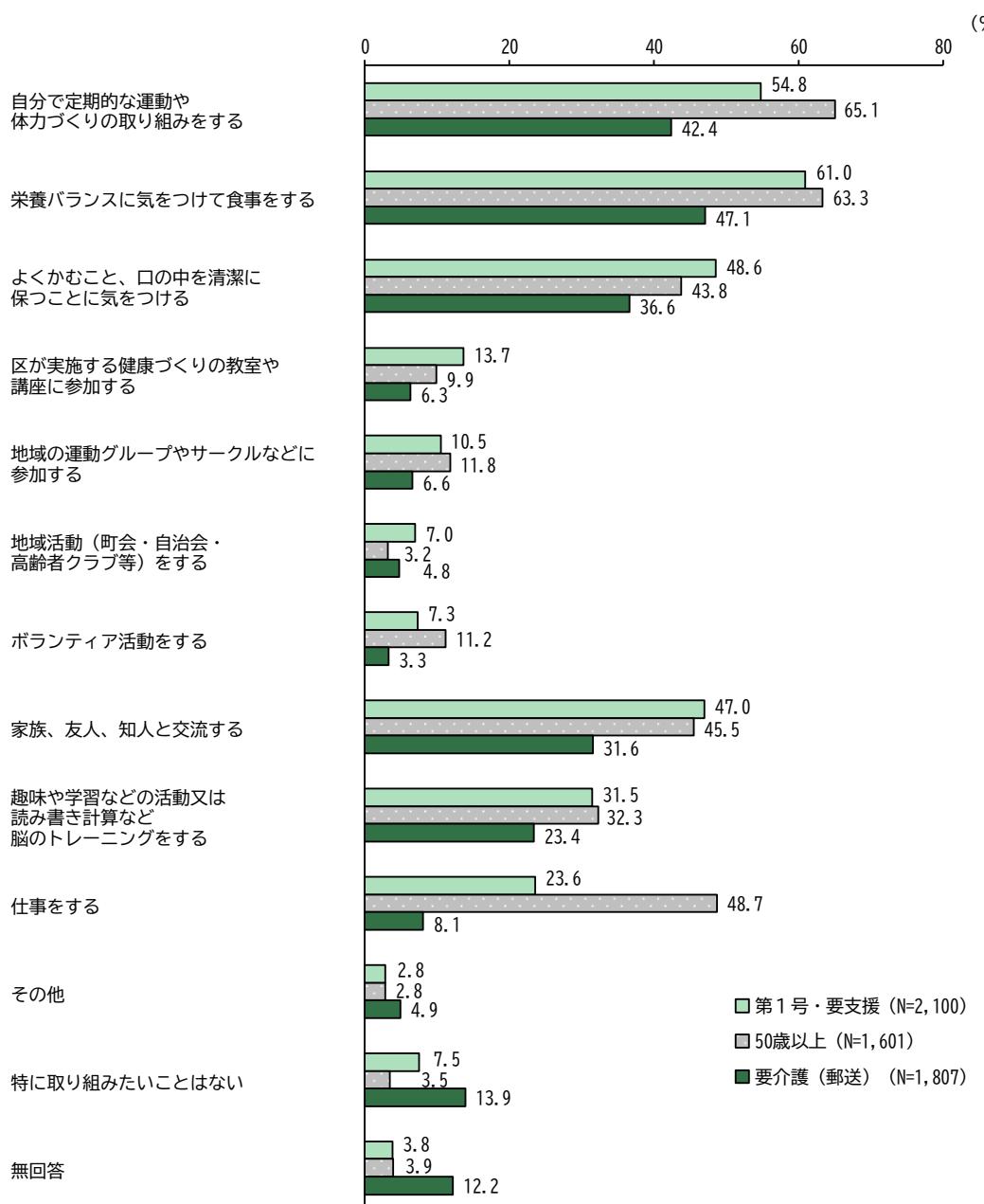
図表3-78 現在治療中、または後遺症のある病気の有無



③ 介護予防のために取り組んでみたいことについて

介護予防のために取り組んでみたいことについては、〔第1号・要支援〕と〔要介護（郵送）〕は「栄養バランスに気をつけて食事をする」が最も高く、〔第1号・要支援〕が61.0%、〔要介護（郵送）〕が47.1%となっています。〔50歳以上〕は、「自分で定期的な運動や体力づくりの取り組みをする」が65.1%で最も高くなっています。

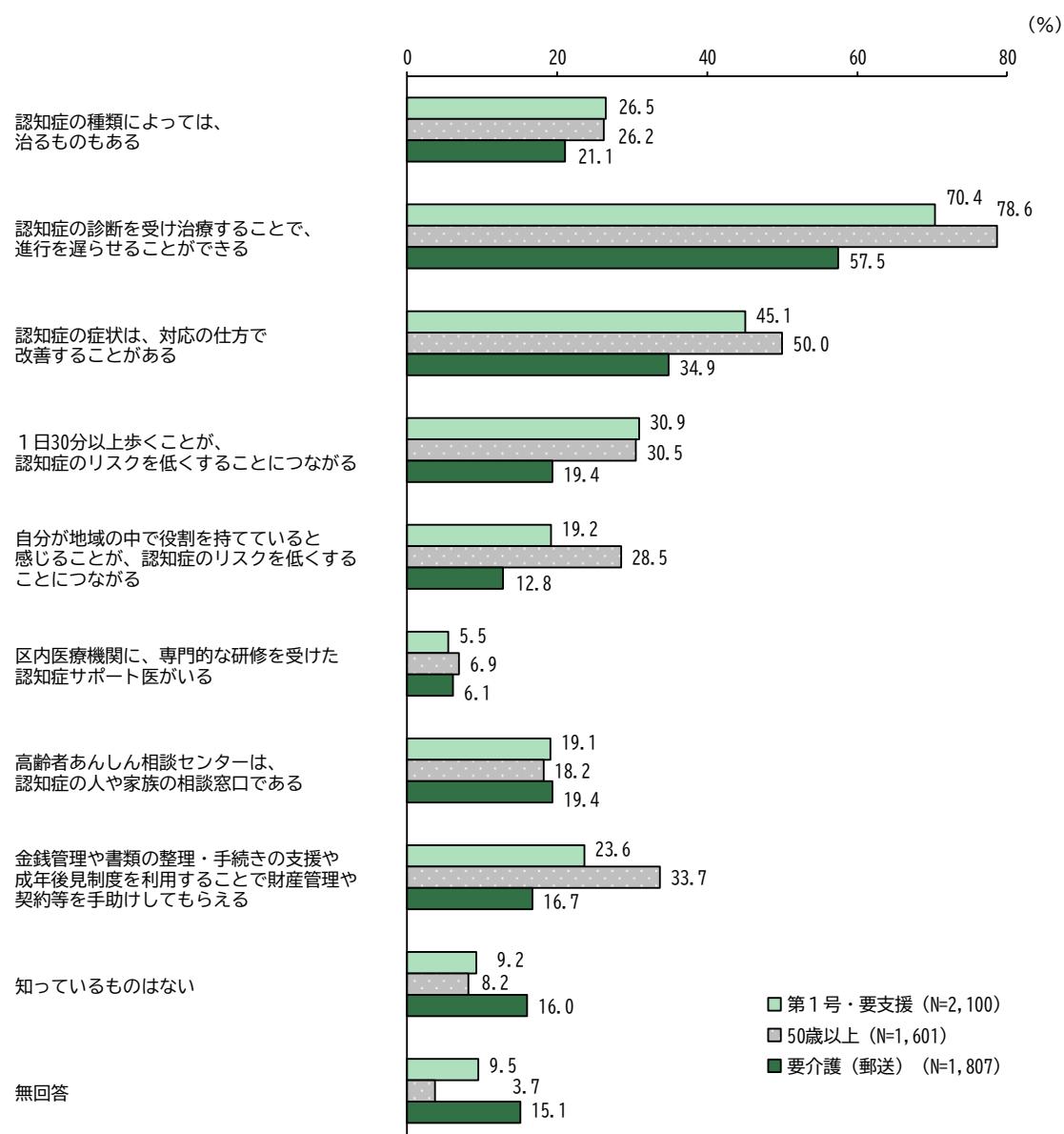
図表3-79 介護予防のために取り組んでみたいこと



④ 認知症について

認知症については、いずれの対象者も「認知症の診断を受け治療することで、進行を遅らせることができる」が最も高く、〔第1号・要支援〕が70.4%、〔50歳以上〕が78.6%、〔要介護（郵送）〕が57.5%となっています。

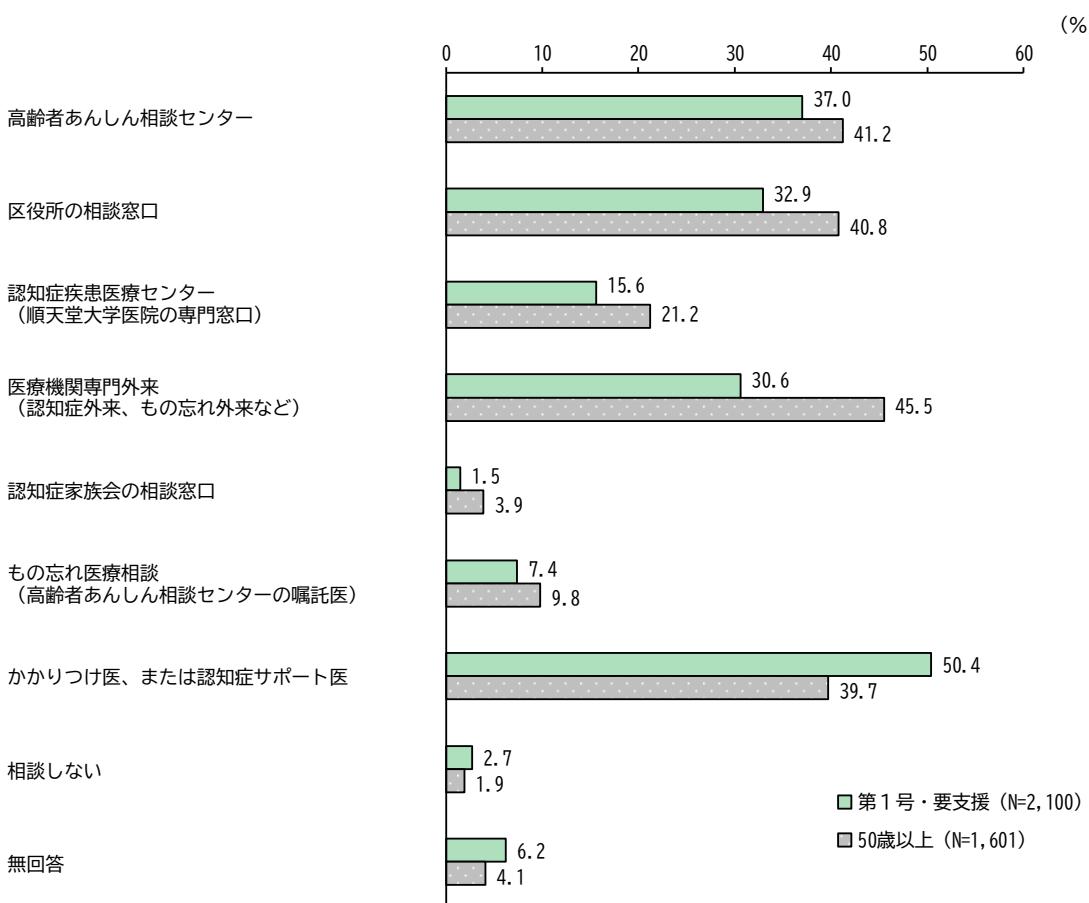
図表3-80 認知症について知っていること



⑤ 認知症の相談窓口〔第1号・要支援、50歳以上〕について

認知症の相談窓口については、〔第1号・要支援〕は「かかりつけ医、または認知症サポート医」が50.4%、〔50歳以上〕は、「医療機関専門外来（認知症外来、もの忘れ外来など）」が45.5%で最も高くなっています。

図表3-81 認知症に関する相談をする場合、利用する窓口



2 保健医療の現状

(1) 健康づくりの推進

● 健康的な生活習慣の確立

- ・区民の主要死因は、「がん（悪性新生物）」が第1位、「心疾患」が第2位、「老衰」が第3位、「脳血管疾患」が第4位、「肺炎」が第5位となっています。また、「腎不全」、「大動脈瘤及び解離」、「肝疾患」、「慢性閉そく性肺疾患」、「糖尿病」、「高血圧性疾患」といった生活習慣に起因する疾患は、死亡者全体の約56%となっています。
- ・令和4年度に実施した区の健康に関するニーズ調査（以下、「ニーズ調査」。）では、健康に気をつけている具体的な内容として、食事等に気を配っている人が多く、また、過半数の人が定期的に健康診査を受けると回答していますが、運動・スポーツを実施している人は、50%を下回っています。
- ・ニーズ調査では、たばこが健康に及ぼす影響の認知度について、「がん」が93.7%と最も高く、アルコールの過剰摂取による健康障害や社会問題の認知度については、「アルコール依存症」が87.3%と最も高くなっています。

● 健康的な栄養・食生活の推進

- ・朝食をはじめ、1日3回規則正しく食べることは、必要なエネルギーや栄養素を補い、生活リズムを整えることにつながります。ニーズ調査では「朝晩と1日3回規則正しく食べる」と回答した10・20歳代は40%程度、また、「朝食をほとんど食べない」と回答した10・20歳代は25%程度となっており、他の年代よりも朝食をとらない傾向にあります。

● こころの健康づくりの推進

- ・ニーズ調査では、労働時間が長いほど、睡眠で「休養が十分とれている」人の割合が低くなり、労働時間が70時間以上では「休養が十分とれていない」人の割合は50%を超えてています。
- ・ニーズ調査では、毎日の生活の中で悩みやストレスを感じる人が67.1%います。ストレスの影響を強く受けるかどうかは個人差がありますが、過度のストレスが続くと、精神的な健康や身体的な健康に影響を及ぼすため、適度な解消が求められています。また、精神的な不調の際に、医療機関等専門機関に相談や治療をしようと思わない人の割合の方が高くなっています。

●女性の健康づくりの推進

- ニーズ調査では、食生活や栄養について等、女性の方が男性より健康に気を遣っている傾向ではありますが、生活習慣病の健診等の受診状況や運動の実施状況は、女性の方が低くなっています。

●歯と口腔の健康づくりの推進

- ニーズ調査では、歯科健診の受診意向は、全体では63.6%が受診したいと思っており、かかりつけ歯科医療機関がある人の割合は79.2%となっています。また、歯や歯肉、口腔の健康のために実践していることは、女性の方が男性より高い項目が多い傾向にあります。

●がん対策の推進

- 「がん（悪性新生物）」は区の死因の第1位であり、主要死因別死亡率の27.2%を占めています。年齢階級別にみると、60～64歳で急増し、以降85～89歳までの年齢階級の主要死因第1位となっています。
- 区の各種がん検診の受診率は、令和4年度において「胃がん検診」が15.1%、「大腸がん検診」が26.6%、「肺がん検診」が28.6%（元年度より開始）、「子宮がん検診」が41.1%、「乳がん検診」が39.1%となっています。（受診率は、都において採用されている対象人口率を用いて算出）

●妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援

- 区の出生数は、平成28年をピークに増減を繰り返しながら推移していましたが、令和3年は前年比約200人減と大きく減少しています。
- 妊娠期や乳幼児期から発達段階に応じた各種健診や情報提供を行っています。平成27年度から開始した文京区版ネウボラ事業に加え、令和5年3月からは経済的支援と一体となった伴走型相談支援も開始し、妊娠から出産、子育て期にわたる切れ目ない支援により身近な場での妊産婦の方等を支える仕組みの充実を図っています。

●高齢者の健康づくり

- 年齢を重ねることで食欲や筋力が低下するなど、心身の活力が低下してしまう状態「フレイル」が問題となっています。

●食育の推進（文京区食育推進計画）

- ニーズ調査では、食に関して重要なことは、「栄養バランスを考える力の習得」「食の安全性」「自然の恩恵や生産者等への感謝」「食を通じたコミュニケーション（家族や友人等と食を共にする等）」の順に高く、女性の方が男性よりも興味・関心が高くなっています。ただし、「家族や仲間と一緒に食べる」が実践されているのは、全体で19.8%にとどまっています。

（2）地域医療の連携と療養支援

●地域医療連携の推進

- 区民に切れ目のない適切な医療を確保し、地域医療の連携強化を図る目的で設置した地域医療連携推進協議会において、地域医療の供給において課題となっている医療機関同士の連携について検討しています。各分野における課題の整理を行うため、下部組織として小児初期救急医療検討部会、高齢者・障害者口腔保健医療検討部会、在宅医療検討部会を設置し、それぞれ協議・検討を行っています。

●災害時医療の確保

- 大規模災害の発生に備え、区内医療関係団体等と連携し、災害時医療体制の整備を進めています。災害時に避難所に設置する医療救護所において、医師等が円滑に医療救護活動を行えるよう収集名簿を作成・更新しているほか、医師等を対象としたトリアージ研修を実施しています。また、災害用医療資器材・医薬品を適切に備蓄し管理するとともに、防災課が実施する避難所総合訓練に参加しています。
- 近年、大規模災害として地震以外にも台風等風水害による停電等の懸念もあり、要医療援護者のうち、停電時に特に支援が必要な在宅人工呼吸器使用者の安全確保の必要性は高まっています。

●精神保健医療対策

- 精神保健医療施策は、精神科の長期入院患者の地域移行が課題となっています。地域生活中心の生活に向け、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育に関する施策の総合的な取組を進めることにより、地域で安心して生活できる仕組み作りを進めています。

- ・自殺対策としては、「文京区自殺対策計画（令和元年度～令和5年度）」の計画期間終了に伴い、昨今の社会情勢の変化や国や都の政策動向、実態調査結果等を踏まえ、計画を改定しました。

●在宅療養患者の支援

- ・難病や公害による健康被害等で長期に療養している患者がいます。また、ニーズ調査では、通院の具体的な内容について、気管支喘息等の「アレルギー疾患」と回答した人の割合が14.6%であり、平成28年度の調査(9.6%)から約5ポイント増え、特に女性では年齢が下がるほど高く、10・20歳代で4割台半ばとなっており、アレルギー疾患の患者は増加傾向となっています。
- ・「難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）」が施行され、難病患者に対する医療費助成等が法で明確に位置付けられました。

(3) 健康安全の確保

●健康危機管理体制の強化

- ・令和2年1月に国内で初めて検知された新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、「文京区版保健・医療提供体制確保計画」を策定し、医師会等と連携して地域での医療提供体制を充実するとともに、感染状況に応じた全庁的支援体制の構築や業務委託等の活用により、保健所体制を強化し、適切な感染症対応を行ってきました。
- ・新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえ、持続可能な保健所の健康危機管理体制構築に向けて、感染症法に基づく「予防計画」を策定しました。

●感染症対策

- ・わが国では令和3年、人口10万人当たりの結核罹患率が9.2と初めて10を切り、結核「低まん延国」となりました。令和4年も罹患率は8.2と、引き続き「低まん延国」の水準を継続しており、区の罹患率は6.6となっています。しかしながら、全国で見ると未だ年間1万人以上が感染しており、結核は決して過去の病気ではありません。高齢化に伴う合併症や国際化の進展に伴う外国出生患者の増加、薬剤耐性結核への対応など、結核を取り巻く状況は複雑化しています。
- ・都内における令和4年の梅毒報告数が3,677件となり、平成11年の調査開始以来、最多となりました。

- ・国は麻しん・風しんワクチンの接種率の目標を95%以上としており、区でも近年第1期、第2期ともに、95%以上で推移してきました。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大以降、第2期で95%を下回る年が発生しています。
- ・新型コロナウイルス感染症の対応において、システム導入等ICT^{※10}の活用により、保健所の感染症対応業務の効率化を図り、正確で迅速な患者管理に取り組むとともに、感染症のまん延防止に努めてきました。

●医療安全の推進と医務薬事

- ・診療所、歯科診療所、助産所その他の医療施設、薬局や医薬品販売業者等の監視指導を行っています。
- ・「患者の声相談窓口」で、看護師が電話相談による相談事業を行っており、診療所についての相談件数が最も多くなっています。

●食品衛生の推進

- ・飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、区民が健康で快適な食生活を過ごすために、食品関係取扱施設等へ、各種法令に基づく監視指導や調査、食品衛生思想の普及啓発を行っています。また、食品衛生関係の苦情が寄せられた場合には速やかに調査を行い、適切な処置と解決に努めています。

●環境衛生の推進

- ・より安全で快適な生活環境の確保を目指し、区内の様々な環境衛生関係営業施設に対して、衛生状態を確保するための監視指導や営業者自らによる自主管理推進事業を実施しています。

●動物衛生の推進

- ・動物の飼養指導員・犬猫の正しい飼い方普及員制度を継続して取り組み、飼い主のモラル向上のための普及啓発活動に努めるほか、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術や譲渡の推進を行い、動物との共生社会の構築を目指しています。

※10 ICT : Information and Communication Technology の略。情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。

3 保健医療の課題

(1) 健康づくりの推進

● 健康的な生活習慣の確立

- ・健康の保持増進のため、区民一人ひとりに、適切な食習慣や運動習慣など健康的な生活習慣の必要性を周知し、主体的な生活習慣改善を促す必要があります。
- ・生活習慣病予防は、発病予防、早期発見・早期治療、そして重症化予防が大切であることから、区民が健康管理に努められるよう、健康に寄与する様々な機会を提供するとともに、健康診査・保健指導のさらなる推進を図る必要があります。
- ・たばこやアルコールの過量摂取による健康被害を防ぐため、それぞれの健康に与える影響に関する正しい知識の普及・啓発を行い、止めたい意思を持つ方の支援を、さらに強化する必要があります。

● 健康的な栄養・食生活の推進

- ・健康づくりへの関心が希薄な若年層に向けて、将来に備えた意識の醸成を図る取組をさらに充実する必要があります。

● こころの健康づくりの推進

- ・休養の重要性、ストレスへの対処法や医療機関受診等のメンタルヘルスに関する正しい知識の普及とともに、身近な人の健康状態に気を配り、必要に応じて支援につなげられる体制の充実を図る必要があります。

● 女性の健康づくりの推進

- ・女性は生涯を通じてホルモンバランスが大きく変動し、その影響でこころと身体に様々な変化が生じることから、ライフステージの特徴に応じた健康づくりのポイントについて、さらなる周知、啓発を図る必要があります。

● 齒と口腔の健康づくりの推進

- ・歯と口腔の健康が全身の健康と密接にかかわっていることを周知し、ライフステージに応じた口腔の健康づくりの支援（口腔ケアの普及）や歯周疾患検診の受診率向上を図るとともに、かかりつけ歯科医の定着を図っていく必要があります。

- ・区の歯周疾患検診については、令和5年度から20歳・25歳も対象としました。受診勧奨と、歯や歯肉、口腔の健康維持を行うよう、さらなる啓発を行う必要があります。

●がん対策の推進

- ・がんの早期発見及び早期治療を図るために、さらなる受診率の向上を図っていく必要があります。特に、特定健康診査と同時受診が可能な大腸がん検診、肺がん検診については、対象者に受診を促す工夫を図る必要があります。
- ・がん検診受診の結果、要精密検査となった場合、必ず受診するよう区民に対して周知啓発を図っていく必要があります。
- ・がん患者への支援については、地域医療連携等による医療相談や、若年がん患者への支援など、がん患者とその家族の地域生活に向けた支援を拡充していく必要があります。

●妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援

- ・妊娠、出産、新生児期や乳幼児期は、母親にとって慣れない子育てに戸惑いや不安を強く感じやすい時期であることから、母子の身体的・精神的・社会的状況等を確認しながら、父親の育児参加を促し、子育て家庭の心身の負担や育児不安の軽減を図っていく必要があります。
- ・子どもが自分の身体について正しく理解し、適切な生活習慣を形成していくために、健康に関する知識を習得する機会を提供し、関係機関と連携しながら、喫煙、飲酒、薬物、性などの問題への早期発見・介入や相談支援等の取組を強化する必要があります。

●高齢者の健康づくり

- ・健康寿命の延伸に向け、高齢者の自主的な健康づくりの支援や、積極的に社会参加ができるための活動を支援するなど、高齢期の心身機能の加齢による変化を踏まえた生活習慣の改善を図り、フレイル予防に繋げることが必要です。

●食育の推進（文京区食育推進計画）

- ・食に対する意識や実践状況は性別や世代により異なり、自分に適した食生活を送ることができるよう、イベントや講習会をはじめ、情報提供等を通じて普及・啓発を行う必要があります。

- ・関係機関、生産者や事業者といった食に携わる多様な関係者が連携、協働して、食育推進のための活動を実践しやすい環境づくりを進める必要があります。

(2) 地域医療の連携と療養支援

● 地域医療連携の推進

- ・医療と介護、地域でのそれぞれの実情を踏まえ、地域での在宅療養生活を支えていくための医療情報の理解や地域資源の把握と関係機関の連携の推進が必要です。

● 災害時医療の確保

- ・災害時の医療救護活動を的確かつ迅速に実施するため、今後も、医療救護所で医療救護活動を行う医師等が速やかに参集できる体制を整えるとともに、医師等が傷病者のトリアージや応急処置を円滑に行えるよう、手順等を把握しておく必要があります。また、災害用医療資機材・医薬品については、適切なものを常時備蓄してあるかの確認や更新が必要となります。
- ・区が把握している在宅人工呼吸器使用の災害時個別計画作成対象者は、保健師等関係者の対象者への積極的な働きかけにより支援につながっているケースが多くなっています。引き続き、関係機関が連携し、新規対象者への計画作成の働きかけや既作成者の現状に応じた計画の見直しを行っていく必要があります。

● 精神保健医療対策

- ・メンタルヘルス・ファーストエイド^{※11}の考え方を活用し、精神疾患や精神障害に関する普及啓発を推進することで、精神疾患に関する誤解や偏見をなくし、暮らしやすい地域づくりを進める必要があります。
- ・こころの不調や病を抱える人たちに対しては、様々な機会を通じて相談に応じ、必要な医療に結びつけ、治療を継続できるよう支援する必要があります。
- ・長期入院者の地域移行を促進するため、基盤整備のための取組を進める必要があります。

※11 メンタルヘルス・ファーストエイド：メンタルヘルスの問題を有する人に対して、適切な初期支援を行うための5つのステップからなる行動計画で、心理的危機に陥った方に対して、専門家の支援が提供される前にどのような支援を提供すべきか、どのように行動すべきか、という対応法を身につけるプログラム。

- ・うつ病等の精神疾患は、自殺との関連が深いことから、精神疾患の早期発見、早期支援につなげられるよう、自殺対策に関する理解の促進、人材の育成、区内関係機関との相談機能や支援体制を強化する必要があります。

●在宅療養患者の支援

- ・難病患者や呼吸器疾患で長期に療養している公害認定患者等の健康保持、増進のための事業について、患者のニーズに合わせた事業継続が必要です。
- ・また、気管支喘息等アレルギー疾患の患者も増加傾向であるため、発症予防及び健康回復につながる事業を現状に合わせて検討、実施していく必要があります。

(3) 健康安全の確保

●健康危機管理体制の強化

- ・区民生活の安全確保に向け、国や都、関係機関と連携して、総合的な健康危機管理対策を構築していく必要があります。
- ・健康危機発生時の迅速な感染症対応を可能とするため、保健所業務ひつ迫時における全庁的な支援体制の構築が必要です。

●感染症対策

- ・区民が正しい知識を持って感染症を予防できるよう、あらゆる年代に向けた正確かつ迅速で効果的な方法により、日常の衛生管理意識や予防行動の啓発を進めるとともに、定期予防接種^{※12}の積極的な接種勧奨を行い接種率の向上を図る必要があります。
- ・平時からのＩＣＴの活用により、正確で迅速な感染症対応を進めていく必要があります。

※12 定期予防接種：予防接種法によって対象疾病、対象者及び接種期間などが定められた予防接種のこと。集団予防と個人予防の観点から特に重要と思われる疾病（ポリオ、麻しん、風しん、高齢者インフルエンザなど）が対象となる。それに対し、予防接種法の対象となっていないものを、任意予防接種という。

● 医療安全の推進と医務薬事

- ・「患者の声相談窓口」を適切に運用し、患者と医療関係者との信頼関係を深める必要があります。また、診療所等の医療機関に対して、医療安全に関する体制整備状況の確認及び情報提供を行い、引き続き施設の医療安全を確保する必要があります。
- ・医薬品等の適正使用、毒物や劇物など化学物質の適切な管理のため、引き続き薬局や販売業者等への監視指導を継続する必要があります。

● 食品衛生の推進

- ・食品関係事業者のH A C C P^{※13}に沿った衛生管理の支援を通じて、食品事故防止に努めるよう食品関係事業者の衛生知識を高める必要があります。
- ・食品衛生についての正しい知識の普及啓発のために、様々な機会を通じた情報提供に努めるとともに、区民、食品関係事業者、行政における相互理解に向け、引き続き食の安全性に関するリスクコミュニケーションを深める必要があります。

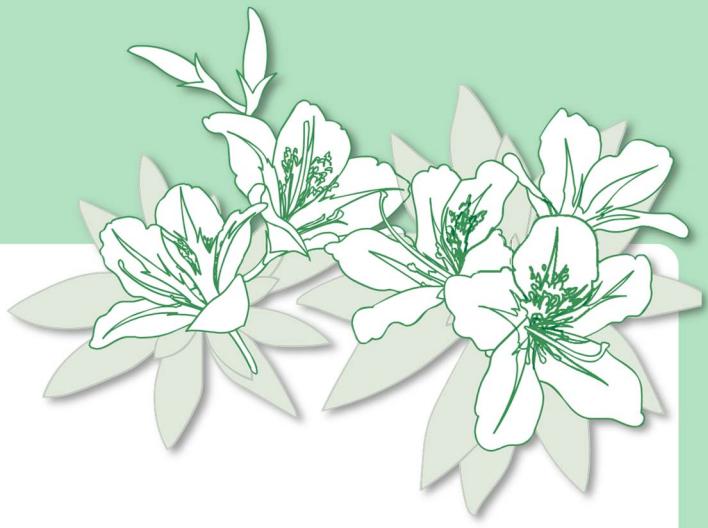
● 環境衛生の推進

- ・環境衛生関係営業施設等の監視指導と営業者の自主的な衛生管理を推進することにより、衛生的な施設環境の維持向上を図る必要があります。

● 動物衛生の推進

- ・獣医師会や関係団体との連携を強化し、人と動物との共生に向け、地域主体の取組を支援するとともに、予防注射接種の推進等の狂犬病発生予防の啓発、ペット及び飼い主のいない猫の糞尿被害防止に努める必要があります。

※13 H A C C P : Hazard Analysis and Critical Control Point の頭文字をとった言葉で、食品の安全を確保するための衛生管理手法のこと。



第 4 章

目標と計画事業



第4章 目標と計画事業

1 主要項目及びその方向性

高齢化の急速な進展、高齢化率のさらなる上昇や、がん、糖尿病などの生活習慣病患者の増加等、保健・医療を取り巻く様々な状況の変化に応じるとともに、新興感染症や再興感染症^{※14}、次なるパンデミックに備え、健康危機にも適切に対応し、区民のだれもが心身ともに健康的に安心して暮らせる地域社会を目指していくため、以下の3つの主要項目に沿って施策を進めています。

(1) 健康づくりの推進

子どもから高齢者まで、全ての区民が生涯にわたって主体的に健康づくりに取り組み、健やかで心豊かに生活できるよう、ライフステージやライフコースに応じた区民一人ひとりのこころと身体の健康づくりを支援するため、食生活の改善や運動習慣の定着等、健康診査・保健指導の推進、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康、がん等に関する正しい知識の普及と定着を推進します。

適切な睡眠の意義や取り方に対する普及啓発活動や、こころと身体の健康を保つために必要な知識等への理解を深めていくとともに、精神的な不調については、医療機関等専門機関の受診を勧めるなど、必要な支援につなげられる体制を整えます。

女性は、生涯を通じてホルモンバランスが大きく変動し、こころと身体にも様々な変化が生じるため、世代により注意すべき症状や病気が異なることから、ライフステージの特徴を捉えた健康づくりのポイントを周知・啓発を行います。

生涯にわたり健康で豊かな生活を送るには、歯と口腔の健康の維持・向上が必要であり、歯科健診の受診勧奨や、健康維持のためのさらなる周知・啓発を行います。

※14 新興感染症・再興感染症：新興感染症とは、これまで知られていなかった新しい感染症（新型インフルエンザ、エボラ出血熱等）をいい、再興感染症とは、既に克服したと考えられていたにもかかわらず、再び猛威を振るい始めた感染症（結核・デング熱等）をいう。

主要死因のうち3割近くを占める、がんに対する正しい知識の普及啓発や、国の指針に基づく、死亡率減少について科学的根拠のある効果的な検診の実施と検診の受診率向上を図ります。

また、がん患者やその家族等への支援を拡充します。

妊娠・出産・子育て期では、切れ目ない支援のさらなる充実と、各機関との連携体制の強化を図り、安心して子どもを産み、健やかに育てるための、家庭や地域の環境づくりを進めます。また、女性特有の健康問題に対して、包括的に健康づくりを支援します。

高齢になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、健康の維持・増進及び健康づくりの支援と、フレイル予防のための活動を推進し、健康寿命の延伸を図ります。

食育については、区民が食を楽しみながら心身ともに健康で豊かな生活を送ることができるよう、個々に適した自分らしい食生活について普及啓発を行います。

(2) 地域医療の連携と療養支援

医療と介護を必要とする区民が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、在宅療養の体制の構築を進めていきます。また、東京都や医療関係団体などと連携し、医療法において定められた「地域医療構想^{※15}」により、誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせるまちの実現を推進します。

大規模災害の発生に備え、区内医療関係団体等と連携し、医療救護所で医療救護活動を行う医師等の名簿を更新するとともに、医師等を対象としたトリアージ研修の実施、災害用医療資器材・医療品の備蓄管理、防災訓練への参加、関係団体間における情報共有手法の確立等を着実に実施することで、災害時の医療救護体制の充実を図ります。

また、在宅人工呼吸器使用者の現状に合わせた災害時個別支援計画の作成を継続するため、関係機関の連携を強化し、支援体制を整えます。

精神保健医療対策は、入院医療中心から地域生活中心への移行を促進するため、精神疾患に対する誤解や偏見をなくし、当事者や家族等が地域で安定した生活を送ることのできる精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育に関する施策の取組を充実していきます。また、精神疾患は自殺との関連が深いことから、ゲートキーパーの養成など自殺対策と連動した支援体制の整備を推進します。

難病や呼吸器疾患、アレルギー疾患の患者は長期で療養が必要なケースが多いため、患者のニーズに合わせた療養支援体制の充実を図ります。

※15 地域医療構想：2025年に向け、病床の機能分化・連携を進めるために、医療機能ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計し、定めるもの。

(3) 健康安全の確保

諸外国との人流・物流の増加、人獣共通感染症や薬剤耐性菌の増加等を背景に、今後もますます発生リスクが高まる可能性のある新興感染症や再興感染症及び食中毒などの健康危機から区民の健康を守るための迅速で的確な健康危機管理対策を、国や東京都及び医療機関等と連携して構築します。

また、感染症予防計画等に基づき、健康危機発生時の全庁的な支援体制の構築や訓練等の実施などにより、有事への備えを強化します。

感染症対策については、適時的確な方法による発生予防のための啓発を推進するとともに、ＩＣＴの効果的な活用により、発生時の迅速な対応及びまん延防止に努めます。特に、予防接種は防ぐことができる病気を予防し、命と健康を守っていくために非常に重要な手段であることから、各種定期予防接種の接種率向上に取り組むとともに、任意予防接種の費用助成を行うなど、適正に予防接種事業を進めます。

また、区民が日常利用する診療所や薬局等の医療機関、飲食店等食品取扱施設、理容・美容・クリーニング施設、公衆浴場、特定建築物^{※16}など、区民の健康に影響を与える事業者の法令遵守や自主的衛生管理が適切に実施できるよう情報提供・支援や監視・指導に努めます。

あわせて、区民及び事業者に対して、食品の安全について、適切に情報提供を行っていくとともに、区民を対象にした住まいの衛生に関する啓発・相談事業を行います。

さらに、動物の適正飼養指導により、動物に対する住民の理解と知識を深め、人と動物が共生できる地域社会を目指します。

※16 特定建築物：建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定する建築物で、興行場、店舗、事務所、学校等、多数の人が利用する相当程度の規模を有するものをいう。

2 計画の体系

大項目	小項目	計画事業
1 健康づくりの推進	1 健康的な生活習慣の確立	1 健康づくりの普及啓発事業
		2 主体的な健康づくり事業
		3 健康診査・保健指導
		4 糖尿病性腎症重症化予防事業（受診勧奨）
		5 糖尿病性腎症重症化予防事業（保健指導）
		6 健康センター事業
		7 一般健康相談（クリニック）
		8 受動喫煙等による健康被害の防止
		9 ヘルスリテラシーの向上
	2 健康的な栄養・食生活の推進	1 妊産婦の栄養・食生活支援
		2 乳幼児の栄養・食生活支援
		3 生活習慣病予防における栄養・食生活支援
	3 こころの健康づくりの推進	1 広報・啓発活動
		2 精神保健講演会（睡眠・休養）
		3 精神保健相談
	4 女性の健康づくりの推進	1 骨粗しょう症健康診査
		2 ヘルスリテラシーの向上 <1-1-9再掲>
		3 広報・啓発活動 <1-3-1再掲>
		4 広報・講演会等開催 <1-6-1再掲>
		5 各種がん検診 <1-6-3再掲>
	5 歯と口腔の健康づくりの推進	1 乳幼児期の歯と口腔の健康づくり
		2 保育園、幼稚園及び学校での歯科保健対策
		3 歯周疾患検診
		4 妊娠期の歯と口腔の健康づくり
		5 高齢者の口腔機能向上教室
		6 障害者歯科診療事業
		7 在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導事業
		8 歯科保健教育

【計画事業の表記について】

他の分野別計画で主に実施している事業は、
計画事業名の後に各分野別計画の頭文字と事業番号を記載しています。
高：高齢者・介護保険事業計画 障：障害者・児計画

凡例

- は、計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業です。
(P11「進行管理対象事業」を参照)

大項目	小項目	計画事業	
1 健康づくりの推進	6 がん対策の推進	1 広報・講演会等開催	
		2 区立小・中学校「がん教育」	
		3 各種がん検診	
		4 がん検診要精密検査勧奨及び結果把握	
		5 医療相談	<3-3-1再掲>
		6 がん患者支援	
	7 妊娠・出産・子育てへの切れ目ない支援	1 ぶんきょうハッピーベイビー応援事業	
		2 不妊治療に係る支援	
		3 妊婦全数面接（ネウボラ面接）	
		4 妊婦健康診査	
		5 母子・家庭の健康、子育て相談（ネウボラ相談）	
		6 母親学級・両親学級	
		7 産前産後ケア事業	
		8 宿泊型ショートステイ	
		9 乳児家庭全戸訪問事業	
		10 乳幼児健康診査	
		11 発達健康診査	
		12 アレルギー相談	
		13 バースデーサポート事業	
		14 多胎児家庭支援事業	
		15 乳幼児家庭支援保健事業	
	8 高齢者の健康づくり	1 一般健康相談（クリニック）	<1-1-7再掲>
		2 健康診査・保健指導	<1-1-3再掲>
		3 後期高齢者糖尿病性腎症重症化予防事業（受診勧奨）	
		4 後期高齢者糖尿病性腎症重症化予防事業（保健指導）	
		5 高齢者向けスポーツ教室	高3-1-3
		6 高齢者クラブ活動（健康づくり）に対する支援	高3-1-5
		7 短期集中予防サービス	高3-2-1
		8 介護予防把握事業	高3-2-2
		9 介護予防普及啓発事業	高3-2-3
		10 介護予防ボランティア指導者等養成事業	高3-2-4
		11 文の京フレイル予防プロジェクト	高3-2-5
	9 食育の推進 (文京区食育推進計画)	1 食育普及	

大項目	小項目	計画事業	
2 地域医療の連携と療養支援	1 地域医療連携の推進	1	地域医療連携推進協議会・検討部会の運営
		2	在宅医療・介護連携推進事業 高1-2-2
		3	「かかりつけ医・歯科医・薬剤師」の定着 高1-2-3
		4	休日医療の確保
		5	認知症相談 高1-3-7
		6	認知症ケアパスの普及啓発 高1-3-3
		7	認知症サポート医・かかりつけ医との連携 高1-3-6
		8	認知症初期集中支援推進事業 高1-3-8
	2 災害時医療の確保	1	災害用医療資材・医薬品の更新
		2	医師等の区防災訓練への参加
		3	医師等対象の区トリアージ研修の実施
		4	災害医療運営連絡会の開催
		5	在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画の作成支援
		6	災害時個別支援計画関係者連絡会の実施

大項目	小項目	計画事業
2 地域医療の連携と療養支援	3 精神保健 医療対策	1 計画相談支援 障2-1-2
		2 地域安心生活支援事業 障2-1-10
		3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 障1-4-3
		4 精神障害者の地域定着支援体制の強化 障1-4-4
		5 地域生活安定化支援事業 障1-1-18
		6 地域移行支援 障1-4-5
		7 地域定着支援 障1-4-6
		8 退院後支援事業 障1-4-7
		9 グループホームの拡充 障1-3-1
		10 自立支援医療 障1-6-1
		11 福祉手当の支給 障1-7-1
		12 精神障害回復途上者デイケア事業 障1-5-1
		13 自殺対策推進に係る連携会議の開催
		14 ゲートキーパー養成研修の実施
		15 自殺対策の普及啓発事業の充実
4 在宅療養 患者等の 支援	4 在宅療養 患者等の 支援	1 難病患者等への療養支援
		2 木よう体操教室 (旧 難病リハビリ教室、パーキンソン病体操教室) 障1-5-4
		3 医療的ケア児支援体制の構築 障4-2-3
		4 医療的ケア児支援コーディネーターの配置 障4-2-4
		5 医療的ケア児在宅レスパイト事業 障4-2-8
		6 公害認定患者等への療養支援
		7 アレルギー疾患患者等への療養支援
		8 アレルギー相談 <1-7-12 再掲>

大項目	小項目	計画事業	
3 健康安全の確保	1 健康危機管理体制の強化	1	健康危機管理体制の強化
		2	新型インフルエンザ等感染症医療体制検討会議
		3	感染症有事対応研修・訓練
	2 感染症対策	1	感染症積極的疫学調査
		2	I C Tを活用した感染症対応
		3	結核患者医療費公費負担
		4	結核患者定期病状調査
		5	結核患者服薬支援
		6	H I V・性感染症予防普及啓発イベントの実施
		7	H I V抗体検査
		8	定期予防接種の勧奨
		9	任意予防接種の費用助成
	3 医療安全の推進と医務薬事	1	医療相談
		2	医療施設への立入検査
		3	薬局等薬事衛生関係施設への監視指導
		4	医薬品・家庭用品の検体検査
		5	薬局及び医薬品販売業者対象の薬事講習会
	4 食品衛生の推進	1	食品衛生監視指導
		2	食の安全を確保するための情報共有事業
		3	H A C C Pに沿った衛生管理の支援
	5 環境衛生の推進	1	環境衛生講習会
		2	営業施設の一斉監視指導
		3	特定建築物の立入検査
	6 動物衛生の推進	1	狂犬病予防事業
		2	動物の適正飼養の普及・啓発事業
		3	飼い主のいない猫対策事業

3 計画事業

(1) 健康づくりの推進

1-1 健康的な生活習慣の確立

すべての区民の健康的な生活習慣の確立と、生涯を通じた健康づくりを支援するため、食生活の改善や運動習慣の定着等の一次予防に重点を置いた対策と、休養、飲酒、喫煙等に関する正しい知識の普及と定着を推進します。

【行動目標】

	ベースライン (令和4年度)	目標 (令和10年度)
適正体重（BMI 18.5～25.0未満）の人の増加		
20～69歳男性	65.3%	70.3%
20～69歳女性	68.9%	73.9%
40歳代・50歳代男性の肥満（BMI 25.0以上）の減少		
40～59歳男性	26.9%	21.9%
30歳代女性のやせ（BMI 18.5未満）の減少		
30～39歳女性	17.2%	12.2%
肥満傾向にある子ども（肥満度20%以上）の減少 ※従来は学校保健統計調査における肥満傾向の数値を基準としていましたが、 今回から全国体力・運動能力、運動習慣等調査における肥満度を基準としています。		
小学5年男子	12.1%	0%に近づける
小学5年女子	5.5%	0%に近づける
運動習慣を持つ人の増加		
20～64歳男性	48.8%	53.8%
20～64歳女性	42.5%	47.5%
喫煙率の低下		
	8.1%	減らす
乳幼児がいる家庭での喫煙率の低下		
	9.2%	0%に近づける
飲酒をする人の内、多量飲酒者（週5日以上1日3合以上飲酒する人）の割合の減少		
男性	9.6%	減らす
女性	1.0%	減らす

【計画事業】

事業名	1-1-1 健康づくりの普及啓発事業
事業概要	健康寿命の延伸を目指し、生活習慣病予防や健康づくりの情報等を提供する「文の京いきいき健康づくり展」(仮)を開催します。会場では、運動・活動量を増やす体験や生活習慣病予防に役立つパンフレットの配布、レシピの展示を行い、ご自身や周りの大切な方々の健康について考え、行動変容への契機とします。
担当	保健サービスセンター

事業名	1-1-2 主体的な健康づくり事業
事業概要	生活習慣の改善や運動習慣の定着を希望する区民を対象に、運動・活動量を増やすための健康づくり教室を行います。また、生活習慣病予防に効果的な教室において、主体的な健康づくりのための講習会を開催します。
担当	保健サービスセンター

進行管理対象事業

事業名	1-1-3 健康診査・保健指導		
事業概要	40歳以上の国民健康保険の被保険者及び後期高齢者医療制度に加入する区民等を対象として、健康診査等を継続実施し、生活習慣病の発症や重症化を予防します。		
担当	健康推進課、国保年金課		
実績と 計画内容	令和4年度実績	令和11年度目標	
	特定健康診査受診率	43.5%	47.8%
	特定保健指導実施率（終了率）	14.5%	19.2%

※ 特定健康診査・特定保健指導は、令和6年度からの文京区国民健康保険第2期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画に基づき継続実施。

事業名	1-1-4 糖尿病性腎症重症化予防事業（受診勧奨）		
事業概要	糖尿病性腎症のリスク保有者のうち、医療機関未受診及び受診中断者に受診勧奨通知の送付を行い、早期の受診を促します。		
担当	国保年金課		

※ 糖尿病性腎症重症化予防事業（受診勧奨）は、令和6年度からの文京区国民健康保険第2期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画に基づき実施。

事業名	1－1－5 糖尿病性腎症重症化予防事業（保健指導）
事業概要	糖尿病性腎症のリスク保有者のうち、服薬があるにも関わらず血糖値のコントロール不良となっている者に対し、生活習慣改善・服薬指導を行う。
担当	国保年金課

※ 糖尿病性腎症重症化予防事業（保健指導）は、令和6年度からの文京区国民健康保険第2期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画に基づき実施。

事業名	1－1－6 健康センター事業
事業概要	区民の健康回復、保持・増進のために、運動・栄養など生活全般にわたる指導を行います。また、日常的に運動ができる機会と場を提供します。
担当	保健サービスセンター

事業名	1－1－7 一般健康相談（クリニック）
事業概要	相談日を定めて15歳以上の区民を対象に健康相談を行っています。必要に応じて、X線検査、血圧測定、尿検査、血液検査等を行い、進学や就職などに要する健康診断書の発行も行います。
担当	保健サービスセンター

事業名	1－1－8 受動喫煙等による健康被害の防止
事業概要	望まない受動喫煙を生じさせないための環境整備を促進し、区民の健康に及ぼす悪影響を未然に防止するため、法や都条例に基づく指導・啓発を行います。
担当	健康推進課

事業名	1－1－9 ヘルスリテラシーの向上
事業概要	健康無関心層への働きかけや正しい健康情報の発信等、健やかな生活習慣を形成する契機となる取組を行います。区報・ホームページやポスター・リーフレット配布及び啓発イベント等により、たばこ・アルコール等が、がん・循環器病・糖尿病・COPD等の生活習慣病に及ぼす影響について啓発します。
担当	健康推進課

1-2 健康的な栄養・食生活の推進

すべての区民が望ましい食習慣を身につけ、健康的な生活を実践できるよう、ライフステージに応じた栄養・食生活の正しい知識の普及と定着を推進します。

【行動目標】

	ベースライン (令和4年度)	目標 (令和10年度)
食生活に気を付けている人の増加	76.0%	増やす
1日3回規則正しく食べる人の増加	55.3%	58.3%
1日1回は主食・主菜・副菜をそろえた食事をする人の増加	39.9%	42.9%
野菜を食べる人の増加		
男性	35.3%	40.3%
女性	48.1%	53.1%
朝食を毎日食べる人の増加		
20~29歳男性	36.8%	41.8%
20~29歳女性	47.2%	52.2%

【 計画事業 】

事業名	1－2－1 妊産婦の栄養・食生活支援
事業概要	バランスのとれた食事、妊娠期に特に留意したい食品・栄養素について理解を深めることができるよう、母親学級や調理実演を取り入れた講習会を実施します。
担当	保健サービスセンター

事業名	1－2－2 乳幼児の栄養・食生活支援
事業概要	離乳期から幼児期までの子どもの発達に合わせた適切な食生活を実践できるよう、乳幼児健診や来所・電話等で相談できる体制を整えます。さらに理解を深め、家庭において実践できるよう、調理実演を取り入れた講習会を実施します。
担当	保健サービスセンター

事業名	1－2－3 生活習慣病予防における栄養・食生活支援
事業概要	生活習慣病予防を目的に、テーマを設けて調理実演を取り入れた講習会を実施します。特に、若年層に対する講習会を充実させ、早期からの生活習慣の改善につなげます。
担当	保健サービスセンター

1-3 こころの健康づくりの推進

心身の健康の保持・増進には、適切な睡眠をとることやストレスと上手に付き合うことなどが大切なため、休養やこころの健康づくりへの関心や理解を深めるために、正しい知識の普及啓発の充実を図ります。また、睡眠障害やこころの不調がある方には、専門機関等への相談や医療機関の受診について情報提供を行います。

【行動目標】

	ベースライン (令和4年度)	目標 (令和10年度)
睡眠による休養が十分とれていない人の減少	26.3%	21.3%
ストレスを感じている人の減少	67.1%	62.1%
ストレスを解消できている人の増加	63.7%	68.7%

【計画事業】

事業名	1-3-1 広報・啓発活動
事業概要	区報・ホームページ等を通じ、適切な睡眠の意義やとり方、ストレスとの上手なつき合い方等について普及啓発を行います。
担当	保健サービスセンター

事業名	1-3-2 精神保健講演会（睡眠・休養）
事業概要	心と体の健康を保つために必要な知識や、疾病の予防及び対処方法等について理解を深めます。
担当	保健サービスセンター

事業名	1-3-3 精神保健相談
事業概要	精神的な問題を抱える当事者や家族の相談に精神科医が応じます。
担当	保健サービスセンター

1-4 女性の健康づくりの推進

女性は、生涯を通じてホルモンバランスが大きく変動し、その影響でこころと身体に様々な変化が生じます。そのため、世代によって注意したい症状や病気も異なります。また、仕事、結婚、育児などライフスタイルも多岐にわたります。各ライフステージの特徴に応じた健康づくりのポイントを知り、充実した日々を過ごせるよう支援します。

【計画事業】

事業名	1-4-1 骨粗しょう症健康診査
事業概要	高齢者の寝たきりの原因の一つとなる骨粗しょう症の予防と早期発見・治療のために、20歳から70歳までで5歳ごとの節目に当たる女性を対象として健康診査を実施します。
担当	保健サービスセンター

事業名	1-4-2 ヘルスリテラシーの向上 <1-1-9再掲>
事業概要	健康無関心層への働きかけや正しい健康情報の発信等、健やかな生活習慣を形成する契機となる取組を行います。区報・ホームページやポスター・リーフレット配布及び啓発イベント等により、たばこ・アルコール等が、がん・循環器病・糖尿病・COPD等の生活習慣病に及ぼす影響について啓発します。
担当	健康推進課

事業名	1-4-3 広報・啓発活動 <1-3-1再掲>
事業概要	区報・ホームページ等を通じ、適切な睡眠の意義やとり方、ストレスとの上手なつき合い方等について普及啓発を行います。
担当	保健サービスセンター

事業名	1-4-4 広報・講演会等開催 <1-6-1再掲>
事業概要	区報・ホームページ等を通じ、ピンクリボンキャンペーン・がん征圧月間・相談機関等の周知を図ります。がんに関する講演会または啓発イベント等を開催し、がんについての正しい知識の普及啓発及びがんリスクに影響する生活習慣の意識向上に努めます。また、検診など様々な機会を活かした啓発にも努めます。
担当	健康推進課

進行管理対象事業

事業名	1-4-5 各種がん検診 <1-6-3再掲>		
事業概要	胃がん（男女）、大腸がん（男女）、肺がん（男女）、子宮がん（女）及び乳がん（女）検診を実施します。		
担当	健康推進課		
実績と 計画内容	令和4年度実績		令和11年度目標
	胃がん（男女）検診	受診率 15.1%	60%
	大腸がん（男女）検診	受診率 26.6%	60%
	肺がん（男女）検診	受診率 28.6%	60%
	子宮がん（女）検診	受診率 41.1%	60%
	乳がん（女）検診	受診率 39.1%	60%

※ 受診率については、平成28年度より国報告においては、住民全体を対象者とすることに変更されたが、本計画においては、都において採用されている対象人口率を用いて算出している。

1-5 歯と口腔の健康づくりの推進

生涯にわたり健康で豊かな生活に必要な歯と口腔の健康を維持・向上するために、各ライフステージに応じた歯と口腔の健康づくりの支援を行います。

【行動目標】

	ベースライン (令和4年度)	目標 (令和10年度)
3歳児で4本以上のむし歯のある歯を有する児の割合	0.6%	0.0%
12歳児でむし歯のない児の増加	77.8%	82.0%
40歳以上における歯周炎を有する人の減少	51.6%	40.0%
60歳以上における歯周炎を有する人の減少	60.0%	55.0%
60歳以上で24歯以上の自分の歯を有する人の増加	88.2%	93.0%
40歳以上で喪失歯のない人の増加	67.7%	73.0%
50歳以上における咀嚼良好者の増加	85.8%	増やす
定期的に歯科健診を受ける人の増加	50.0%	95.0%
丁寧に歯を磨く（1日2回以上磨く・清掃補助用具を使う）人の増加	46.8%	増やす
8020運動についての認知度の増加	49.4%	増やす
口腔機能低下についての認知度の増加	28.2%	増やす
全身疾患とむし歯や歯周病の関連性についての認知度の増加	58.2%	増やす

【計画事業】

事業名	1-5-1 乳幼児期の歯と口腔の健康づくり
事業概要	1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、歯科保健相談において歯科健康診査及び保健指導を行います。希望者には、歯科医師の指示のもと、フッ化物歯面塗布を行い、むし歯予防対策を実施します。また、母子グループ等でも、歯が生えて間もない時期から各月齢に応じた歯と口腔の健康づくりを啓発し、口腔機能の健やかな成長の支援を行います。
担当	保健サービスセンター

事業名	1-5-2 保育園、幼稚園及び学校での歯科保健対策
事業概要	認可保育園、幼稚園及び小・中学校では、健康保持を目的として、定期的に歯科健康診査及び歯科衛生指導を実施します。また、「歯と口腔の健康」についての啓発を進めるため、歯と口の健康週間に幼稚園及び小・中学校において、よい歯の個人表彰、図画・ポスター表彰、よい歯のバッチ贈呈等を行います。
担当	幼児保育課、学務課、保健サービスセンター

進行管理対象事業

事業名	1-5-3 歯周疾患検診	
事業概要	全身の健康に大きく関係のある歯周疾患を予防し、生涯における口腔機能の維持・向上へつなげるために、20歳から81歳までの基本的に5歳刻みの方を対象に歯周疾患検診を実施し、かかりつけ歯科医を持つ機会を提供します。	
担当	健康推進課	
実績と 計画内容	令和4年度実績	令和11年度目標
	受診率 11.5%	13.0%

事業名	1-5-4 妊娠期の歯と口腔の健康づくり	
事業概要	妊娠を対象に妊娠歯周疾患検診を実施し、妊娠中にかかりやすい歯周疾患を早期に発見し、胎児の健やかな成長と母体の健康の維持を図ります。また、母親学級では妊娠中の歯と口腔の健康について歯科衛生教育を行います。	
担当	健康推進課、保健サービスセンター	

第4章 目標と計画事業

事業名	1－5－5 高齢者の口腔機能向上教室
事業概要	65歳以上の高齢者を対象に、いつまでも自身の歯や口腔でよく噛んで食べることができるようオーラルフレイル予防の観点から口腔機能向上教室を実施します。
担当	保健サービスセンター
事業名	1－5－6 障害者歯科診療事業
事業概要	障害者・児等で口腔疾患の予防と治療・口腔機能の改善を必要としている方を対象に、歯科治療や各種相談等を行い、障害者等に歯科診療の機会を提供し、障害者の口腔衛生の向上を図ります。また、高次医療機関や地域のかかりつけ歯科医へもつなげます。
担当	健康推進課
事業名	1－5－7 在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導事業
事業概要	疾病や障害等で歯科医院へ通院困難な在宅療養者等に対して、歯科医師や歯科衛生士が自宅等に訪問し、歯科健診・予防相談指導を実施するとともに、かかりつけ歯科医の定着を促し、在宅療養者等の口腔衛生の改善及び向上を図ります。
担当	健康推進課
事業名	1－5－8 歯科保健教育
事業概要	歯や口腔の健康づくりについて、ライフステージに応じて正しい情報を提供し、歯と口腔の健康に関する意識向上と啓発を図ります。
担当	保健サービスセンター

1-6 がん対策の推進

がんは死因の第1位で主要死因別死亡の3割近くを占めるため、がんに関する正しい知識の普及啓発、国の指針に基づく科学的根拠のある効果的な検診の実施と受診率の向上を図ります。また、がんになっても安心して地域生活を送ることができるよう、がん患者や家族に対する相談や情報提供を行います。

【計画事業】

事業名	1-6-1 広報・講演会等開催
事業概要	区報・ホームページ等を通じ、ピンクリボンキャンペーン・がん征圧月間・相談機関等の周知を図ります。がんに関する講演会または啓発イベント等を開催し、がんについての正しい知識の普及啓発及びがんリスクに影響する生活習慣の意識向上に努めます。また、検診など様々な機会を活かした啓発にも努めます。
担当	健康推進課

事業名	1-6-2 区立小・中学校「がん教育」
事業概要	区立小・中学校を対象に、地域にある医療機関と連携した外部講師による出前授業を実施することにより、がんについての正しい知識や自他の健康と命の大切さを学び、共に生きる社会づくりに寄与する資質・能力の育成を図ります。
担当	教育センター

進行管理対象事業

事業名	1-6-3 各種がん検診		
事業概要	胃がん（男女）、大腸がん（男女）、肺がん（男女）、子宮がん（女）及び乳がん（女）検診を実施します。		
担当	健康推進課		
実績と 計画内容	令和4年度実績		令和11年度目標
	胃がん（男女）検診	受診率 15.1%	60%
	大腸がん（男女）検診	受診率 26.6%	60%
	肺がん（男女）検診	受診率 28.6%	60%
	子宮がん（女）検診	受診率 41.1%	60%
	乳がん（女）検診	受診率 39.1%	60%

※ 受診率については、平成28年度より国報告においては、住民全体を対象者とすることに変更されたが、本計画においては、都において採用されている対象人口率を用いて算出している。

第4章 目標と計画事業

事業名	1-6-4 がん検診要精密検査勧奨及び結果把握
事業概要	検診結果が要精密検査となった方に対し、受診勧奨及び結果把握を行います。
担当	健康推進課

事業名	1-6-5 医療相談 <3-3-1再掲>
事業概要	患者やその家族から区内の診療所等についての相談に応じ、自ら解決するための助言等を行うため、専任看護師が相談に応じる「患者の声相談窓口」を開設します。
担当	生活衛生課

事業名	1-6-6 がん患者支援
事業概要	患者やその家族の地域生活に必要な情報提供を行い、関係機関との連携を図ります。また、がん患者へのアピアランスケア支援を行い、心理的及び経済的負担の軽減を図り、就労や社会参加等の地域生活を支援します。
担当	健康推進課

1-7 妊娠・出産・子育てへの切れ目ない支援

安心して妊娠・出産・子育てに臨めるよう、妊産婦及び乳幼児の実情を継続的に把握し、必要な情報提供や助言を行うことで、妊産婦等子育て家庭を支えます。また、関係機関との連携体制を強化し、包括的な支援体制を構築します。

【行動目標】

	ベースライン (令和4年度)	目標 (令和10年度)
妊婦の喫煙の防止	0.2%	0.0%
妊娠中の飲酒の防止	0.5%	0.0%

【計画事業】

事業名	1-7-1 ぶんきょうハッピーベイビー応援事業
事業概要	子どもを望むすべての区民が安心して子どもを産み、育てられるよう、ぶんきょうハッピーベイビー応援事業を実施します。
担当	健康推進課

事業名	1-7-2 不妊治療に係る支援 (新)
事業概要	子どもを持つことを希望し、不妊治療を行う区民を支援するため、不妊治療費（先進医療）助成、男性不妊検査費助成などを行い、また、不妊に関する相談事業を実施します。
担当	健康推進課

進行管理対象事業

事業名	1-7-3 妊婦全数面接（ネウボラ面接）	
事業概要	保健師等専門職が、すべての妊婦に対し面接を行い、妊娠中の不安の軽減、出産に向けた準備を案内するとともに、支援を要する家庭を把握し、関係機関と連携して適切な支援を行います。	
担当	保健サービスセンター	
実績と 計画内容	令和4年度実績	令和11年度目標
	受診率 86.1%	91.0%

第4章 目標と計画事業

事業名	1-7-4 妊婦健康診査
事業概要	妊娠届提出時に健康診査受診票を配付し、委託する都内医療機関で一般健診（14回）と超音波検査（4回）、子宮頸がん検診（1回）の助成を行います。里帰り出産等都外施設や助産院で受診した場合には、償還払いにより助成します。
担当	保健サービスセンター

事業名	1-7-5 母子・家庭の健康、子育て相談（ネウボラ相談） （新）
事業概要	産前・産後を通じ、母子・家族の健康、子育て相談に母子保健コーディネーターとして保健師や助産師が相談を受け、継続して支援を行います。
担当	保健サービスセンター

事業名	1-7-6 母親学級・両親学級
事業概要	妊娠及びパートナー等を対象に、出産・育児について学ぶ機会を提供するとともに、親となる準備を支援し、仲間づくりを促進します。
担当	保健サービスセンター

事業名	1-7-7 産前産後ケア事業
事業概要	妊娠中や出産直後の母子に対し、心身ケアや育児のサポート等きめ細かい支援や妊娠時あるいは出産後早期にかかりつけ医が確保できるよう（ペリネイタルビギット）情報提供や医療機関等と連携することで、産後も安心して子育てができる包括的な支援を行います。
担当	保健サービスセンター、健康推進課

事業名	1-7-8 宿泊型ショートステイ
事業概要	産後4か月未満で、体調不良や育児による疲れがあり、自宅に帰っても十分なサポートを受けることが難しい方等を対象とした宿泊型ショートステイを行います。
担当	保健サービスセンター

進行管理対象事業

事業名	1-7-9 乳児家庭全戸訪問事業	
事業概要	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を対象に、保健師・助産師が訪問し、母子の健康管理や子育てに関する情報提供を行います。支援が必要な家庭に対しては、保健師による相談を継続し、関係機関と連携して適切な支援を行います。	
担当	保健サービスセンター	
実績と 計画内容	令和4年度実績	令和11年度目標
	訪問率 83.0%	90.0%

進行管理対象事業

事業名	1-7-10 乳幼児健康診査	
事業概要	4か月から3歳までの乳幼児を対象に、発育・発達の状態を確認するとともに、疾病を早期に発見し、適切な治療や療育につなげます。子育てのストレスや育児不安をもつなど子育てが困難な家庭を把握し、関係機関と連携して支援します。	
担当	保健サービスセンター	
実績と 計画内容		令和4年度実績
	4か月児健診受診率	94.7%
	1歳6か月児健診受診率	95.6%
	3歳児健診受診率	96.5%
		令和11年度目標
		98%
		96%
		98%

事業名	1-7-11 発達健康診査	
事業概要	運動発達の遅れや精神発達の偏りが疑われる乳幼児について、専門医による診察・相談を行い、子どもの発達の問題を早期発見するとともに、関係機関と連携し適切な療育につなげます。	
担当	保健サービスセンター	

事業名	1-7-12 アレルギー相談	
事業概要	15歳未満で小児ぜん息や湿疹等アレルギー症状のある乳幼児及び小児に対し、専門医の診察に基づき適切な生活指導や栄養指導を行い、発症予防及び健康の回復を図ります。	
担当	保健サービスセンター	

第4章 目標と計画事業

事業名	1-7-13 バースデーサポート事業 新
事業概要	東京都の「とうきょうママパパ応援事業」の一環であるバースデーサポート事業として、1歳を迎える子どもを育てる家庭の子育てを応援するため、アンケートの回答者に対して育児パッケージと、とうきょう子育て応援ブックなどを配付します。
担当	保健サービスセンター
事業名	1-7-14 多胎児家庭支援事業 新
事業概要	東京都の「とうきょうママパパ応援事業」の一環である多胎児家庭支援事業として、3歳未満の多胎児がいる世帯に対し、乳幼児健診等の母子保健事業等を利用する際にタクシー移動に使用できる商品券を配付します。また、多胎児の保護者や多胎児を妊娠中の方を対象に、講演会の開催や地域での仲間づくり、情報交換・交流を目的とした支援活動を行っています。
担当	保健サービスセンター
事業名	1-7-15 乳幼児家庭支援保健事業
事業概要	育児不安や育児ストレスを抱え、支援が必要な養育者に対し、個別相談やグループ支援を継続的に行い、虐待の発生を予防します。講演会等で広く乳幼児の発達や育児に関する知識を啓発することで、養育者の不安や心配の解消を図ります。
担当	保健サービスセンター

1-8 高齢者の健康づくり

高齢になっても健康を維持し、住み慣れた地域の中でつながりと生きがいをもって生活できるよう、健康相談や健康診査などの高齢者の健康維持・増進につながる取組や、生活機能の維持・向上を図る介護予防のための取組を推進します。また、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施の一環として、高齢者の医療・健診・介護等のデータを活用し、高齢者が抱える健康課題を整理・分析した上で適切な取組を進め、高齢者的心身の多様な課題に対応していきます。

【計画事業】

事業名	1-8-1 一般健康相談（クリニック） <1-1-7再掲>
事業概要	相談日を定めて15歳以上の区民を対象に健康相談を行っています。必要に応じて、X線検査、血圧測定、尿検査、血液検査等を行い、進学や就職などに要する健康診断書の発行も行います。
担当	保健サービスセンター

進行管理対象事業

事業名	1-8-2 健康診査・保健指導 <1-1-3再掲>	
事業概要	40歳以上の国民健康保険の被保険者及び後期高齢者医療制度に加入する区民等を対象として、健康診査等を継続実施し、生活習慣病の発症や重症化を予防します。	
担当	健康推進課、国保年金課	
実績と 計画内容	令和4年度実績	令和11年度目標
	特定健康診査受診率 43.5%	47.8%
	特定保健指導実施率（終了率）14.5%	19.2%

※ 特定健康診査・特定保健指導は、令和6年度からの文京区国民健康保険第2期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画に基づき継続実施。

事業名	1-8-3 後期高齢者糖尿病性腎症重症化予防事業（受診勧奨）	
事業概要	糖尿病性腎症のリスク保有者のうち、医療機関未受診及び受診中止者に受診勧奨通知の送付を行い、早期の受診を促します。	
担当	国保年金課	

第4章 目標と計画事業

事業名	1-8-4 後期高齢者糖尿病性腎症重症化予防事業（保健指導）
事業概要	糖尿病性腎症のリスク保有者のうち、服薬があるにも関わらず血糖値のコントロール不良となっている者に対し、生活習慣改善・服薬指導を行う。
担当	国保年金課

事業名	1-8-5 高齢者向けスポーツ教室【高3-1-3】
事業概要	60歳以上の区内在住・在勤者を対象として、高齢者水中ウォーキング教室、シニア健康体操教室及び高齢者水泳+健康体操教室を実施します。
担当	スポーツ振興課

事業名	1-8-6 高齢者クラブ活動（健康づくり）に対する支援【高3-1-5】
事業概要	ペタンク大会・輪投げ大会や健康体操教室、都のシニア健康フェスタなど健康事業への参加など、会員相互の親睦を深め、健康増進を図る活動を継続的に行ってています。このような、介護予防や健康寿命の延伸に資する健康づくり活動に対して支援します。
担当	高齢福祉課

事業名	1-8-7 短期集中予防サービス【高3-2-1】
事業概要	生活機能等の低下が見られる高齢者に対して、筋力向上、口腔機能向上、栄養改善の複合型プログラムを実施します。
担当	高齢福祉課

事業名	1-8-8 介護予防把握事業【高3-2-2】
事業概要	介護認定を受けていない75歳以上85歳以下の方のうち、奇数年齢の方に「基本チェックリスト」を送付し、生活機能等に低下が見られるか把握するとともに、自身の心身や生活機能等の状態を知ることで、介護予防に取り組む契機とします。
担当	高齢福祉課

事業名	1-8-9 介護予防普及啓発事業【高3-2-3】
事業概要	文の京介護予防体操、介護予防教室、介護予防講演会、出前講座、介護予防展等を実施して介護予防の重要性を周知するとともに、すべての高齢者が介護予防に取り組むきっかけづくりと取組の機会を提供します。
担当	高齢福祉課
事業名	1-8-10 介護予防ボランティア指導者等養成事業【高3-2-4】
事業概要	地域で支える介護予防の担い手として、文の京介護予防体操推進リーダーや転倒骨折予防教室ボランティア指導員等の養成を図ります。
担当	高齢福祉課
事業名	1-8-11 文の京フレイル予防プロジェクト【高3-2-5】
事業概要	高齢者の虚弱（フレイル）を予防するため、フレイルチェックなどの取組を、区内の住民主体の通いの場などと連携して実施します。フレイルチェックは、健康運動指導士等の専門職からなる「フレイルトレーナー」の助言を受けながら、専門の研修を受けた区民からなる「フレイルセンター」が中心となって主体的に運営します。
担当	高齢福祉課

1-9 食育の推進（文京区食育推進計画）

健康的な食生活の実践により、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、平成17年に食育基本法が制定されました。また、食育を総合的・計画的に推進するため、同法に基づき平成18年に食育推進基本計画が策定されました。策定後は5年毎（平成23年、28年、令和3年）に見直しが行われ、現在第4次計画が推進されています。第4次計画では、これまでの15年間の取組による成果と、社会環境の変化の中で明らかになった新たな状況や課題を踏まえ、①生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進、②持続可能な食を支える食育の推進、③「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進が重点事項となっています。本区では、国の策定した食育推進計画の内容をふまえ、関係機関と連携をとりながら区食育推進計画を策定しています。

本区において令和4年度に実施した健康に関するニーズ調査の結果からは、若年層の朝食の欠食、生活習慣病予防と健康づくりが課題と考えられます。

朝食は、10歳代～30歳代の若年層ほど欠食する傾向があります。小学生や中学生にも欠食する者が一定数いることから、子どもの頃から朝食をとる習慣を身につけ、大人になっても継続することができるよう、子どもとその親世代に対して望ましい食習慣について啓発し、支援していくことが必要です。

生活習慣病関連では、メタボリックシンドロームを判定する基準であるBMI 25.0以上の肥満である者は、50～60歳代男性に多くなっています。一方、BMI 18.5未満のやせの者は、女性全体で約15%を占めています。やせについては、将来の妊娠・出産を控えた若年層は低出生体重児を出産するリスクとの関連から、また、高齢者は健康寿命の延伸や介護予防の視点から、「低栄養」「栄養欠乏」の問題の重要性が高まっています。

また、中食^{※17}や外食の利用がひろがる社会環境の一方、ニーズ調査では家庭で調理する頻度が増加していることから、多様な個々の食習慣やライフスタイルに合わせた啓発及び食環境整備を行う必要があります。適正体重を維持し、生活習慣病の予防及び改善につながる健康的な食生活を実践できるよう、主食・主菜・副菜のそろった栄養バランスに優れた日本型食生活をはじめ、野菜摂取量の増加や食塩摂取量の低減など、食に関する興味と意識の向上を図ります。そして、これらを着実に実施し、効果的な情報発信を行うため、デジタルツールの活用を推進してまいります。

※17 中食：惣菜や弁当などの調理された食品を用いて家庭でする食事。また、その食品のこと。

「文京区食育推進計画」では、区民一人ひとりがさらに食に興味をもち、食に関する意識を高め、生涯にわたって健全な心身を培うことができるよう、食育の推進に取り組んでいます。区立保育園では、「文京区立保育園食育年間計画」「年齢別食育の進め方」に基づき子どもの発育・発達に応じた食育を進めています。また、区立小・中学校では、「文京区立小・中学校食育推進計画」に基づき児童・生徒への食育を進めています。

今後も、区民・家庭、保育園・学校、事業者、地域団体、行政がそれぞれ食の担い手として協働し、食育目標「区民が食を楽しみながら心身ともに健康で豊かな生活を送ること」を掲げ、ライフステージに応じた自分らしい食生活及び健康づくりを実践できるよう取組を進めてまいります。

【取組のポイント】

①食と健康づくり

生活習慣病の予防及び改善につながる健全な食生活を実践できるよう、食に関する興味と意識の向上を図るとともに、健康づくりを視点とした食環境整備を行います。

②食を通じたコミュニケーション

講習会の修了者や区内在住栄養士を中心とした食育サポーターを育成し、地域の食育活動を推進します。

③食を大切にする心

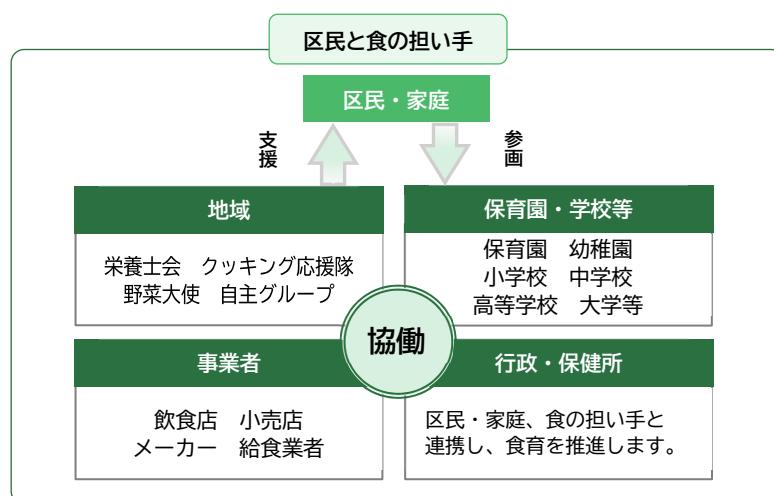
食に関する様々な体験活動を通して、自然の恩恵や食に関する人々への感謝の念と理解を深め、食糧問題や環境への関心を高めます。

④食の安全

区民一人ひとりが食の安全や食品表示に関する知識理解を深め、食品を選択する能力の向上を目指します。

文京区の食育目標

区民が食を楽しみながら心身ともに健康で豊かな生活を送ること



【行動目標】

	ベースライン (令和4年度)	目標 (令和10年度)
食育についての認知度の増加		
	53.7%	57.7%
食に関して次のことが重要だと思う人の増加		
食を通じたコミュニケーション	39.9%	増やす
食事に関するマナー や作法を身につける	31.4%	増やす
食文化の継承	25.3%	増やす
1日3回規則正しく食べる人の増加 <1-2再掲>		
	55.3%	58.3%
1日1回は主食・主菜・副菜をそろえた食事をする人の増加 <1-2再掲>		
	39.9%	42.9%
野菜を食べる人の増加 <1-2再掲>		
男性	35.3%	40.3%
女性	48.1%	53.1%
朝食を毎日食べる人の増加 <1-2再掲>		
20~29歳男性	36.8%	41.8%
20~29歳女性	47.2%	52.2%
朝食を毎日食べる人の増加		
区立小学校5年生	87.2%	100%に近づける
区立中学校2年生	78.5%	100%に近づける

【計画事業】

事業名	1-9-1 食育普及
事業概要	望ましい食生活について理解を深め、実践していくことができるよう、講座やイベント等を通して情報発信を行います。また、区とともに食育を推進していく食育センターを養成します。
担当	健康推進課

(2) 地域医療の連携と療養支援

2-1 地域医療連携の推進

区民が適切に医療及び介護サービスを利用できるよう情報提供に努めるとともに、地域医療連携推進協議会・検討部会では、在宅医療の推進等について、区の実情や国等の動向を踏まえた検討を進め、地域の医療・介護関係者の連携を強化していきます。

【計画事業】

進行管理対象事業

事業名	2-1-1 地域医療連携推進協議会・検討部会の運営	
事業概要	区内大学病院、都立病院、地区医師会・歯科医師会・薬剤師会等で構成する協議会及び検討部会を通じて、地域医療の現状把握、課題の整理を行って、対応策の協議・検討を行います。	
担当	健康推進課、高齢福祉課	
	令和4年度実績	令和11年度目標
実績と 計画内容	<p>◆地域医療連携推進協議会 1回開催</p> <p>◆検討部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・障害者口腔保健医療検討部会 1回開催 ・小児初期救急医療検討部会 1回開催 ・在宅医療検討部会 2回開催 	<p>◆地域医療連携推進協議会 1回開催</p> <p>◆検討部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・障害者口腔保健医療検討部会 1回開催 ・小児初期救急医療検討部会 1回開催 ・在宅医療検討部会 2回開催

事業名	2-1-2 在宅医療・介護連携推進事業【高1-2-2】
事業概要	医療と介護の両方を必要とする高齢者が、人生の最期まで住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の医療・看護・介護等の関係者による多職種連携体制を構築し、日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取りといった4つの場面における在宅医療・介護連携の取組を推進します。
担当	高齢福祉課

第4章 目標と計画事業

事業名	2-1-3 「かかりつけ医・歯科医・薬剤師」の定着 【高1-2-3】
事業概要	地域の医院・歯科医院・薬局を掲載した冊子の配布等を通じて、日頃から健康や医療、薬について相談できるかかりつけ医・歯科医・薬剤師を持つことを区民に推奨します。
担当	高齢福祉課
事業名	2-1-4 休日医療の確保
事業概要	内科・小児科は、地区医師会当番医により昼間・準夜間の、歯科は地区歯科医師会当番医により昼間の日曜・祝日・ゴールデンウィーク・年末年始における診療体制を確保します。また、休日診療の処方せんに応需する薬局を確保します。
担当	健康推進課
事業名	2-1-5 認知症相談【高1-3-7】
事業概要	認知症の早期支援・早期対応を推進するため、高齢者あんしん相談センターに嘱託医を配置し、もの忘れ医療相談等、認知症に係る相談体制を推進します。
担当	高齢福祉課
事業名	2-1-6 認知症ケアパスの普及啓発【高1-3-3】
事業概要	認知症の本人やその家族が生活機能障害の進行状況に応じて、いつ、どこで、どのような支援を受けることができるのかを早い段階で把握できるよう、適切なサービス提供の流れを整理・明示した認知症ケアパス（あんしん生活ガイド）の普及啓発を図ります。 また、認知症になっても、日常生活上の工夫があれば、自分らしい生活が続けられることを周知するため、認知症に寄り添う機器展（認PAKU）を実施します。
担当	高齢福祉課
事業名	2-1-7 認知症サポート医・かかりつけ医との連携【高1-3-6】
事業概要	区内医師会に所属する認知症サポート医を嘱託医として配置し、かかりつけ医と連携しながら、認知症の早期支援・早期対応等の認知症施策を円滑かつ効果的に推進します。
担当	高齢福祉課

事業名	2-1-8 認知症初期集中支援推進事業【高1-3-8】
事業概要	複数の専門職により構成する認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の本人や家族に対する初期の支援を包括的・集中的に行い、在宅生活のサポートを行います。
担当	高齢福祉課

2-2 災害時医療の確保

大規模災害の発生に備え、区内避難所に設置する医療救護所に参集する医療従事者を確保し、備蓄している医療資材・医薬品の更新等を行うとともに、医療救護活動を円滑に行うための取組を推進します。また、在宅人工呼吸器使用者の現状に合わせた災害時個別支援計画の作成を継続するため、関係機関の連携を強化します。

【 計画事業 】

進行管理対象事業

事業名	2-2-1 災害用医療資材・医薬品の更新		
事業概要	災害用に備蓄している医療資材・医薬品の更新等を関係団体と連携して行います。		
担当	生活衛生課		
実績と 計画内容	令和4年度実績	令和11年度目標	
	医療資材の更新・新規購入	医療資材の更新・品目の見直し	
	医薬品の更新・新規購入	医薬品の更新・品目の見直し	

事業名	2-2-2 医師等の区防災訓練への参加		
事業概要	防災課が実施する避難所総合訓練に、各避難所の医療救護所に参集する地区医師会等の医師等が参加します。		
担当	生活衛生課		

事業名	2-2-3 医師等対象の区トリアージ研修の実施		
事業概要	医療救護所での活動を円滑に行うため、地区医師会、歯科医師会、薬剤師会を対象にトリアージに関する研修を実施します。		
担当	生活衛生課		

事業名	2-2-4 災害医療運営連絡会の開催		
事業概要	医療関係機関と災害時医療体制の整備に関する協議を行うための連絡会を開催します。		
担当	生活衛生課		

進行管理対象事業

事業名	2-2-5 在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画の作成支援	
事業概要	在宅人工呼吸器使用者に対し、災害時に備え、対象者の状況に応じた具体的な支援方法を盛り込んだ個別支援計画の作成を進めます。	
担当	予防対策課	
実績と 計画内容	令和4年度実績	令和11年度目標
	計画の新規作成及びモニタリングの実施	計画の新規作成及びモニタリングの実施

事業名	2-2-6 災害時個別支援計画関係者連絡会の実施	
事業概要	関係機関に個別支援計画作成の目的や必要性等を周知し、対象者の把握や課題の共有を図ります。	
担当	予防対策課	

2-3 精神保健医療対策

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、当事者や家族等を取り巻く様々な環境を考慮しつつ、重層的な連携による支援体制の構築を推進していきます。また、自殺は多様かつ複合的な原因及び背景を有しているため、関係機関と連携した包括的な取組を推進します。

【計画事業】

事業名	2-3-1 計画相談支援【障2-1-2】
事業概要	障害者のニーズに基づくサービス等利用計画(サービス利用支援・継続サービス利用支援)の作成と評価を行い、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、よりきめ細かな支援を行います。 障害福祉サービス利用者が増えていることから、計画相談支援の利用を希望する障害者が相談支援を受けられる体制を目指します。
担当	障害福祉課、予防対策課
事業名	2-3-2 地域安心生活支援事業【障2-1-10】
事業概要	障害者が地域で安心して暮らしていくことができるよう、相談等支援体制の充実を図り、休日・夜間を含めた緊急対応等を行うとともに、病院から地域生活への移行や定着の支援を進めます。
担当	障害福祉課
事業名	2-3-3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【障1-4-3】
事業概要	保健・医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するための議論を行います。
担当	予防対策課
事業名	2-3-4 精神障害者の地域定着支援体制の強化【障1-4-4】
事業概要	在宅の精神障害者が地域で安定した生活を送るために、区内の福祉施設及び医療機関などの実務者を構成員とした連絡会を開催し、支援体制の強化を行います。
担当	予防対策課

事業名	2-3-5 地域生活安定化支援事業【障1-1-18】
事業概要	文京地域生活支援センターあかり、エナジーハウス、地域活動支援センターみんなの部屋の3か所において、未治療者や治療中断のおそれがあり、既存の障害福祉サービスでは地域生活を送ることが困難な精神障害者を対象として、通院同行、服薬見守り及び生活支援を行います。
担当	予防対策課

事業名	2-3-6 地域移行支援【障1-4-5】
事業概要	障害者支援施設等に入所している障害者や、精神科病院に入院している精神障害者等に対して、住居の確保やその他地域における生活に移行するための活動に関する相談や、その他の必要な支援を行い、地域移行の促進を図ります。
担当	障害福祉課、予防対策課

事業名	2-3-7 地域定着支援【障1-4-6】
事業概要	単身者及び同居家族の高齢化等により家族の支援を受けられない地域の障害者に対して、常時連絡等が可能なサポート体制を整備し、地域定着を図ります。
担当	障害福祉課、予防対策課

事業名	2-3-8 退院後支援事業【障1-4-7】
事業概要	保健所設置自治体が中心となって支援を行う必要がある措置入院中の精神障害者について、必要な医療等の支援を適切に受け社会復帰できるように、退院後支援計画を作成し、関係者会議を開催します。
担当	予防対策課

事業名	2-3-9 グループホームの拡充【障1-3-1】
事業概要	障害者が地域の中で自立した生活を送れるよう、社会福祉法人等による障害者グループホーム整備費補助の活用を推進するほか、社会福祉法人等が民間アパート等を借り上げて障害者グループホームを開所する際の初期費用の補助を行うことにより、施設整備を促進します。また、既存事業者が居室を増やす場合も補助を行います。
担当	障害福祉課、予防対策課

第4章 目標と計画事業

事業名	2-3-10 自立支援医療【障1-6-1】
事業概要	心身の障害の状態の軽減を図り、必要な医療についての支援を行うことで、障害者・児の自立した日常生活又は社会生活を推進します。
担当	障害福祉課、予防対策課、健康推進課
事業名	2-3-11 福祉手当の支給【障1-7-1】
事業概要	心身に障害のある方に対し、自立した社会生活を送るための一助となるように、心身障害者等福祉手当・精神障害者福祉手当(区制度)・特別障害者手当等(国制度)・重度心身障害者手当(都制度)を支給します(ただし、所得制限あり。)。
担当	障害福祉課、予防対策課
事業名	2-3-12 精神障害回復途上者デイケア事業【障1-5-1】
事業概要	回復途上の精神障害者を対象に、対人関係などの障害を改善し社会復帰を目指すことを目的として、集団生活指導や生活技能訓練などの各種プログラムを用いた事業を実施します。
担当	保健サービスセンター
事業名	2-3-13 自殺対策推進に係る連携会議の開催
事業概要	関係機関で構成する自殺対策に関する会議を開催し、自殺の現状や課題の共有及び効果的な事業の検討等を行い、自殺対策推進に係る連携体制の構築の強化を図ります。
担当	予防対策課
事業名	2-3-14 ゲートキーパー養成研修の実施
事業概要	区民や関係機関等の職員を対象に、自殺対策や精神疾患に関する知識、対応力を高めるための人材育成研修を行います。
担当	予防対策課
事業名	2-3-15 自殺対策の普及啓発事業の充実
事業概要	こころの体温計(メンタルヘルスチェックシステム)や相談窓口一覧の作成・配布及び講演会を開催し、自殺対策に関する理解の促進を図ります。
担当	予防対策課

2-4 在宅療養患者等の支援

難病や呼吸器疾患、アレルギー疾患の患者は長期で療養が必要なケースが多いため、引き続き患者のニーズに合わせた療養支援体制の充実を図ります。

【計画事業】

事業名	2-4-1 難病患者等への療養支援
事業概要	難病患者及びその家族の生活の質（QOL）を向上するため、難病医療費等助成制度申請などの機会を活用し、在宅療養の相談や社会資源活用の支援を実施します。
担当	保健サービスセンター、障害福祉課

事業名	2-4-2 木よう体操教室 (旧 難病リハビリ教室、パーキンソン病体操教室)【障1-5-4】
事業概要	在宅の難病患者を対象に、体操やレクリエーション、参加者同士の交流の機会を提供し疾病の理解や生活の質（QOL）の維持・向上を目指します。
担当	保健サービスセンター

事業名	2-4-3 医療的ケア児支援体制の構築【障4-2-3】
事業概要	医療的ケア児が、未就学期・学齢期・成人期のライフステージに応じて円滑かつ適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関による連絡会を開催し、適切な支援体制の構築に向けた課題・対策等について協議を行います。
担当	事務局：障害福祉課

事業名	2-4-4 医療的ケア児支援コーディネーターの配置【障4-2-4】
事業概要	医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進します。
担当	障害福祉課

事業名	2-4-5 医療的ケア児在宅レスパイト事業【障4-2-8】
事業概要	保護者等が、休息、就労又は就職活動の理由により在宅介護を行うことができない場合に、看護師又は准看護師を居宅に派遣し、保護者等に代わって医療的ケア児の医療的ケア等を行います。
担当	障害福祉課

第4章 目標と計画事業

事業名	2-4-6 公害認定患者等への療養支援
事業概要	呼吸器疾患で長期に療養している公害認定患者等の健康保持、増進のため、患者のニーズに沿った事業を継続的に実施します。
担当	予防対策課

事業名	2-4-7 アレルギー疾患患者等への療養支援 <small>新</small>
事業概要	患者・家族が適切な自己管理を行うことができ、発症予防や健康回復につながるよう、情報提供のための講演会等を実施します。
担当	予防対策課

事業名	2-4-8 アレルギー相談 <1-7-12再掲>
事業概要	15歳未満で小児ぜん息や湿疹等アレルギー症状のある乳幼児及び小児に対し、専門医の診察に基づき適切な生活指導や栄養指導を行い、発症予防及び健康の回復を図ります。
担当	保健サービスセンター

(3) 健康安全の確保

3-1 健康危機管理体制の強化

諸外国との人流・物流の増加、人獣共通感染症や薬剤耐性菌の増加等を背景に、今後もますます発生リスクが高まる可能性のある新興・再興感染症、食中毒などの健康危機管理対策を、国や東京都及び医療機関等と連携して構築します。

新型インフルエンザ等感染症の発生時に対応する医療体制については、関係機関と相互に情報交換を行いながら、連携して対策を推進します。

また、実践型訓練を含めた感染症有事対応研修・訓練により、職員等による即応体制の構築を図り、有事への備えを強化します。

【計画事業】

事業名	3-1-1 健康危機管理体制の強化
事業概要	健康危機発生の際は、感染症予防計画等に基づき、関係機関との連携を図りながら対策を進めます。
担当	予防対策課

事業名	3-1-2 新型インフルエンザ等感染症医療体制検討会議
事業概要	発生時のまん延防止対策及び医療体制について関係機関と協議するとともに、情報共有及び連携体制を構築します。
担当	予防対策課

進行管理対象事業

事業名	3-1-3 感染症有事対応研修・訓練 <small>新</small>	
事業概要	感染症予防計画等に基づき、感染症有事の際に、早期の体制確立に資する研修・訓練を実施します。	
担当	予防対策課	
実績と 計画内容	令和4年度実績	令和11年度目標
	令和6年度からの新規事業につき実績なし	年1回

3-2 感染症対策

感染症に対する知識の啓発を推進するとともに、ICTの効果的な活用により、発生時の迅速な対応及びまん延防止に取り組みます。

また結核患者に対する療養支援、HIV・性感染症予防の普及啓発等を実施します。

予防接種については、効果や副反応等の周知と接種勧奨を行い、接種率の向上に努めます。

【計画事業】

事業名	3-2-1 感染症積極的疫学調査
事業概要	感染症発生時に感染源、感染経路等の特定をするための調査であり、感染拡大防止対策に役立てます。
担当	予防対策課

事業名	3-2-2 ICTを活用した感染症対応 <small>(新)</small>
事業概要	正確で迅速な患者管理や感染症業務の効率化等のため、ICTの効果的な活用を推進します。
担当	予防対策課

事業名	3-2-3 結核患者医療費公費負担
事業概要	結核の医療費の一部を公費負担します。
担当	予防対策課

事業名	3-2-4 結核患者定期病状調査
事業概要	結核登録者のうち病状把握困難者について、医療機関等から病状を把握します。
担当	予防対策課

事業名	3-2-5 結核患者服薬支援
事業概要	服薬治療中の患者に対して、薬局等を活用した服薬支援を行います。
担当	予防対策課

事業名	3-2-6 HIV・性感染症予防普及啓発イベントの実施
事業概要	HIV／エイズ等性感染症予防に関する正しい知識の啓発イベントを実施します。
担当	予防対策課

事業名	3-2-7 HIV抗体検査
事業概要	匿名・無料でのHIV即日抗体検査を実施します。また、希望者には、性感染症（クラミジア、梅毒）検査も併せて実施します。
担当	保健サービスセンター

進行管理対象事業

事業名	3-2-8 定期予防接種の勧奨	
事業概要	予防接種法によって対象疾病、対象者及び接種期間などが定められた予防接種の接種率の向上に努めます。特に麻しん・風しんについては、国の予防指針に基づきMR（麻しん・風しん混合）ワクチン第1期及び第2期の接種率95%以上を目指します。	
担当	予防対策課	
実績と 計画内容	令和4年度実績	令和11年度目標
	MRワクチン第1期 98.2% MRワクチン第2期 94.8%	95%

事業名	3-2-9 任意予防接種の費用助成	
事業概要	予防接種法の対象となっていない予防接種について、費用の一部又は全額を助成します。	
担当	予防対策課	

3-3 医療安全の推進と医務薬事

区民の医療に対する安全・安心を確保するために、患者や家族への医療機関案内や医療安全に関する相談に応じる「患者の声相談窓口」を開設し、看護師による電話相談を行います。同時に診療所や薬局等の医療機関に対する監視指導において相談窓口との連携を強化することにより、患者と医療関係者との信頼関係の確保を図ります。

【計画事業】

事業名	3-3-1 医療相談
事業概要	患者やその家族から区内の診療所等に関する相談・苦情に応じ、自ら解決するための助言等を行うことを目的とした「患者の声相談窓口」を開設し、看護師による電話相談を行います。
担当	生活衛生課

事業名	3-3-2 医療施設への立入検査
事業概要	医療法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律等に基づき、診療所、歯科診療所、助産所、施術所等の施設への開設時検査、監視指導等を実施します。
担当	生活衛生課

事業名	3-3-3 薬局等薬事衛生関係施設への監視指導
事業概要	医薬品、医療機器、毒物劇物等取扱施設に対する監視指導を実施します。
担当	生活衛生課

事業名	3-3-4 医薬品・家庭用品の検体検査
事業概要	医薬品・家庭用品の品質、有効性、安全性を確認するため、検体を収去・試買し検査します。
担当	生活衛生課

事業名	3-3-5 薬局及び医薬品販売業者対象の薬事講習会
事業概要	医薬品等の品質、有効性、安全性を確保するため、薬局、医薬品販売業等の施設向けの講習会を開催します。
担当	生活衛生課

3-4 食品衛生の推進

飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、区民の食生活の安全を確保するため、食品関係施設に対するHACCPに沿った衛生管理の支援及び監視指導を行うとともに、食品関係事業者・区民・区の連携による情報共有を図ります。

【計画事業】

事業名	3-4-1 食品衛生監視指導
事業概要	食品関係施設の許認可事務及び食品衛生監視指導を行います。また、食中毒の発生リスクの高い業種及び大量調理施設に対する監視指導及び食中毒発生予防のための事業を行います。
担当	生活衛生課

事業名	3-4-2 食の安全を確保するための情報共有事業
事業概要	食中毒多発期の注意喚起及び食品衛生に関する問題発生時等の情報を提供し、食品衛生知識の普及啓発を図ります。また、食品衛生監視指導の実施状況と計画等についてお知らせするとともに、区民・事業者・行政間の情報及び意見の交換を実施します。
担当	生活衛生課

事業名	3-4-3 HACCPに沿った衛生管理の支援
事業概要	食品衛生実務講習会や施設立入時等に食品衛生関係の情報を提供し、食品関係施設に対してHACCPに沿った衛生管理の支援を行います。
担当	生活衛生課

3-5 環境衛生の推進

理容所、美容所、クリーニング所等の環境衛生関係施設や住宅宿泊事業者への適切な監視指導と自主的衛生管理の推進によって衛生水準の確保・向上を図ります。

また、多数の人が利用する特定建築物を健康で快適な環境で利用できるよう、空調・給排水・清掃・廃棄物処理・ねずみ害虫等について適正に管理するよう指導助言を行います。

【 計画事業 】

事業名	3-5-1 環境衛生講習会
事業概要	衛生管理に関する正確な情報、最新の情報を施設管理者に広く浸透させるために、専門家による衛生講習会を実施します。
担当	生活衛生課

事業名	3-5-2 営業施設の一斉監視指導
事業概要	業態ごとに、保健所の環境衛生監視員による立入検査を集中的に行い、効果的な衛生指導を行います。
担当	生活衛生課

事業名	3-5-3 特定建築物の立入検査
事業概要	気密性の高いビルの換気、飲料水の水質、衛生害虫の防除等が適切に行われるよう、特定建築物の監視・指導を行います。
担当	生活衛生課

3-6 動物衛生の推進

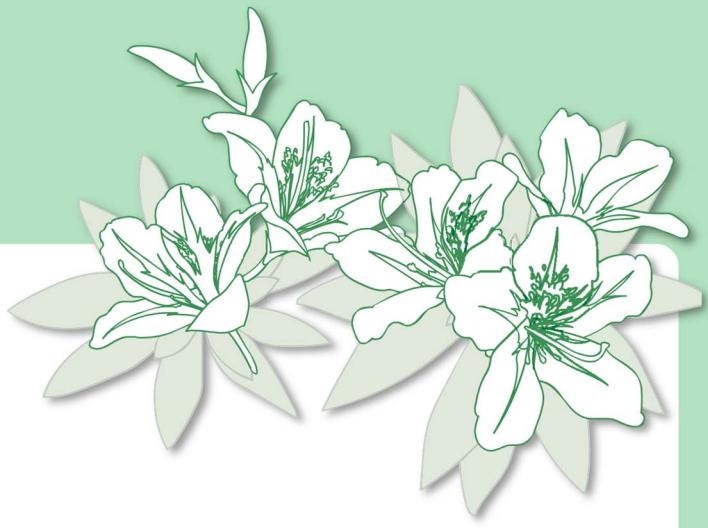
人・動物・環境の健康を維持していくには、どのひとつの健康も欠かすことのできないという「One Health」の観点から、人と動物が穏やかに共生できる社会の実現が必要です。そのため、狂犬病の発生予防対策事業やペットの適正飼養を啓発する事業、飼い主のいない猫を減らすための事業を推進します。

【計画事業】

事業名	3-6-1 狂犬病予防事業
事業概要	マイクロチップ装着も含めた犬の登録状況の把握や、鑑札・注射済票の発行を行います。また、狂犬病予防に関する制度について、飼い主に周知徹底を図ります。
担当	生活衛生課

事業名	3-6-2 動物の適正飼養の普及・啓発事業
事業概要	動物愛護のイベントの開催や区報・パンフレット等を通じて、人と動物の共生を目指した普及・啓発に努めます。 また、災害時のペット同行避難について周知啓発を行うとともに、発災時には避難所での適正飼養の指導を行います。
担当	生活衛生課

事業名	3-6-3 飼い主のいない猫対策事業
事業概要	区内に生息する飼い主のいない猫について去勢・不妊手術を実施し、手術費用の一部を助成します。また、区民ボランティアと協力し、飼い主のいない猫の譲渡及びこれに向けた取組を支援します。
担当	生活衛生課



資料編



資料編

1 行動目標の把握方法

行動目標については、以下のとおり、進捗を把握します。

行動目標	把握方法
1－1 健康的な生活習慣の確立	
適正体重（B M I 18.5～25.0未満）の人の増加 └20～69歳男性、20～69歳女性	文京区健康に関するニーズ調査
40歳代・50歳代男性の肥満（B M I 25.0以上）の減少 └40～59歳男性	
30歳代女性のやせ（B M I 18.5未満）の減少 └30～39歳女性	
肥満傾向にある子どもの減少 └小学5年男子、小学5年女子	全国体力・運動能力、運動習慣等調査
運動習慣を持つ人の増加 └20～64歳男性、20～64歳女性	文京区健康に関するニーズ調査
喫煙率の低下	
乳幼児がいる家庭での喫煙率の低下	3歳児健診アンケート
飲酒をする人の内、多量飲酒者（週5日以上1日3合以上飲酒する人）の割合の減少 └男性、女性	文京区健康に関するニーズ調査
1－2 健康的な栄養・食生活の推進	
食生活に気を付けている人の増加	文京区健康に関するニーズ調査
1日3回規則正しく食べる人の増加	
1日1回は主食・主菜・副菜をそろえた食事をする人の増加	
野菜を食べる人の増加 └男性、女性	
朝食を毎日食べる人の増加 └20～29歳男性、20～29歳女性	

行動目標	把握方法
1－3 こころの健康づくりの推進	
睡眠による休養が十分とれていない人の減少	
ストレスを感じている人の減少	文京区健康に関するニーズ調査
ストレスを解消できている人の増加	
1－5 歯と口腔の健康づくりの推進	
3歳児で4本以上のむし歯のある歯を有する児の割合	3歳児健診結果
12歳児でむし歯のない児の増加	学校保健統計
40歳以上における歯周炎を有する人の減少	歯周疾患検診結果
60歳以上における歯周炎を有する人の減少	
60歳以上で24歯以上の自分の歯を有する人の増加	
40歳以上で喪失歯のない人の増加	
50歳以上における咀嚼良好者の増加	文京区健康に関するニーズ調査
定期的に歯科健診を受ける人の増加	
丁寧に歯を磨く（1日2回以上磨く・清掃補助用具を使う）人の増加	
8020運動についての認知度の増加	
口腔機能低下についての認知度の増加	
全身疾患とむし歯や歯周病の関連性についての認知度の増加	
1－7 妊娠・出産・子育てへの切れ目ない支援	
妊娠の喫煙の防止	4か月児健診アンケート
妊娠中の飲酒の防止	
1－9 食育の推進（文京区食育推進計画）	
食育についての認知度の増加	文京区健康に関するニーズ調査
食に関して次のことが重要だと思う人の増加	
└ 食を通じたコミュニケーション	
└ 食事に関するマナーや作法を身につける	
└ 食文化の継承	
1日3回規則正しく食べる人の増加	
1日1回は主食・主菜・副菜をそろえた食事をする人の増加	
野菜を食べる人の増加	

行動目標	把握方法
朝食を毎日食べる人の増加 └20～29歳男性、20～29歳女性	文京区健康に関するニーズ調査
朝食を毎日食べる人の増加 └区立小学校5年生、区立中学校2年生	全国体力・運動能力、 運動習慣等調査

2 文京区地域福祉推進協議会設置要綱

制 定 平成8年7月11日文福福発第504号
最終改正 令和5年11月1日文福福第547号

(設置)

第1条 文京区における地域福祉の効果的な推進を図るため、文京区地域福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について総合的な協議を行い、その結果を文京区地域福祉推進本部設置要綱（6文福福第1188号。以下「本部設置要綱」という。）に基づき設置する文京区地域福祉推進本部に報告する。

（1）文京区地域福祉保健計画（以下「地域福祉保健計画」という。）に関すること。

（2）前号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関し必要なこと。

(組織)

第3条 協議会の委員は、地域福祉について識見を有する者のうちから、本部設置要綱第3条に規定する本部長（以下「本部長」という。）が委嘱する委員34人以内をもって構成する。

2 委員の構成は、次のとおりとする。

（1）学識経験者5人以内

（2）区内関係団体等の構成員20人以内

（3）公募区民9人以内

3 前項第3号に規定する委員は、別に定める文京区地域福祉推進協議会公募委員募集要領（12文福福発第204号）により募集する。

(任期)

第4条 委嘱された委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年の翌々年の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(構成)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、学識経験者のうちから、互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、委員のうちから、会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、必要に応じて協議会を招集し、主宰する。

(意見聴取)

第7条 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(分野別検討部会)

第8条 地域福祉保健計画の策定又は改定の検討を行うため、協議会の下に分野別検討部会（以下「部会」という。）を置く。

2 前項の規定により設置する部会は、次のとおりとする。

- (1) 子ども部会
- (2) 高齢者・介護保険部会
- (3) 障害者部会
- (4) 保健部会

3 部会は、地域福祉保健計画の策定又は改定に際し、当該計画について協議会から指定された事項を分野別に検討し、その結果を協議会に報告する。

4 部会は、部会長及び部会員をもって構成する。

5 部会長は、第3条第2項第1号の学識経験者のうちから、本部長が指名する。

6 部会員は、協議会委員のうちから、部会長が指名する。

7 前項に規定する者のほか、本部長は、地域福祉に係る分野の関係者等のうちから10人以内の者を部会員として委嘱することができる。ただし、本部長が特に必要と認めたときは、10人を超えて委嘱することができる。

8 第5項から第7項までの規定にかかわらず、第2項第2号に規定する高齢者・介護保険部会の部会長及び部会員は、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱（17文介介第1114号）に基づき設置された文京区地域包括ケア推進委員会の委員のうちから、本部長が委嘱する。

9 第5項から第7項までの規定にかかわらず、第2項第4号に規定する保健部会の部会長及び部会員は、文京区地域保健推進協議会条例（昭和50年3月文京区条例第15号）に基づき設置された文京区地域保健推進協議会の委員のうちから、本部長が委嘱し、又は任命する。

10 部会は、部会長が招集する。

11 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

12 第2項各号に規定する部会の庶務は、次に掲げる課において処理する。

- (1) 子ども部会子ども家庭部子育て支援課
- (2) 高齢者・介護保険部会福祉部高齢福祉課
- (3) 障害者部会福祉部障害福祉課

資料編

(4) 保健部会保健衛生部生活衛生課 (庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部福祉政策課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に会長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年1月22日から施行する。

(公募委員の特例)

2 平成22年度から平成23年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民であるもののうち4名以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号の公募区民を充てる。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(公募委員の特例)

2 平成24年度から平成25年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。

3 平成24年度から平成25年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則（平成13年3月文京区規則第30号）第2条第3号に規定する区民をもって充てる。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(公募委員の特例)

2 平成26年度から平成27年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち3人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。

3 平成26年度から平成27年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち1人については、同条第3項の規定にかかわら

ず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則（平成 13 年 3 月文京区規則第 30 号）第 2 条第 3 号に規定する区民をもって充てることができる。

- 4 平成 26 年度から平成 27 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかるらず、文京区子ども・子育て会議要綱（25 文男子第 606 号）第 2 条第 1 項第 6 号に規定する公募の区民をもって充てる。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（公募委員の特例）

- 2 平成 28 年度から平成 29 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかるらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第 4 条第 5 号に規定する公募区民をもって充てる。

- 3 平成 28 年度から平成 29 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかるらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則（平成 13 年 3 月文京区規則第 30 号）第 2 条第 3 号に規定する区民をもって充てることができる。

- 4 平成 28 年度から平成 29 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかるらず、文京区子ども・子育て会議要綱（25 文男子第 606 号）第 2 条第 1 項第 6 号に規定する公募の区民をもって充てる。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（公募委員の特例）

- 2 平成 30 年度から平成 31 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかるらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第 4 条第 5 号に規定する公募区民をもって充てる。

- 3 平成 30 年度から平成 31 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかるらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則（平成 13 年 3 月文京区規則第 30 号）第 2 条第 3 号に規定する区民をもって充てることができる。

- 4 平成 30 年度から平成 31 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定に

資料編

かかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱（25文男子第606号）第2条第1項第6号に規定する公募の区民をもって充てる。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
（公募委員の特例）
- 2 令和2年度から令和3年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかるらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱（17文介介第1114号）第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。
- 3 令和2年度から令和3年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかるらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則（平成13年3月文京区規則第30号）第2条第3号に規定する区民をもって充てることができる。
- 4 令和2年度から令和3年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかるらず、文京区子ども・子育て会議要綱（25文男子第606号）第2条第1項第6号に規定する公募の区民をもって充てる。

付 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
（公募委員の特例）
- 2 令和4年度から令和5年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかるらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱（17文介介第1114号）第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。
- 3 令和4年度から令和5年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかるらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則（平成13年3月文京区規則第30号）第2条第3号に規定する区民をもって充てることができる。
- 4 令和4年度から令和5年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかるらず、文京区子ども・子育て会議要綱（25文男子第606号）第2条第1項第6号に規定する公募の区民をもって充てる。

3 文京区地域福祉推進協議会委員名簿

令和4年4月～令和6年3月

番号	役職	氏名	団体名等	備考
1	会長	高橋 紘士	一般社団法人高齢者住宅協会顧問	
2	副会長	遠藤 利彦	東京大学大学院教授	
3		平岡 公一	東京通信大学教授	
4		高山 直樹	東洋大学教授	
5		神馬 征峰	東京大学名誉教授	
6		弓 幸史	小石川医師会	
7	団体推薦	山道 博	文京区医師会	5年度第1回まで
8		細部 高英	文京区医師会	5年度第2回から
9		佐藤 文彦	小石川歯科医師会	4年度第1回まで
10		土居 浩	小石川歯科医師会	4年度第2回から
11		三羽 敏夫	文京区歯科医師会	
12		岩楯 新司	文京区薬剤師会	4年度第1回まで
13		新井 悟	文京区薬剤師会	4年度第2回から
14		諸留 和夫	文京区町会連合会	
15		坂田 賢司	文京区社会福祉協議会	4年度第3回まで
16		石樵さゆり	文京区社会福祉協議会	5年度第1回から
17		柴崎 清恵	文京区民生委員・児童委員協議会	
18		木村 始	文京区高齢者クラブ連合会	
19		大橋 久	文京区青少年健全育成会	
20		大内 悅子	文京区女性団体連絡会	4年度第2回まで
21		堀口 法子	文京区女性団体連絡会	4年度第3回から
22		佐藤 良文	文京区私立幼稚園連合会	
23		高山 礼子	文京区話し合い員連絡協議会	4年度第3回まで
24		片岡 哲子	文京区話し合い員連絡協議会	5年度第1回から
25		宮長 定男	文京区介護サービス事業者連絡協議会	

番号	役職	氏名	団体名等	備考
26	団体推薦	中嶋 春子	文京区民生委員・児童委員協議会 (主任児童委員)	
27		佐々木妙子	文京区私立保育園（慈愛会保育園）	
28		山口 恵子	文京区知的障害者（児）の明日を創る会	
29		白土 正介	味わいクラブ	
30		平井 芙美	アピーム	
31	公募区民	鳩山多加子	(子ども・子育て会議)	
32		水谷 彰宏	(子ども・子育て会議)	
33		小倉 保志	(地域包括ケア推進委員会)	
34		鈴木 悅子	(地域包括ケア推進委員会)	
35		西村 久子	(地域保健推進協議会)	5年度第1回まで
36		小山 忍	(地域保健推進協議会)	5年度第1回まで
37		松川えりか	(地域保健推進協議会)	5年度第2回から
38		植村 元喜	(地域保健推進協議会)	5年度第2回から
39		武長 信亮		
40		篠木 一拓		
41		川上 智子		

4 保健部会部会員名簿

令和4年4月～令和6年3月

番号	区分	氏名	団体名等	備考
1	部会員	神馬 征峰	東京大学名誉教授	
2		内海 裕美	小石川医師会	
3		山道 博	文京区医師会	5年度第1回まで
4		細部 高英	文京区医師会	5年度第2回から
5		佐藤 文彦	小石川歯科医師会	4年度第1回まで
6		土居 浩	小石川歯科医師会	4年度第2回から
7		三羽 敏夫	文京区歯科医師会	
8		岩楯 新司	文京区薬剤師会	4年度第1回まで
9		新井 悟	文京区薬剤師会	4年度第2回から
10		橋本 初江	一般社団法人東京都助産師会 文京助産師会	
11		柴藤 徳洋	文京獣医師会	
12		神澤 輝実	東京都立駒込病院	4年度第3回まで
13		戸井 雅和	東京都立駒込病院	5年度第1回から
14		藤原 智子	民生委員・児童委員協議会	5年度第1回まで
15		安田 剛一	民生委員・児童委員協議会	5年度第2回から
16		坂庭富士雄	文京区環境衛生協会	5年度第1回まで
17		太田 良明	文京区環境衛生協会	5年度第2回から
18		渡辺 泰男	文京食品衛生協会	
19		諸留 和夫	文京区町会連合会	
20		大内 悅子	文京区女性団体連絡会	4年度第2回まで
21		増田みゆき	文京区女性団体連絡会	4年度第3回から 5年度第1回まで
22		細谷はるか	文京区女性団体連絡会	5年度第2回から
23		黒住麻理子	文京区地域活動栄養士会	
24		松尾 裕子	エナジーハウス	
25		白土 正介	味わいクラブ	

番号	区分	氏名	団体名等	備考
26	部会員	黒島 寛二	本郷消防署	5年度第1回まで
27		出口 雅一	小石川消防署	5年度第2回から
28		藤原 武男	東京医科歯科大学大学院教授	4年度第3回まで
29		川田 智之	日本医科大学大学院教授	
30		谷川 武	順天堂大学大学院教授	
31		植村 元喜	公募区民	5年度第2回から
32		小山 忍	公募区民	
33		西村 久子	公募区民	
34		松川えりか	公募区民	5年度第2回から
35		山口 麻衣	小学校長会・ 文京区立千駄木小学校校長	4年度第3回まで
36		山田 晴康	小学校長会・ 文京区立汐見小学校校長	5年度第1回から

5 文京区地域福祉推進本部設置要綱

制 定 平成7年2月20日文福福発第1188号
最終改正 令和2年3月30日2019文福福第1584号

(設置)

第1条 文京区地域福祉保健計画（以下「地域福祉保健計画」という。）その他福祉保健に関する基本的な計画に基づき、福祉、保健、医療、住宅、まちづくり等の広範囲にわたる施策を、総合的及び体系的に推進するため、文京区地域福祉推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉保健計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関し必要なこと。

(構成)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、区長とし、推進本部を統括する。
- 3 副本部長は、副区長及び教育長とし、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、職務を代理する順位は、副区長、教育長の順とする。
- 4 本部員は、文京区庁議等の設置に関する規則（平成6年3月文京区規則第10号）第4条第1項（区長、副区長及び教育長を除く。）及び第2項に規定する者をもって構成する。

(会議)

第4条 推進本部は、本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めたときは、副本部長及び本部員以外の者に出席を求め、意見を述べさせることができる。

(幹事会)

第5条 推進本部の効率的運営を図るため、推進本部の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進本部に付議する事案について必要な事項を検討し、その結果を推進本部に報告する。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- 4 幹事長は、福祉部長の職にある者とし、幹事会を統括する。
- 5 副幹事長は、子ども家庭部長、保健衛生部長及び地域包括ケア推進担当部長の職にある者とし、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を

代理する。この場合において、職務を代理する順位は、子ども家庭部長、保健衛生部長、地域包括ケア推進担当部長の順とする。

6 幹事は、区職員のうちから幹事長が指名する者とする。

7 幹事会は、幹事長が招集する。

8 その他幹事会に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

(専門部会及び分科会)

第6条 幹事長は、地域福祉保健計画の見直し又は改定に当たり、専門的事項について検討を行うため、幹事会の下に専門部会及び分科会を置くことができる。

2 専門部会及び分科会に関し必要な事項は、幹事長が定める。

(庶務)

第7条 推進本部及び幹事会の庶務は、福祉部福祉政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 2 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

6 文京区地域福祉推進本部名簿

令和6年3月現在

幹事会役職	氏名	職名
1 本部長	成澤 廣修	区 長
2 副本部長	佐藤 正子	副区長
3	加藤 裕一	教育長
4	大川 秀樹	企画政策部長
5	竹田 弘一	総務部長
6	渡邊 了	危機管理室長
7	鵜沼 秀之	区民部長
8	高橋 征博	アカデミー推進部長
9	竹越 淳	福祉部長
10	鈴木 裕佳	地域包括ケア推進担当部長
11	多田栄一郎	子ども家庭部長
12	矢内真理子	保健衛生部長
13	澤井 英樹	都市計画部長
14	吉田 雄大	土木部長
15	木幡 光伸	資源環境部長
16	長塚 隆史	施設管理部長
17	内野 陽	会計管理者
18	新名 幸男	教育推進部長
19	吉岡 利行	監査事務局長
20	小野 光幸	区議会事務局長
21	横山 尚人	企画政策部企画課長
22	進 憲司	企画政策部財政課長
23	日比谷光輝	企画政策部広報課長
24	武藤 充輝	総務部総務課長
25	畠中 貴史	総務部職員課長

7

文京区地域福祉推進本部幹事会名簿

令和6年3月現在

	幹事会役職	氏名	役職
1	幹事長	竹越 淳	福祉部長
2	副幹事長	鈴木 裕佳	地域包括ケア推進担当部長
3		多田栄一郎	子ども家庭部長
4		矢内真理子	保健衛生部長
5	幹事	横山 尚人	企画政策部企画課長
6		津田 智	総務部ダイバーシティ推進担当課長
7		齊藤 嘉之	総務部防災課長
8		木村 健	福祉部福祉政策課長
9		瀬尾かおり	福祉部高齢福祉課長
10		木内 恵美	福祉部地域包括ケア推進担当課長
11		橋本 淳一	福祉部障害福祉課長
12		渡部 雅弘	福祉部生活福祉課長
13		阿部 英幸	福祉部介護保険課長
14		中島 一浩	福祉部国保年金課長（高齢者医療担当課長兼務）
15		篠原 秀徳	子ども家庭部子育て支援課長
16		奥田 光広	子ども家庭部幼児保育課長
17		永尾 真一	子ども家庭部子ども施設担当課長
18		大戸 靖彦	子ども家庭部子ども家庭支援センター所長
19		佐藤 武大	子ども家庭部児童相談所準備担当課長
20		熱田 直道	保健衛生部生活衛生課長
21		田口 弘之	保健衛生部健康推進課長
22		小島 絵里	保健衛生部予防対策課長
23		内宮 純一	保健衛生部新型コロナウイルス感染症担当課長
24		大塚 仁雄	保健衛生部保健サービスセンター所長
25		中川 景司	教育推進部学務課長
26		赤津 一也	教育推進部教育指導課長
27		鈴木 大助	教育推進部児童青少年課長
28		木口 正和	教育推進部教育センター所長

8 幹事会・推進本部・地域福祉推進協議会の開催状況

地域福祉推進本部幹事会の開催状況

	開催日	主な議題
1	令和4年5月18日（水）	・分野別計画の策定に向けた実態調査の概要について
2	令和4年8月9日（火）	・分野別計画の策定に向けた実態調査の調査項目について
3	令和5年1月17日（火）	・分野別計画の策定に向けた実態調査の結果について
4	令和5年5月10日（水）	・新たな地域福祉保健計画の策定について
5	令和5年7月11日（火）	・地域福祉保健の推進計画の主要項目（案）について
6	令和5年8月17日（木）	・地域福祉保健計画の検討状況について
7	令和5年10月16日（月）	・地域福祉保健計画の中間のまとめについて
8	令和6年1月17日（水）	・中間のまとめのパブリックコメント及び区民説明会の実施結果について ・地域福祉保健計画の最終案について

地域福祉推進本部の開催状況

	開催日	主な議題
1	令和4年5月23日（月）	・分野別計画の策定に向けた実態調査の概要について
2	令和4年8月17日（水）	・分野別計画の策定に向けた実態調査の調査項目について
3	令和5年1月18日（水）	・分野別計画の策定に向けた実態調査の結果について
4	令和5年5月24日（水）	・新たな地域福祉保健計画の策定について
5	令和5年7月19日（水）	・地域福祉保健の推進計画の主要項目（案）について
6	令和5年8月23日（水）	・地域福祉保健計画の検討状況について
7	令和5年10月25日（水）	・地域福祉保健計画の中間のまとめについて
8	令和6年1月24日（水）	・中間のまとめのパブリックコメント及び区民説明会の実施結果について ・地域福祉保健計画の最終案について

地域福祉推進協議会の開催状況

	開催日	主な議題
1	令和4年5月30日（月）	・分野別計画の策定に向けた実態調査の概要について
2	令和4年8月23日（火）	・分野別計画の策定に向けた実態調査の調査項目について
3	令和5年1月24日（火）	・分野別計画の策定に向けた実態調査の結果について
4	令和5年5月31日（水）	・新たな地域福祉保健計画の策定について
5	令和5年7月26日（水）	・地域福祉保健の推進計画の主要項目（案）について
6	令和5年8月28日（月）	・地域福祉保健計画の検討状況について
7	令和5年11月2日（木）	・地域福祉保健計画の中間のまとめについて
8	令和6年2月6日（火）	・中間のまとめのパブリックコメント及び区民説明会の実施結果について ・地域福祉保険計画の最終案について

9 保健部会の開催状況

保健部会の開催状況

	開催日	主な議題
1	令和4年5月10日（火）	・健康に関するニーズ調査の概要について
2	令和4年7月26日（火）	・健康に関するニーズ調査の調査項目（案）について
3	令和5年1月12日（木）	・健康に関するニーズ調査の結果について
4	令和5年5月23日（火）	・保健医療の現状と課題について ・保健医療計画の主要項目及びその方向性について
5	令和5年7月27日（木）	・新たな保健医療計画の策定について
6	令和5年9月26日（火）	・保健医療計画の中間のまとめについて
7	令和6年1月18日（木）	・保健医療計画の最終案について

10

「中間のまとめ」に対する区民意見

本計画の策定に当たっては、「中間のまとめ」について、パブリックコメント（意見募集）と区民説明会を実施しました。

1 パブリックコメント

募集期間 令和5年12月4日（月）～令和6年1月4日（木）

提出者数 38人

2 区民説明会

開催日及び場所

令和5年 12月13日（水） 障害者会館

12月16日（土） 障害者会館

参加者数 11人

「文の京」ハートフルプラン
文京区地域福祉保健計画
保健医療計画

(令和6年度～令和 11 年度)

令和6年(2024 年)3月発行

発 行／文京区

編 集／保健衛生部生活衛生課

〒112-8555 文京区春日一丁目 16 番 21 号

03-5803-1223(直通)

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/>

印刷物番号 E0123045 頒布価格 820 円

